

加美町笑顔幸福プラン

第二次加美町総合計画

加 美 町

= 目 次 =

序章

第1節 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 総合計画の性格と役割.....	1
3. 計画の構成と期間.....	1
第2節 加美町の概況.....	3
第3節 加美町をとりまく動向と基本的な課題.....	7
1. 計画の背景となる時代の変化.....	7
2. 町民満足度調査結果（概要）.....	10
3. 加美町の基本的な課題.....	18

第1章 基本構想

第1節 まちづくりの基本理念.....	21
第2節 町の将来像	22
1. 将来像	22
2. 将来指標の見通し.....	23
3. 土地利用構想.....	25
第3節 まちづくりの推進のために.....	29
1. まちづくりの役割.....	29
2. まちづくりの進行管理.....	30
第4節 施策の大綱	31
1. 人と自然が共生する持続可能なまち.....	31
2. 健やかで笑顔あふれるまち.....	31
3. 安全・安心で快適に暮らせるまち.....	32
4. 魅力あふれ、豊かでにぎわいのあるまち.....	33
5. だれもが学ぶ幸せを感じられるまち.....	33
6. 住民と行政の協働による自立したまち.....	34
第5節 まちづくりの重点プロジェクト.....	36
1. 里山経済の確立.....	36
2. 健幸社会の実現.....	36
3. 子ども・子育て応援社会の実現.....	37

第2章 基本計画

第1節 人と自然が共生する持続可能なまち.....	41
1. 自然環境の保全と活用.....	42
2. 環境に配慮したまちづくり.....	44
3. まちなみ・農村景観の整備.....	46
4. 循環型社会の構築.....	48
第2節 健やかで笑顔あふれるまち.....	50
1. 健康づくりの推進.....	51
2. 医療体制の充実.....	54
3. 高齢者福祉の充実.....	56
4. 障がい者（児）福祉の充実.....	58
5. 子育て支援の充実.....	60
6. 地域福祉の充実.....	62
第3節 安全・安心で快適に暮らせるまち.....	64
1. 消防防災・防犯対策の充実.....	65
2. 上下水道事業の推進.....	67
3. 総合的な交通体系の整備.....	69
4. 交通安全対策の充実.....	72
5. 治山・治水対策の推進.....	74
6. 快適な住宅地の整備.....	76
7. 公園・緑地の整備.....	79
第4節 魅力あふれ、豊かでにぎわいのあるまち.....	81
1. 地場産業の振興.....	83
2. 農林水産業の振興.....	86
3. 商工業の振興.....	89
4. 観光産業の振興.....	92
5. 雇用の創出.....	94
6. 農村体験を通じた交流の推進.....	96
第5節 だれもが学ぶ幸せを感じられるまち.....	98
1. 生涯学習の推進体制の整備充実.....	100
2. 家庭教育の充実.....	102
3. 学校教育の充実.....	104
4. 青少年の健全育成.....	107
5. 社会教育の充実.....	109
6. 生涯スポーツの充実.....	111

7. 芸術・文化活動の支援と創造.....	114
8. 文化財・伝統文化の保護・継承.....	116
第6節 住民と行政の協働による自立したまち.....	118
1. コミュニティ活動の推進.....	119
2. 住民参加の推進.....	121
3. 国内外の交流の推進.....	123
4. 男女共同参画の推進.....	125
5. 効率的な行政運営の推進.....	127
6. 健全な財政運営の推進.....	130
7. 広域行政の推進.....	132

◆ 用語解説 135

※の付いている語句の説明があります。

なお、複数の箇所に使われている場合、最初に出てきた箇所のみに※を付けています。

序章

第 1 節 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

地域の一体的な整備、行財政基盤の強化、社会福祉など身近な行政サービスの充実及び将来にわたる地域の持続的な発展を図るため、平成 15 年、3 つの町が合併して加美町が誕生しました。

以降、平成 17 年に策定した第一次加美町総合計画を基本として、住民と行政の協働のもと、各種施策の実現に取り組み、自立したまちづくりを進めてきました。

その一方で、急速な少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、環境問題の深刻化、大規模災害への対応、経済のグローバル化など、この 10 年間で、私たちを取り巻く社会情勢は大きく変わり、地域社会や私たちの暮らしに様々な影響を及ぼしています。

これらの変化を的確に受け止め、これからの 10 年間を見据えたビジョンを示すとともに、住民と行政が相互の信頼関係のもとに目標を共有し、共に協力しあって魅力あふれるまちづくりに取り組んでいくため、第二次加美町総合計画を策定します。

また、加美町で生活する一人ひとりが“笑顔”にあふれ“幸福”が実感できるようにと願いを込め、第二次加美町総合計画の名称を「加美町笑顔幸福プラン」とします。

2. 総合計画の性格と役割

本計画は、本町のまちづくりの基本となるものであり、今後、展開していく各種施策や事業計画の総合的な指針となります。

また、住民に対してこれからのまちづくりの基本的な考え方を明確にし、町政に対する理解と協力を求めるものとなります。

さらに、本計画に基づく各種施策や事業が計画的に推進されるように、国や県に対して本町の基本的な考え方を発信する役割を有しています。

3. 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」より構成し、その概要は以下のとおりです。

(1) 基本構想

基本構想は、長期的な観点から、住民と行政が一体となってめざしていくまちづくりの

基本理念、将来像とともに、これを実現するためのまちづくりの方向性を示すものです。

計画の期間は、平成 27 年度（2015 年度）を初年度とし、平成 36 年度（2024 年度）を目標年次とします。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に示す施策の基本方向に基づき、将来像の実現に向けた具体的な目標とそれを実現するための各部門における施策を体系的に示すものです。

計画の期間は、基本構想と同様に平成 27 年度（2015 年度）を初年度とし、平成 36 年度（2024 年度）を目標年次とします。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に示す施策の方向を受けて、具体的な事業の実施に関わる事項を示すものです。

計画の期間は、平成 27 年度（2015 年度）から平成 30 年度（2018 年度）までの 4 年間とし、適正な進行管理を行いながら年度ごとに見直しを行います。

第2節 加美町の概況

(1) 自然・歴史・文化

本町は、宮城県の北西部に位置し、東西に約 32 km、南北約 28 km、面積は約 461 km²あり、県内でも有数の面積を有しています。西方は奥羽山脈を隔てて山形県尾花沢市に、東は大崎市に接しています。地形としては西部、北部、南部が山岳、丘陵地となっており、ブナなど豊かな森林を有する船形山や、加美富士と呼ばれ本町のシンボルとなる“葉菜山”^{やくらいさん}がそびえています。丘陵地から、鳴瀬川、田川などが貫流、その流域は肥沃な田園地帯が広がりをみせ、丘陵地帯、高原、平野部における四季折々の自然の変化が満喫できます。また、天然記念物「鉄魚」^{てつぎょ}の生息する魚取沼^{うとりぬま}などの湖沼が点在しています。

気象は、寒暖の差が大きい内陸型気候に属し、西部の山岳・丘陵地域は降雪量も多く、町域の一部が豪雪地帯に指定されています。最近 5 年間の平均気温は 11.3℃、年間平均降水量は 1,561mm であり、冬から春にかけて北西風が強い地域です。

本町の歴史は、旧石器時代の遺物が発見されるとともに、縄文時代の遺跡も数多く存在しており、先史時代から豊かな文化が花開いていました。奈良・平安時代の役所跡とされる「城生柵跡」^{じょうのさくあと}や「東山官衙遺跡」^{ひがしやまかんのいせき}、江戸時代の「松本家住宅」は国指定の文化財となっているなど多くの史跡が遺されています。町の沿革としては、明治 22 年に全国一律に行われた「明治の大合併」により 27 村から 1 町 5 村（中新田町・鳴瀬村・広原村・小野田村・宮崎村・賀美石村）に統合され、昭和 18 年に町制を施行した小野田町と、昭和 29 年の「昭和の大合併」で統合され町制を施行した中新田町及び宮崎町とで、平成 15 年 4 月に合併し『加美町』^{かみまち}が誕生しました。

また、長い歴史の中で培われ、地域に根ざした生活文化や、県指定の無形民俗文化財にも指定されている「中新田の虎舞」^{とらまい}、「小野田の田植踊」^{たうえおどり}、「柳沢の焼け八幡」^{はちまん}などの伝統芸能や祭などの個性あふれる地域文化が継承されています。さらに、新しい地域文化の創造をめざし、「バッハホール」や「やくらい文化センター」^{かりごめやき}、「切込焼記念館」などの施設の整備が図られ、特色ある文化活動が行われています。

(2) 人口の動向と特性

我が国の人口は平成 16 年をピークに減少に転じており、平成 32 年（2020 年）～平成 37 年（2025 年）以降は全ての都道府県で人口が減少すると予測されています。また、平成 47 年（2035 年）には人口の 3 分の 1 以上が高齢者となるとされています。

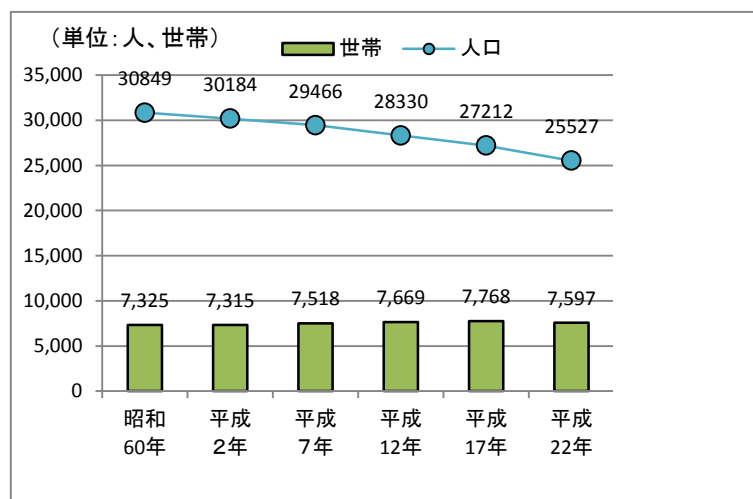
本町の人口は昭和 30 年の 38,718 人をピークに、減少の一途をたどり、平成 7 年には 30,000 人を割り込むなど、人口減少に歯止めのかからない状況です。

世帯数は平成 17 年まではわずかに増加していましたが、平成 22 年では減少に転じました。

本町の年齢3区分別人口構成比を見ると、15歳未満、15～64歳の割合は共に年々低下し、65歳以上の割合が高くなっている状況です。平成22年の65歳以上の人口の割合は県平均を8.3ポイント上回っており、少子高齢化が進んでいる状況といえます。

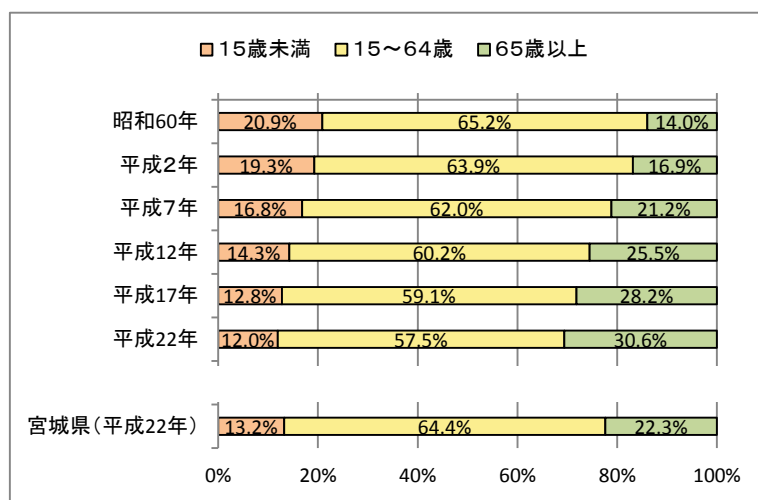
平成15年の加美町誕生後10年間の人口の自然動態を見ると、出生数は緩やかな減少傾向です。一方、死亡数は増加傾向を示しており、平成23、24年では死亡数が出生数の2倍以上となっています。社会動態は、平成23年を除き転出者数が転入者数を上回っており、社会増減数の減少が続いています。平成15年以降の10年間を平均すると、自然増減では毎年約159人、社会増減では毎年約164人減少していることになります。

【人口・世帯数の推移】



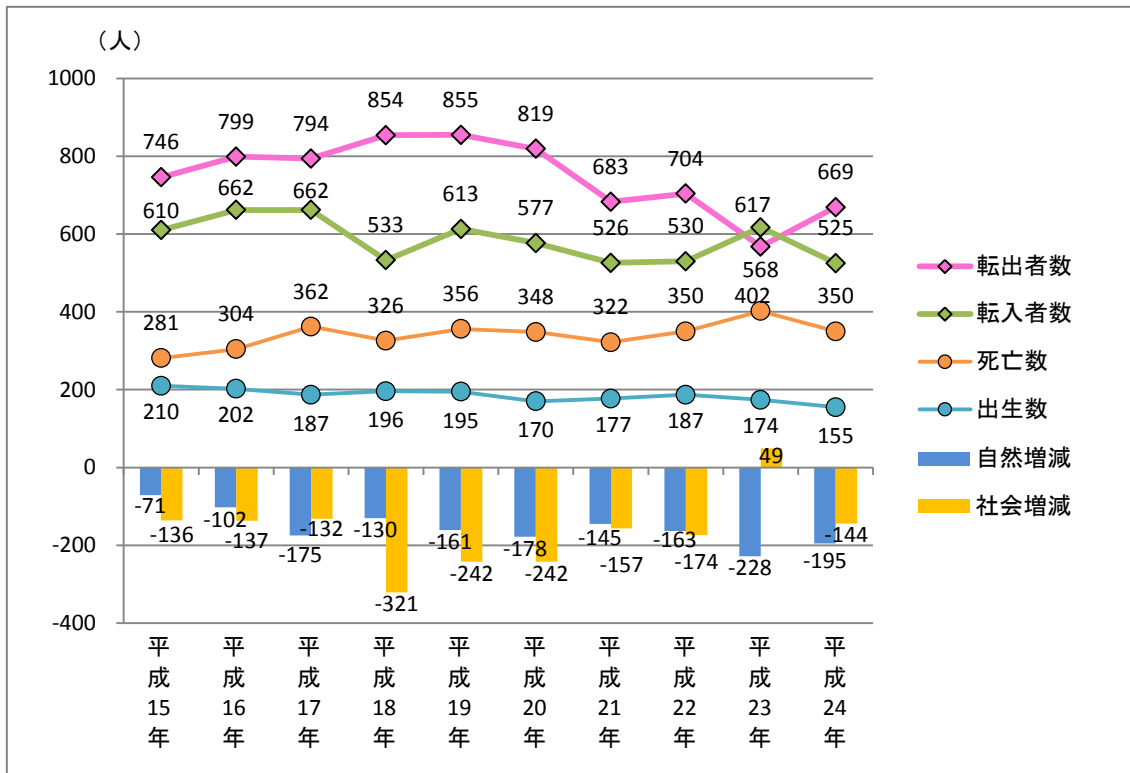
資料：国勢調査

【年齢3区分別人口構成比】



資料：国勢調査

【人口動態の推移】



資料：人口動態調査、住民基本台帳住民移動報告

(3) 産業

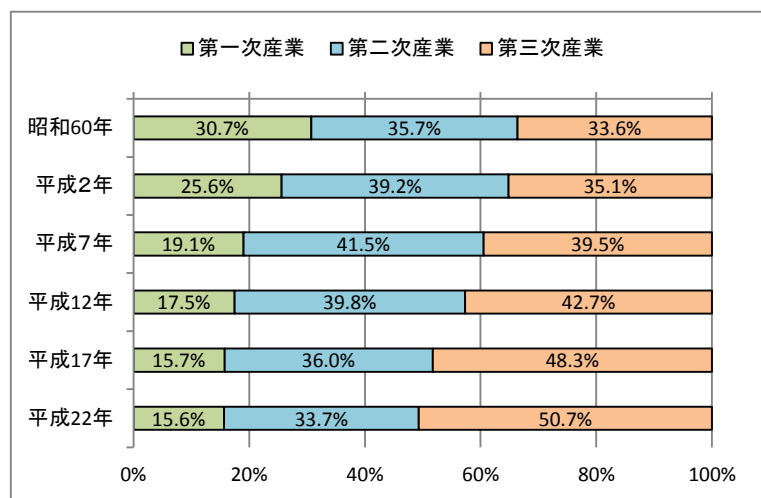
本町の産業は、稲作、野菜など多様な農産物の生産や、畜産との複合経営などによる農業を基幹産業とし、地域資源や伝統技術に根ざした地場産業の振興に努めているとともに、東北自動車道古川インターチェンジへの近接性を活かした企業の誘致、地域商業の振興などを積極的に進めています。

就業人口も人口の減少と同様に、昭和60年の16,258人をピークに減少し続けており、平成22年の就業人口は12,331人です。（国勢調査）

産業3区分別就業人口構成比を見ると、第一次産業が低下、第二次産業がわずかに低下、第三次産業が上昇しています。しかし、平成17～22年にかけての第一次産業の割合はほぼ横ばいです。

平成22年の昼間人口の状況を見ると、他市町村からの通勤者数が他市町村への通勤者数を下回っていますが、昼夜間人口比は97.3%と著しい状況ではありません。

【産業3区別就業人口構成比】



資料：国勢調査

注) 分類不能は除く。

【昼間人口の状況（平成22年）】

人口総数(人)	25,527
昼間人口(人)	24,554
他市町村への通勤・通学者数(人)	4,772
他市町村からの通勤・通学者数(人)	3,706
昼夜間人口比率(%)	97.3

資料：国勢調査

第3節 加美町をとりまく動向と基本的な課題

1. 計画の背景となる時代の変化

本計画の策定にあたって、今、時代がどのような方向に進み、変動しているかを認識するとともに、時代の流れの中で本町がどのような対応を図るべきかを考えていく必要があります。

(1) 持続可能な循環型社会※の構築

現代の社会経済活動は、資源、エネルギー、食料などの需要と消費拡大をもたらし、これらを増大させ続けることによって発展してきましたが、気候変動、有害廃棄物・化学物質による汚染、野生生物の絶滅など、地球規模での環境問題が生じています。

我が国では、エネルギー自給率を向上する取組を進めてきた結果、第一次石油ショック時の昭和48年に9.2%だった自給率は、平成22年には19.9%にまで改善されました。しかし、近年の推移をみると、原子力発電所が停止した結果、平成22年の19.9%から平成23年に11.2%、平成24年に6.0%と低下しています。

このような問題に対して、人々が豊かな自然の恵みを大切に、地球環境を守るために、資源の効率的な活用や循環型社会システムの構築を図り、持続可能で地球にやさしいまちづくりを進めていくことが求められています。また、太陽光、風力、バイオマス※などの再生可能エネルギー※の導入により、エネルギー自給率の向上、火力発電の燃料調達コスト抑制、CO₂排出量の削減などの課題解決に貢献することが期待されています。

(2) 少子高齢社会への対応

我が国の総人口は、明治期以降毎年平均1%増加を続けてきましたが、平成16年の1億2768万人をピークに長期的な減少過程に入り、平成72年（2060年）には1億人を下回ることが予想されています。また、生産年齢人口の減少と老年人口の増加により、生産年齢人口の扶養負担が増大していくことは、これまでの社会経済体制を維持していく上で大きな問題となっています。

少子高齢社会では、意欲と能力のある高齢者には社会の支え手となってもらうとともに、支えが必要となった時には、周囲の支えにより自立できる社会の実現が必要となっています。さらに、若い世代が子育てに伴う喜びを実感できると同時に子どもたちにとってもより良い社会を実現するため、日常生活の中での地域の取り組みや、産業、保健・医療・福祉サービスなど、多様な面からの連携の強化が求められています。

(3) 安全・安心な暮らしの場の確保

我が国の国土は、気象、地形などが極めて厳しいという特徴があり、平成23年3月には

東日本大震災により死者・行方不明者を合わせて2万人を超える甚大な被害が発生し、平成26年8月には局地的豪雨により広島市で発生した大規模な土砂災害で70名以上の人命が失われるなど、地震、津波、水害・土砂災害などの自然災害が発生しています。これらの経験を踏まえ、自然災害に備えた国土の全域に渡る強靱な国づくりが重要視されています。

また、平成22年12月2日には、中央自動車道笹子トンネルにおいて天井板が落下し、死亡者・負傷者が生じるといふ、我が国において例を見ない重大な事故が発生しました。この事故の後、人々の社会インフラの老朽化に対する関心は高まっており、真に必要な社会インフラの整備やこれまでに整備を進めてきた社会インフラの適切な維持管理・更新を進めていくことが求められています。

今後は、老朽化対策、事前防災・減災対策を抜本的に強化し、ソフト対策を適切に組み合わせつつ、命と暮らしを守るために緊急に必要なインフラ整備が必要です。

(4) 新たな産業構造の整備、個性化の進展

全国に385万ある中小企業・小規模事業者は、日本経済の根幹であり、地域経済と地域の雇用を支える重要な存在です。地域経済の活性化に向けて、中小企業などの担う役割は大きく、豊かな自然環境などの地域特性を活かした既存産業の付加価値の向上などが期待されています。このため、起業・創業も含めた空き店舗などの有効活用の仕組みの整備が必要不可欠となっています。

また、地方経済を支える農業においては、農業従事者の高齢化が進行するとともに、耕作放棄地の面積は、高齢農業者のリタイアなどに伴って拡大しています。今後、我が国の農業生産力の向上を図り、農業の有する多面的機能を将来にわたって発揮していくためには、生産効率の向上を図るための農業生産基盤の整備のほか、新規就農者の受入・育成のための仕組みづくりが不可欠です。

さらに、地域ブランドを一層強化するため、地域資源の発掘・磨き込み・発信・市場開拓を一貫して行えるよう支援制度を充実させることが必要です。

(5) 生涯学習や社会参加などを通じた生きがいくりと、地域づくりの推進役となる人づくり

人々の価値観が多様化する中で、社会参加活動や学習活動を通じての心の豊かさや生きがいの充足の機会が求められるとともに、女性、若者、高齢者、障がい者を始め、ひとり一人が生きがいを持って活躍できる選択肢の広い社会や地域のあり方が望まれています。

情報関連技術の高度化、国際化を踏まえながら、仕事、学習、趣味などの、住民ニーズに対応した生涯学習や社会参加の機会を充実させ、地域づくりの推進役となる「人づくり」を展開していくことが必要となっています。

(6) 住民と行政の協働による地域運営

少子高齢化や過疎化が進むこれからの地域社会において、災害時の助け合いや子育て、高齢者の生活介助をはじめ、住民サービスのニーズは多様化しています。また、人口減少が避けられない中、固有の資源を活用した地域の活性化も求められています。これらに対して、限られた財源や人材の中で、行政単独で対応することは困難な状況となっています。一方で、NPO※をはじめとした市民活動の活発化や、企業による社会的な課題解決の取組など、公的サービスに対する新たな担い手が増えてきています。

こうしたことを背景に、地域のことは自ら地域で決める社会の実現や、地域の多様な主体が協力し合い、身近な課題の解決や、活性化を図る力である「地域力」を高めるため、地域の運営、コミュニティ活動や様々な政策提言など、住民と行政が協働でまちづくりを進めるための仕組みづくりが一層重要になっています。

官と民が適切に連携し、適切な公共サービスの提供を実現するという、PPP／PFI※の趣旨を踏まえて、できるだけ税財源に頼ることなく、民間にとっても魅力的な事業を推進することで、必要なインフラ整備・更新と地域の活性化、経済成長につなげていくことが必要となっています。

2. 町民満足度調査結果(概要)

本計画の策定にあたって、町民の方々の意識、動向ならびに町の施策・まちづくりに対する要望などを把握し、町民との協働によるまちづくりを推進するため、「新町建設計画」ならびに「第一次加美町総合計画」に基づく施策に対する満足度、重要度及び将来の課題を把握、反映するために「加美町町民満足度調査」(町民アンケート調査)を実施しました。

町民満足度調査は、平成 24 年 12 月に満 20 歳以上の 2,000 人を対象に実施し、923 人(回収率：約 46%) から回答が寄せられました。

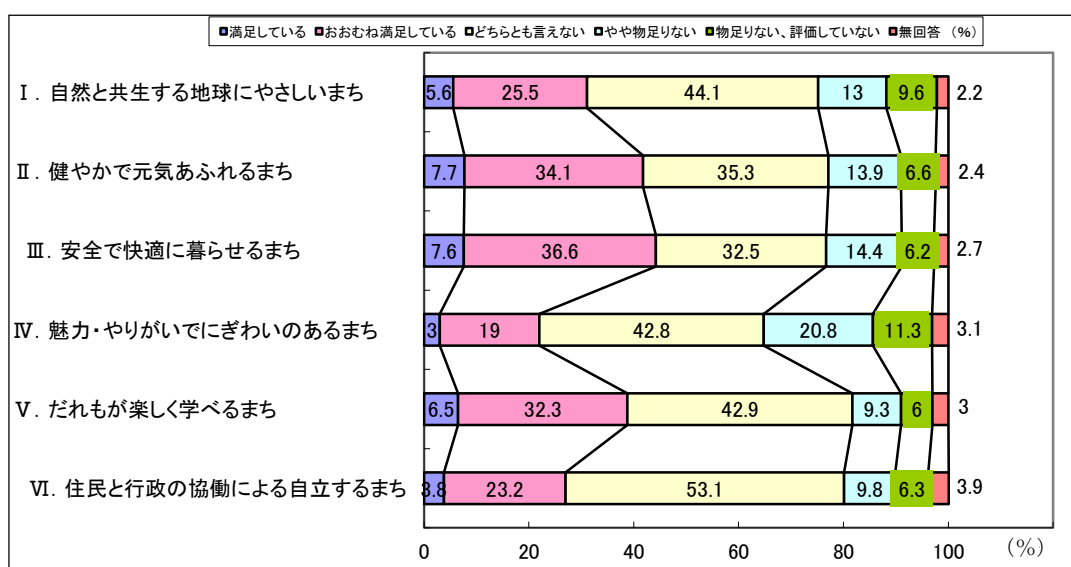
町民満足度調査結果の概要は以下に示すとおりです。

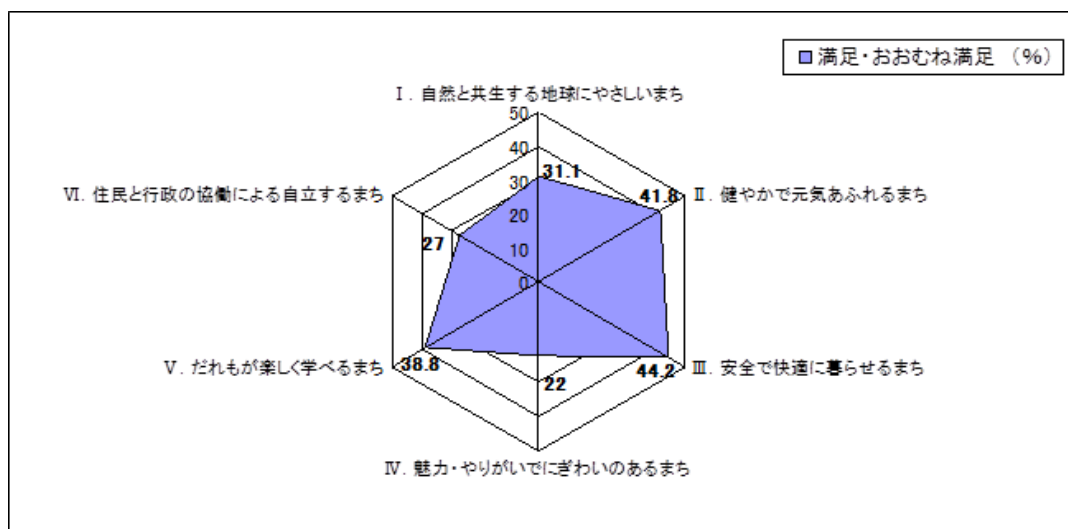
(1) 暮らしの満足度

これまでの総合計画で掲げてきた 6 つの政策について町民の満足度(「満足している」「おおむね満足している」の割合の合計。以下、同様。)をみると、「Ⅲ. 安全で快適に暮らせるまち」が 44.2%と最も高く、「Ⅱ. 健やかで元気あふれるまち」(41.8%)、「Ⅴ. だれもが楽しく学べるまち」(38.8%)の順となっています。最も満足度が高い「Ⅲ. 安全で快適に暮らせるまち」では、インフラ整備、住民バスなどの交通体系の確立、住宅リフォーム助成などの評価が高い状況でした。

一方、相対的に満足度が低かったのは、「Ⅳ. 魅力・やりがい・にぎわいのあるまち」(22.0%)です。「関係機関と連携したイベントの開催」や「薬菜山を中心とした観光施設の整備」は効果があったと感じている人が多いですが、「割増商品券発行への補助」はあまり効果を感じなかったようです。

各政策の評価の内容については、次項に示しました。





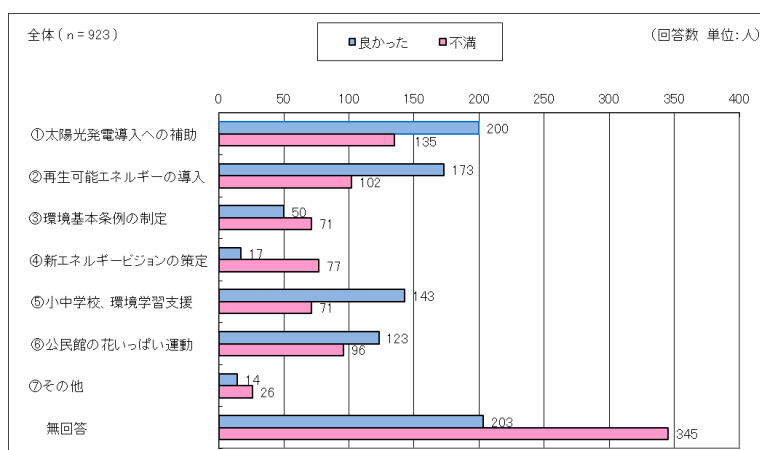
(2) 町の将来像について

＜Ⅰ. 自然と共生する地球にやさしいまち＞

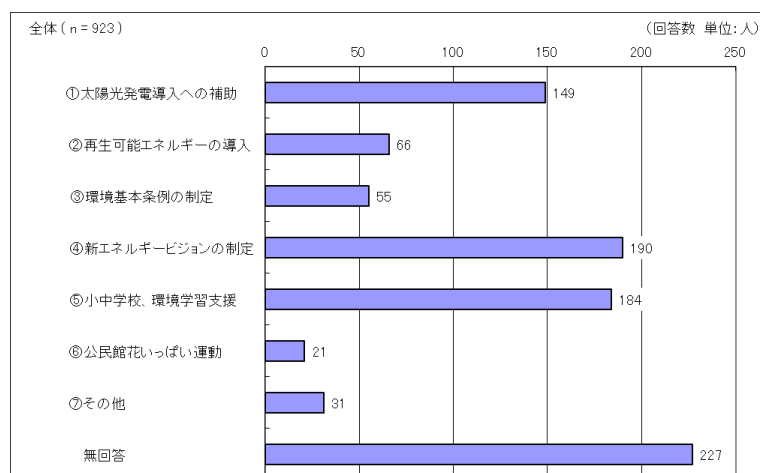
“良かった”と思う事業は「①太陽光発電導入への補助」が最も多く、「②再生可能エネルギーの導入」、「⑤小中学校における環境学習の支援」が続いています。一方、“不満”と思う事業でも、“良かった”と思う事業で回答の多かった「①太陽光発電導入への補助」や「②再生可能エネルギーの導入」が多い状況であり、評価が分かれた事業と言えます。

“今後力を入れるべき”と思う事業では、「④新エネルギービジョンの制定」が最も多く、「⑤小中学校における環境学習の支援」、「①太陽光発電導入への補助」が続いています。「④新エネルギービジョンの策定」は、“良かった”の回答数が少なく、“不満”を大きく下回っていますが、今後力を入れるべき事業として町民の期待値が大きいといえます。

【良かったと思う事業、不満に思った事業】



【今後力を入れるべきと思う事業】



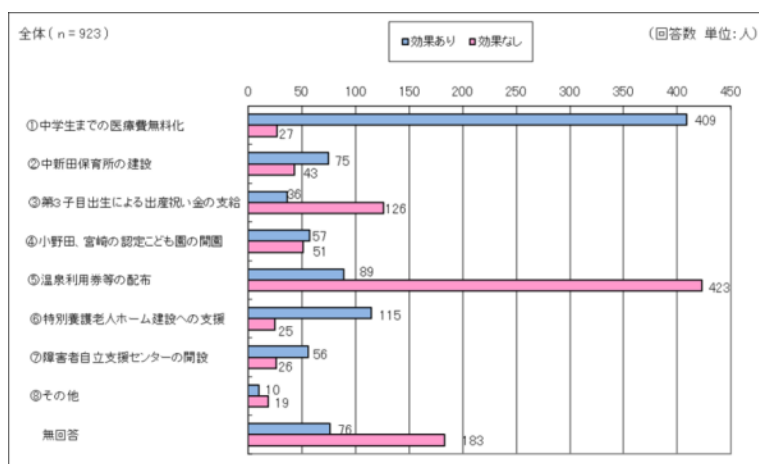
＜Ⅱ. 健やかで元気あふれるまち＞

“効果あり”と思う事業は「①中学生までの医療費無料化」が最も多く、2番目に多い「⑥特別養護老人ホーム建設への支援」などの他の回答を大きく引き離しています。一方、“効果なし”と思う事業では、「⑤温泉利用券等の配布」が他の回答を引き離して最も多い状況です。

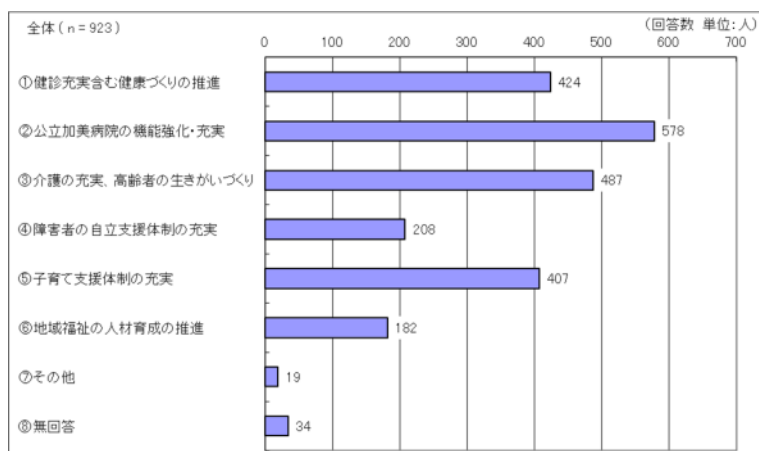
“今後力を入れるべきと思う事業”と思う事業や政策は、「②公立加美病院の機能強化・充実」が最も多く、「③介護の充実、高齢者の生きがいづくり」、「①健診充実含む健康づくりの推進」が続いています。

以上のことから、対象者が限定されているサービスに対しての満足度が低くなる傾向がある一方、高齢者福祉や子育て支援などの、より多くの方を対象としたサービスに対する需要が高いといえます。

【効果のあったと思う事業、効果のなかったと思う事業】



【今後力を入れるべきと思う事業や施策（3つまで回答可）】



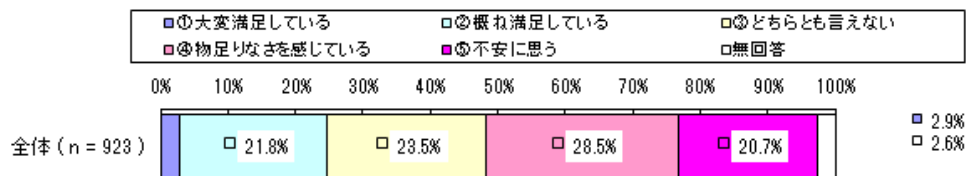
＜Ⅲ. 安全で快適に暮らせるまち＞

東日本大震災における本町の対応については、「①大変満足している」と「②概ね満足している」の合計は 24.7%となっており、「④物足りなさを感じている」と「⑤不安に思う」の合計の 49.2%を大きく下回っています。

今後、自然災害への対応として望まれることでは、「①ガソリン等の燃料確保対策」が最も多く、「③被害・物資供給情報等の迅速な発信」、「②支援物資の早期配給」が続いており、これらに対する対策が課題です。

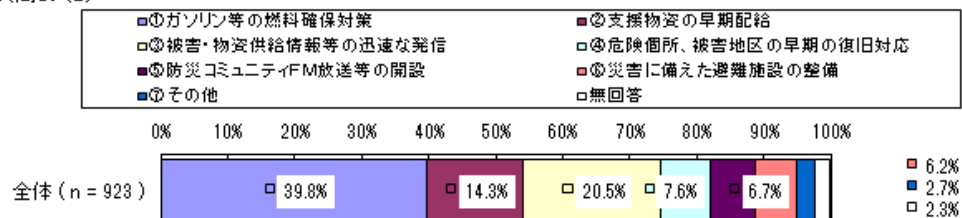
【震災における町の対応への感じ方】

図表 質問5. (7)



【今後自然災害が発生した場合、町に望むこと】

図表 質問5. (8)

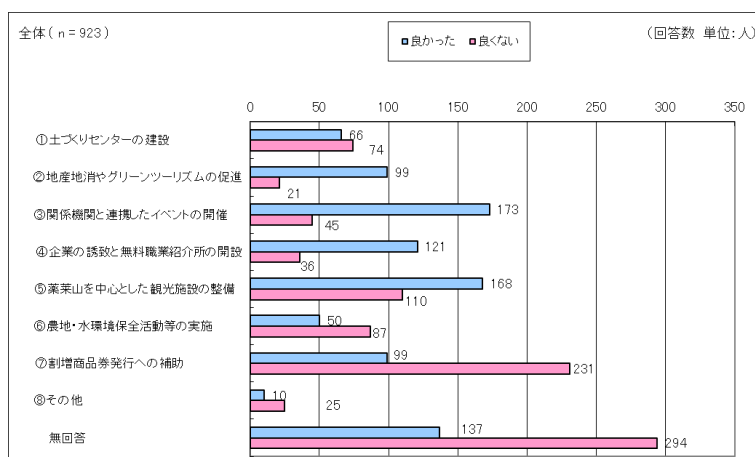


＜Ⅳ．魅力・やりがいでのぎわいのあるまち＞

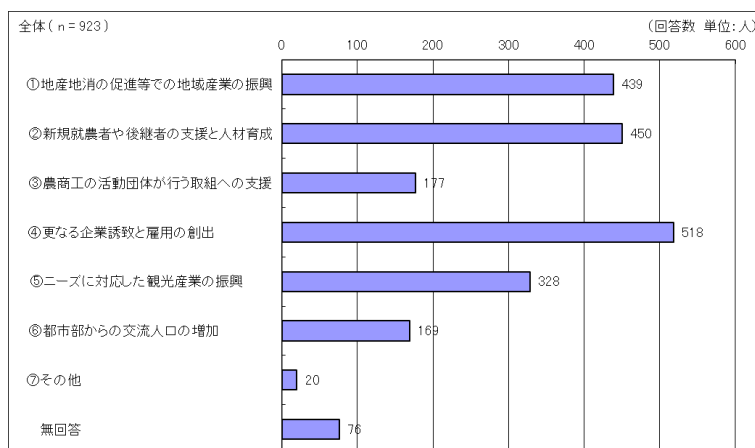
“良かった”と思う事業は「③関係機関と連携したイベントの開催」が最も多く、「⑤薬菜山を中心とした観光施設の整備」、「④企業の誘致と無料職業紹介所の開設」が続いています。一方、“良くない”と思う事業では、「⑦割増商品券発行への補助」が最も多く、「⑤薬菜山を中心とした観光施設の整備」、「⑥農地・水環境保全活動等の実施」が続いています。「⑦割増商品券発行への補助」については、保健福祉の分野でも述べたように、対象者が限定されているサービスであり満足度が低い傾向があるといえます。

“今後重点的に実施すべき”と考える施策では、「④さらなる企業誘致と雇用の創出」が最も多く、「②新規就農者や後継者の支援と人材育成」、「①地産地消の促進等での地域産業の振興」が続いています。本町の完全失業率は5.4%と県内では低い方ですが、雇用に対する期待が大きいようです。

【良かったと思う事業、良くなかったと思う事業】



【今後重点的に実施すべきと考える施策（3つまで回答可）】

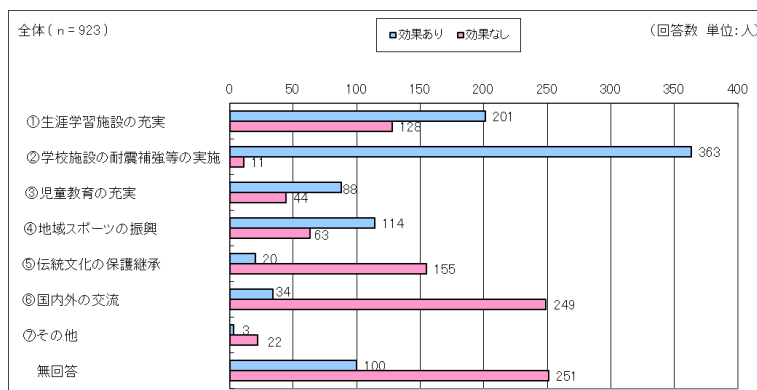


＜Ⅴ. だれもが楽しく学べるまち＞

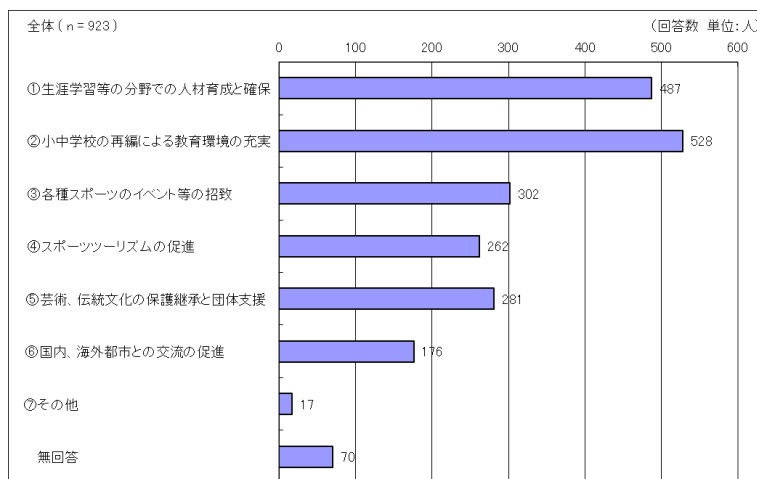
“効果あり”と思う事業は「②学校施設の耐震補強等の実施」が最も多く、「①生涯学習施設の充実」、「④地域スポーツの振興」が続いています。一方、“効果なし”と思う事業では、「⑥国内外の交流」が最も多く、「⑤伝統文化の保護継承」、「①生涯学習施設の充実」が続いています。「①生涯学習施設の充実」は、“効果あり”“効果なし”の両方で回答が多く、評価が分かれた事業であると言えます。

“今後重点的に実施すべき”と考える施策は、「②小中学校の再編による教育環境の充実」が最も多く、「①生涯学習等の分野での人材育成と確保」、「③各種スポーツのイベント等の招致」が続いています。生涯学習や教育施設の充実に町民は効果を感じており、さらに今後も期待しているといえます。

【効果のあったと思う事業、効果のなかったと思う事業】



【今後重点的に実施すべきと考える施策（3つまで回答可）】

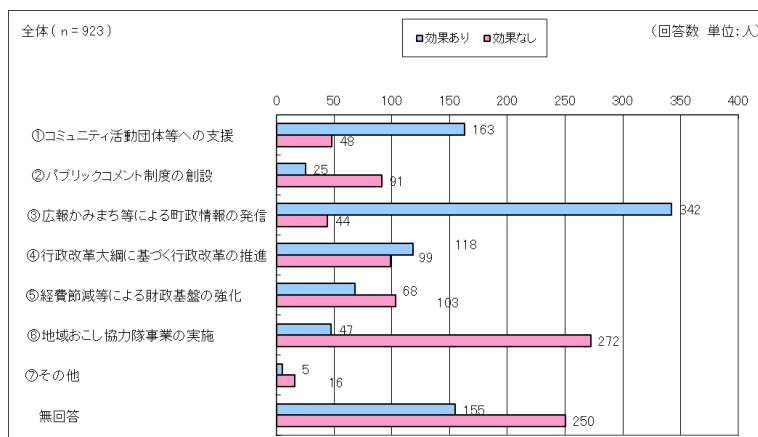


＜Ⅵ. 住民と行政の協働による自立するまち＞

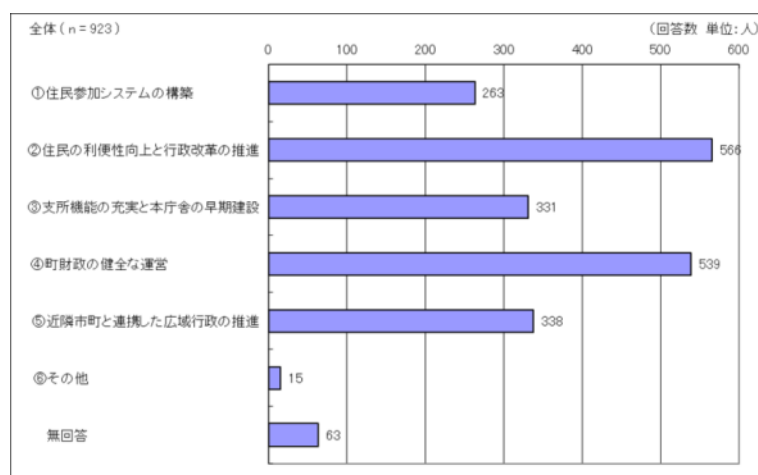
“効果あり”と思う事業は「③広報かみまち等による町政情報の発信」が最も多く、2番目に多い「①コミュニティ活動団体等への支援」などの回答を大きく引き離しています。一方、“効果なし”と思う事業では、「⑥地域おこし協力隊事業の実施」が最も多く、2番目に多い「⑤経費節減等による財政基盤の強化」などの回答を大きく引き離しています。地域おこし協力隊事業は、都市地域に住む人が数人採用され、その後本町に移住して農林業や地域づくりに関する活動をするものです。これが、なかなか一般の町民の方には実感しづらかったようです。

“今後重点的に実施すべき施策”では「②住民の利便性向上と行政改革の推進」が最も多く、「④町財政の健全な運営」、「⑤近隣市町と連携した広域行政の推進」が続いています。

【効果のあったと思うもの、効果のなかったと思うもの】



【今後重点的に実施すべきと考える施策（3つまで回答可）】



3. 加美町の基本的な課題

本町は、船形山、薬菜山、鳴瀬川をはじめとする豊かな自然環境に恵まれ、地域に根ざした伝統文化が息づいています。

このような本町の特性と計画の背景、満足度調査結果を踏まえたまちづくりの課題は次のようにあげられます。

(1) 優れた自然環境との共生

本町は、ブナなど豊かな森林を有する船形山や、加美富士とも呼ばれる薬菜山に代表される美しい山なみを有しています。町域には鳴瀬川、田川などが流れ、その流域には肥沃な田園地帯が広がりを見せています。この優れた自然環境と景観を住民と行政とで、後世に引きついでいかなければなりません。

自然資源の活用、再生可能エネルギーの利用促進、廃棄物の減量化などにより循環型社会システムの構築に取り組むとともに、景観の保全・形成に取り組む必要があります。

(2) 保健・医療・福祉サービスの充実

本町の年齢3区分別人口構成比は、15歳未満、15～64歳の割合が共に年々低下する一方、65歳以上の割合は年々高くなっている状況です。平成22年の65歳以上の人口の割合（30.6%）は県平均（22.3%）を8.3ポイント上回るなど、少子高齢化が確実に進行しており、日常からの健康の保持増進と生きがいを持って生活できる地域づくりが課題となっています。

また、少子化に対応していくためには、結婚対策を積極的に推進するとともに、子育て世帯の定住促進や経済的支援などの子育て支援の充実が求められています。

地域で安心して生活できるよう、医療と行政の連携により、地域医療の充実を図ることが求められています。

(3) 安心して生活できる生活基盤の整備

快適な住環境や産業の育成のためには、住民のニーズに対応した生活関連道路網の充実や災害時及び地域間連携を強化するための総合的な交通体系の整備が必要です。

さらに、上下水道の老朽化対策、長寿命化や身近な公園・緑地の整備を併せて推進していくことも必要です。

また、東日本大震災の教訓から、災害発生時の住民への情報伝達手段の整備や自主防災組織^{*}の活動活発化などへの支援が必要です。

(4) 産業、経済基盤の充実

本町の基幹産業である農業は、農業従事者の高齢化や後継者不足、生産農業所得の低下

など、農業を取り巻く環境は一層厳しい状況にあり、安定した農業経営のための担い手育成、技術開発などを含めた抜本的な構造の転換が求められています。

商工業については企業の積極的な誘致や商店街の振興を進めていますが、長引く景気の低迷による企業誘致の困難さや大型店の進出などによる商店街の空洞化が依然として進行している状況にあり、商工業の経営改善を促進しながら、若者などの就業の場を確保していくことが必要となっています。

また、インターネットの利用、高齢化社会による消費生活のトラブルに対応する消費相談などの対応が必要となっています。

豊かな自然環境や温泉などの活用、グリーン・ツーリズム※のさらなる推進などにより、都市住民との交流を拡大するため、地域の資源を活かした農商工の連携や観光PRのための積極的な情報発信が求められています。

(5) 教育環境の充実と町の発展を担う人材の育成

幼児から高齢者まで、教育や趣味・健康づくりなど、生きがいを進めるため、住民だれもがいつでも学べる環境と、多様なニーズに対応できる生涯学習活動の充実を図り、新しい時代に対応できる人材の育成が必要です。

子どもの教育環境は、豊かな感性や情操を育み、個性を伸ばすことが大切であり、町内の学校間の交流やお年寄り子どもをつなぐ新たな仕組みづくりなど、地域の子どもたちは地域で育てるという意識が求められています。

社会教育においては、芸術文化活動、スポーツ・レクリエーションなどを推進するとともに、地域の中核となる施設の充実や生涯学習活動への支援が求められています。

(6) まちづくり推進体制の構築

行政に対する住民のニーズは、多様化・高度化してきており、また地方分権の進展によって身近な自治体の役割は一層重要となっています。

また、行財政運営は、経済が低成長で推移する時代の中で、長期的視野に立ち、行財政評価の導入や施策の緊急性、優先性、効率性を考慮した上で、迅速かつ適正に対応できる行政組織体制を確立し、関連補助制度や民間活力の導入などを含め、住民サービスの向上に努めていく必要があります。

まちづくりは、行政と住民の協働により形づくられるものであり、住民が政策や計画策定に積極的に参画する機会の創出と、連携・協調関係を構築することが必要です。

また、国内外の交流活動を通じたまちづくりを今後とも積極的に推進していきます。

第1章 基本構想

第1節 まちづくりの基本理念

本町は、住民の生命財産を守る責務と安全・安心な地域を作る使命を果たすため、以下の3つの理念に基づいたまちづくりを推進します。

○共生

船形山、薬菜山、鳴瀬川をはじめとする本町の豊かな自然環境を保全するとともに、これらが有する資源を再生可能エネルギーや美しい環境づくり、雇用の創出、食の地産地消などに最大限生かし、人と自然が共生するまちづくりを推進します。

○協働

住民と行政は情報を共有し、対等なパートナーとして共に知恵や労力を出し合い、支え合い、外部人材の有効活用を図りながら、地域の課題解決に取り組む協働のまちづくりを推進します。

○自治

3つの地域における行政機能を維持するとともに、それぞれの地域に住む人々が、自ら考え行動し、地域の歴史や、風土、文化などを生かしながら、魅力のある持続可能な地域を創り、次世代に引き継いでいく、住民自治に根差したまちづくりを推進します。

＜まちづくりの基本理念＞

「共生」、「協働」、「自治」

第2節 町の将来像

1. 将来像

まちづくりの基本理念「共生」、「協働」、「自治」に基づき、「善意と資源とお金が循環する、人と自然に優しいまち」をめざします。

その実現に向けて、6つの将来像を設定します。

特に、人口の減少や少子高齢化、産業の低迷などの課題に対応し、真の豊かさと活力を築く環境を多面的に創出するため、10年後の町のあるべき姿である『里山経済※の確立』、『健幸社会※の実現』、『子ども・子育て応援社会の実現』に向けて、これからのまちづくりに係わる多様な施策の立案を行います。

また、将来像の実現に向けた町政の運営にあたっては、本町に住み、働く一人ひとりが関心を持って参画し、住民本位の施策及び事業の展開を図るとともに、町内や町外との多様な連携と交流を通じて、地域に対する誇りと安らぎが実感できる質の高いまちづくりをめざします。

善意と資源とお金が循環する、人と自然に優しいまち

【10年後の町のあるべき姿】
『里山経済の確立』
『健幸社会の実現』
『子ども・子育て応援社会の実現』



【加美町の将来像】

- 人と自然が共生する持続可能なまち
- 健やかで笑顔あふれるまち
- 安全・安心で快適に暮らせるまち
- 魅力あふれ、豊かでにぎわいのあるまち
- だれもが学ぶ幸せを感じられるまち
- 住民と行政の協働による自立したまち

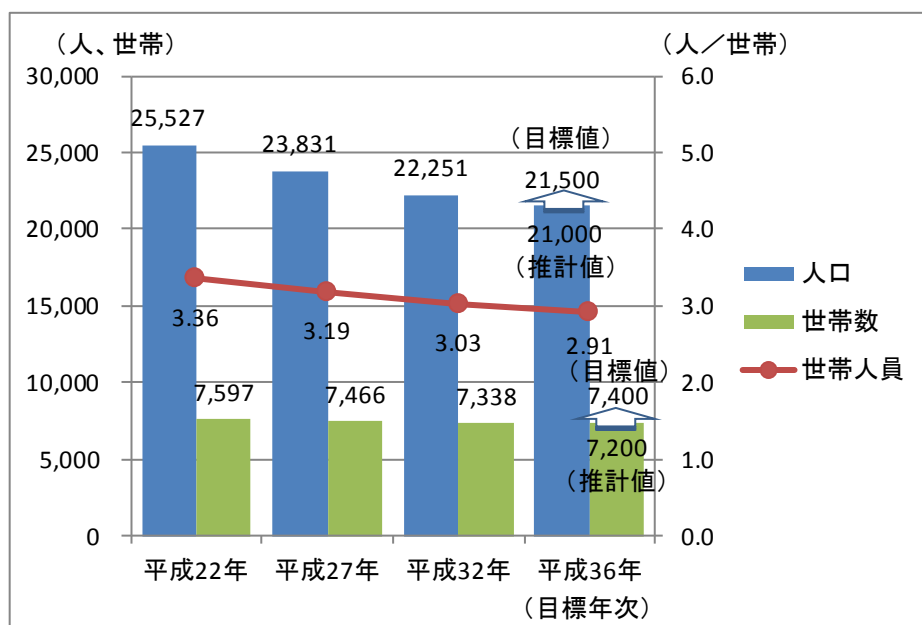
2. 将来指標の見通し

(1) 人口・世帯数

本町の人口は、今後とも減少傾向が続くものと予想され、コーホート法※による人口推計では、平成 36 年（2024 年）には 21,000 人、世帯数は 7,200 世帯、1 世帯当たりの人口は 2.91 人と予測されます。

本計画では、地域内における既存産業の振興及び新たな産業の導入などによる雇用機会の増加、所得の確保を図るとともに、教育や福祉、文化、住環境などの充実により人口流出の抑制や町外からの若者や子育て世帯の移住・定住を推進し、目標年次の将来人口を 21,500 人、世帯数は 7,400 世帯とします。

【人口・世帯数の見通し】



注) 平成 22 年は国勢調査、平成 27 年（2015 年）～平成 36 年（2024 年）は国立社会保障・人口問題研究所による推計値に基づき算出

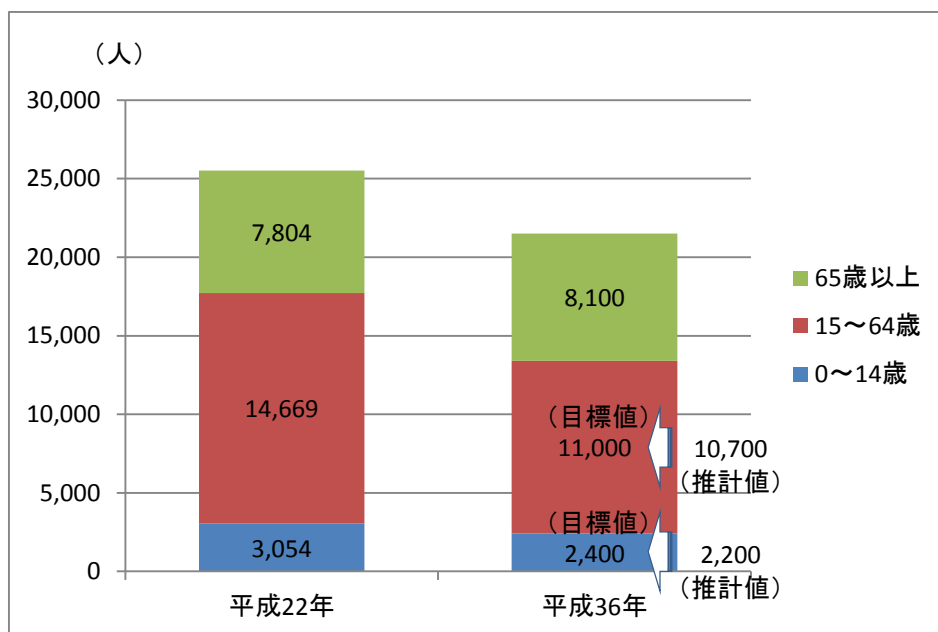
(2) 年齢構成

14 歳以下の年少人口の占める割合が低下、65 歳以上の高齢人口の占める割合が上昇し、少子高齢化が一層進行するものと想定されます。

本町では、平成 22 年時点において既におよそ 3 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者という時代に突入していますが、これらをふまえて、保健・医療・福祉相互の連携などを推進し、安心して住み慣れた土地で暮らせるように、心身の健康や生きがい対策の充実を図り、子どもからお年寄りまで、元気で健康に暮らせる住みよいまちづくりをめざします。

また、少子化問題を解消させるため、子育てしやすく定住したくなるまちづくりをめざし、若者世代や子育て世代の増加を図ります。

【年齢構成の見通し】



注) 平成 22 年は国勢調査、平成 36 年は国立社会保障・人口問題研究所による推計値に基づき算出

3. 土地利用構想

本町は、多くの恵みを生む森林をはじめ鳴瀬川・田川などのすぐれた自然環境のもと、大崎耕土の優良農地を擁し、自然と共生しながら、国土・自然環境の保全、水源のかん養、地球温暖化※の防止などの多面的・公益的な機能の発揮に重要な役割を果たしてきました。

土地は、現在及び将来における住民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通じた諸活動の共通基盤です。その利用については、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全に配慮し、「共生」、「協働」、「自治」の理念に基づき、健康で文化的な生活環境の保全と均衡ある発展を図ることとします。

(1) 土地利用の基本的な考え方

①自然や水資源を守り、農林業の振興に配慮した土地利用の推進

本町の面積の約7割を占めている森林は、町の景観を形成するとともに、町土の保全、水資源のかん養などの公益的機能やレクリエーション機能を担っており、恵まれた森林資源の活用を推進し、将来世代が森林の持つ多面的機能を享受できるよう、多様で健全な森林の整備と保全を図ります。

また、豊かな自然環境から流れる鳴瀬川、田川は、古くから流域に広がる豊かな土壌を潤し、町の基幹産業である農業や暮らしを支えてきました。先人から引き継いだ優良農用地の適切な保全、耕作放棄地の解消に努めるとともに、都市的な土地利用との計画的な調整を図りながら農業基盤の整備を進め、自然環境と調和、共生し、農林業の振興に配慮した土地利用を図ります。

②良好な居住環境の形成や、産業の振興のための土地利用の推進

地域の生活文化を基本に、住民のライフスタイルに対応した居住環境の質的向上を図りながら、ゆとりある快適な定住空間の形成を進めます。

また、地域産業の活性化、振興を図るため、農林業や地場産業との調整を図るとともに、地域バランスに配慮しながら、工業地や商業地、文化、保健・医療・福祉などの公共公益施設の計画的な整備、充実を図ります。

さらに、将来の宅地需要との調整を図りながら無秩序な開発を抑制するとともに、低未利用地などを活用した工場用地や住宅団地の整備、小公園の確保などの有効利用を進め、良好な居住環境の形成や産業の振興を図ります。

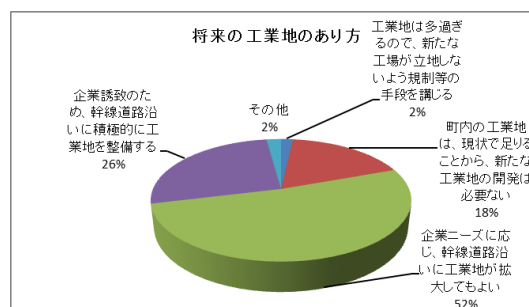
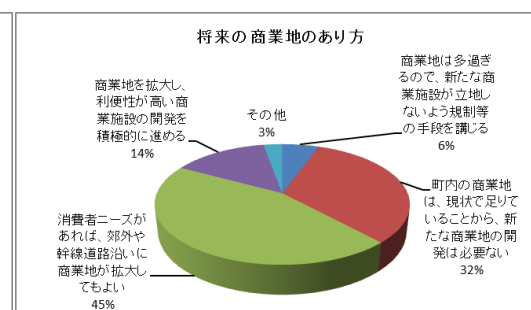
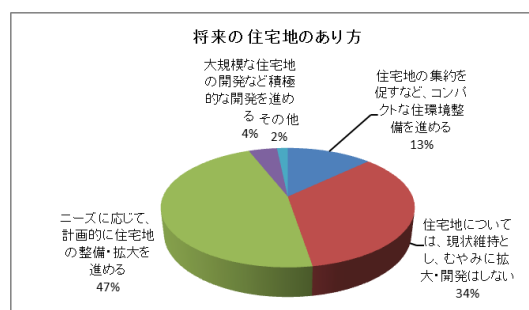
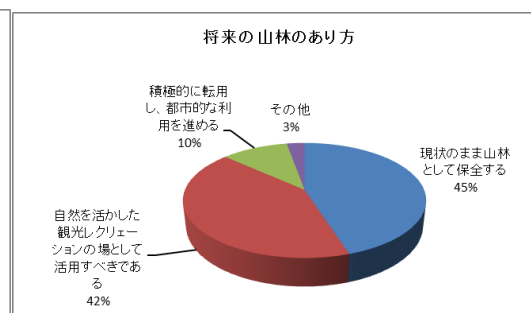
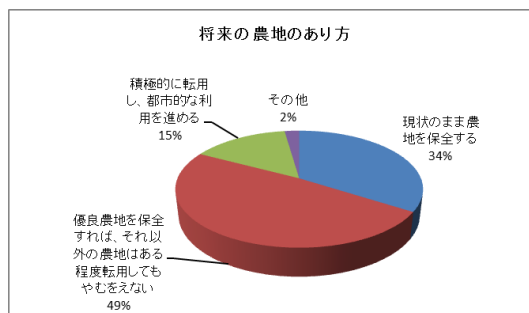
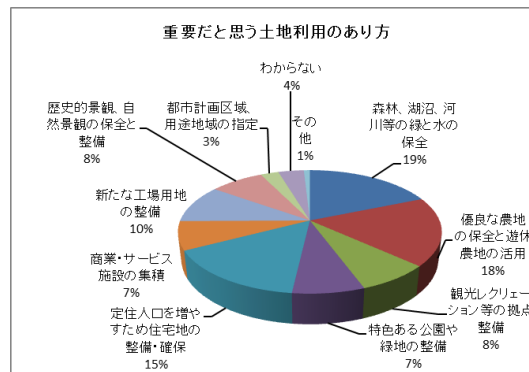
③生活の基盤を構成する道路の整備、公共交通の確保

道路は、国道347号及び国道457号を骨格にその他の県道及び幹線町道で構成するトライアングル型の広域道路網と、生活道路とのネットワークの形成による体系的な道路網の構築に努め、住民の日常生活における利便性の向上を図ります。

また、公共交通機関の維持、拡充に努めるとともに、地域特性を活かした道路景観の整備や、人にやさしい道づくりを推進します。

<参考>

「加美町の土地利用とまちづくり条例に関するアンケート調査」の概要
(平成 26 年 7 月実施)



(2) 加美町の土地利用における基本的構成

本町の土地利用は、「山林・丘陵地帯」、「田園地域」、「市街地」の3つに区分し、それぞれの地区が担っている役割を尊重しながら、総合的、計画的な土地利用を推進します。

また、土地利用の基本的な考え方を踏まえ、これまで培ってきた地域の”強み”を活かし、発展させるとともに、地域間連携を通じて住民生活の質の向上を図ります。

①山林・丘陵地帯

山林・丘陵地帯は、豪雨などによる山崩れや土砂流出、地滑りなどの山地災害の防止に取り組むため、水源の涵養など公的機能とレクリエーション機能を持つ森林資源の保全活用に努め、豊かな自然の中で人々が憩い、また働くことのできる機能を備え、観光レクリエーション産業と自然環境の保全をバランスよく図ることで、観光・交流の拠点としての役割も担う地域をめざします。

また、山林・丘陵地帯は、船形山や薬菜山の自然資源を活かしながら、各温泉施設などをはじめとする観光・レクリエーション拠点のネットワーク化による機能の強化を図り、内外からの観光客の誘致に努め、地域の活性化を図ります。

②田園地域

田園地域は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成などの多面的機能を有しています。将来にわたり豊かな自然の恵みを享受し、多面的機能を維持・発揮するため、農業の生産基盤整備や集落の住環境整備を推進し、より快適な暮らしを実現できる地域をめざします。

特に、町の基幹産業である農業の中心地として、雄大な農地の有効活用を図るため、生産基盤整備を推進し、地域特性を活かした付加価値の高い地域農業の確立を進めます。

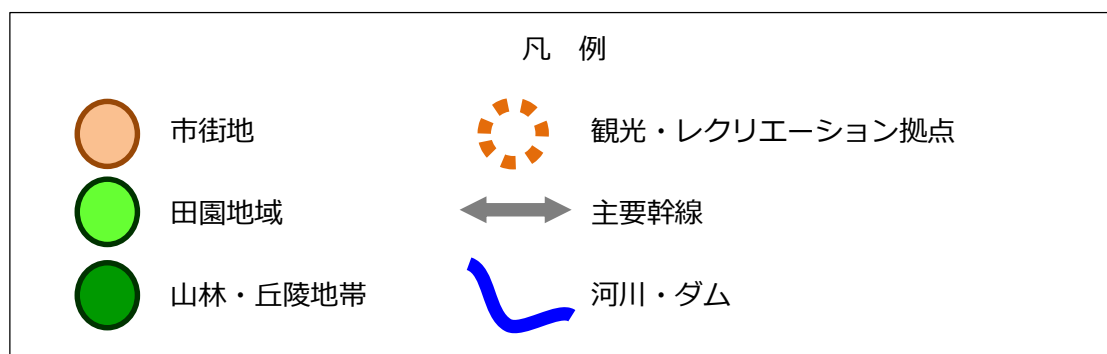
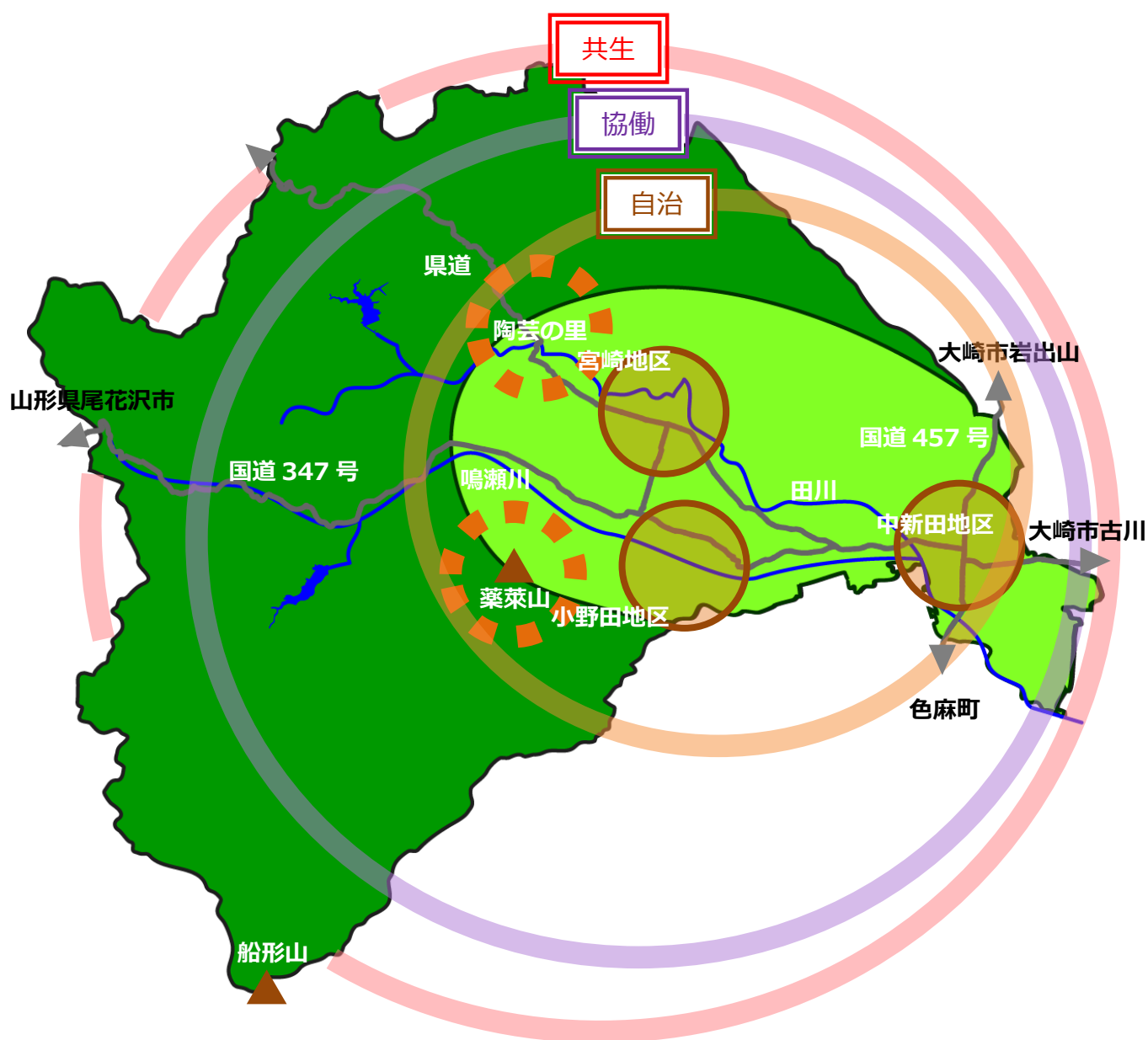
③市街地

中新田地区、小野田地区、宮崎地区の商業・行政機能が集中する市街地は、それぞれの地区の生活の利便性、災害時の対応などにおいて支障が生じないようにコンパクトなまちづくりを推進し、時代に合わせた商業機能の構築や、福祉・医療、生涯学習機能や総合的な行政サービス機能の強化を図ります。

また、それぞれの市街地は、住民が様々な都市活動に親しむための知恵と情報、施設とメニューを提供する機能を持ち、訪れる人々との交流拠点として、流通と地域文化を通じて新しい活力を生み出す役割を担う地域をめざします。

さらに、既存工業地の連携を進めつつ、新たな企業の誘致を図り、地域経済の発展をめざします。

【土地利用の基本的構成のイメージ】



第3節 まちづくりの推進のために

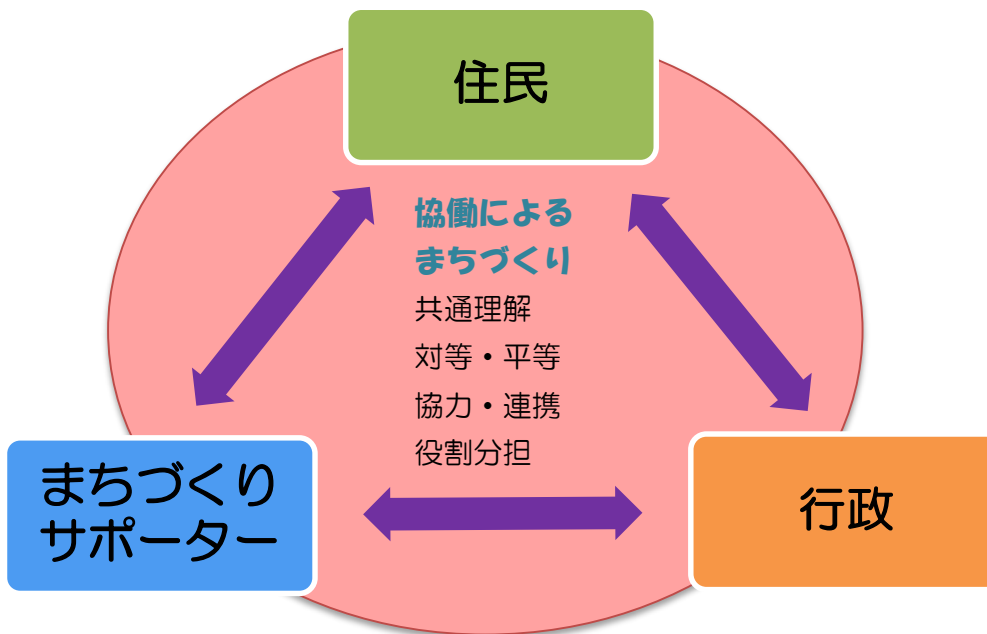
1. まちづくりの役割

町の将来像を実現するためには、まず、住民と行政が将来像を共有することが重要です。そのうえで、それぞれが果たすべき役割を認識し、まちづくりの課題とこれに対応していく具体的な方針を共に考え、まちづくりサポーターの協力・連携も得ながら、効果的・効率的で実効性の高い“協働によるまちづくり”を実行していく必要があります。

○協働によるまちづくりとは

住民（町民、議会、町内事業者など）と行政、まちづくりサポーター（地域のまちづくりに興味や熱意、専門的な知識・経験を有する町内外の人材の活用など）がそれぞれ、お互いの立場を認め合い、尊重しあい、対等の立場で協力しながら、まちの将来を考え、それぞれの役割分担のもと責任を持って取り組み、共通する課題の解決や目的の実現のためまちづくりを進めることです。

【まちづくりにおける役割】

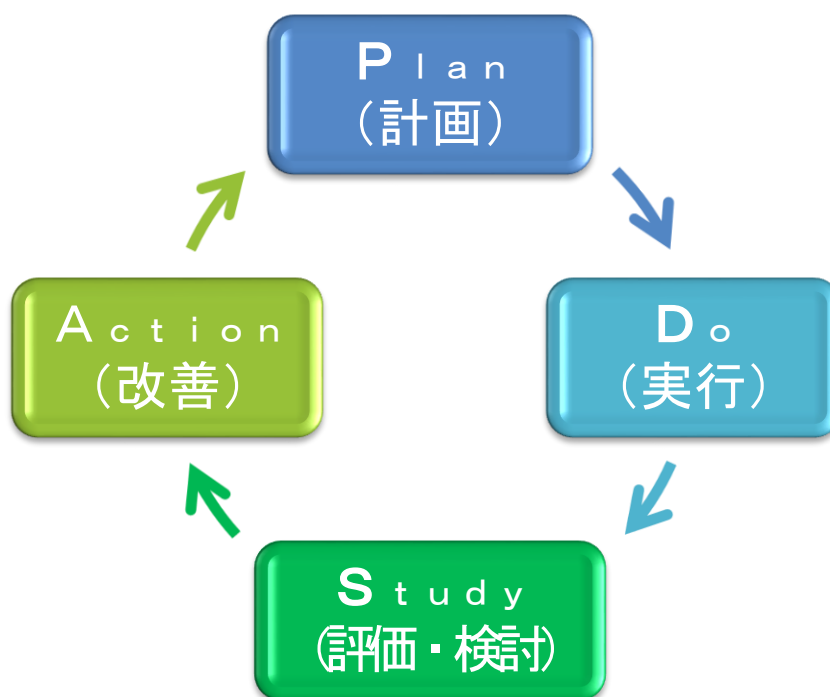


2. まちづくりの進行管理

まちづくりを進めていくためには、住民との協働体制の確立を図るだけでなく、今後、行政がどんな分野を重視し、そしてその成果はどうなっているのかを住民の視点で分かり易く、客観的かつ数値的に明らかにし、進行管理をしていく必要があります。

このため、住民に対する行政の政策運営に関する説明責任の向上を図るとともに、この成果の評価結果を踏まえながら、必要に応じて、行政運営の方向性を見直していくシステムの確立を図ります。

【進行管理システム（PDSAサイクル）の確立】



○PDSAサイクルとは

マネジメントサイクルの1つで、計画（Plan）、実行（Do）、評価・検討（Study）、改善（Action）のプロセスを順に実施し、最後のActionを次のPlanに結び付け、らせん状に品質の維持・向上や継続的な業務改善活動などを推進するマネジメント手法です。

1980年代の半ばごろから、品質管理の父といわれる W. エドワーズ・デミング (Dr. William Edwards Deming) 博士がPDCAサイクルに代えて使い出した言葉です。

PDCAにおけるCheckを単なる「点検・評価」に終わらせず、深く考察し、反省し、学び(Study)、共有する事で、次のAction（改善）に繋がっていく、という主旨で、本計画においてもその主旨に倣い“PDSA”を採用します。

第4節 施策の大綱

1. 人と自然が共生する持続可能なまち

本町の美しく豊かな自然環境と地域独自の風景を住民と行政が協働して守り、人と自然とのふれあいを大切にしながら、個性的で美しいまちづくりを促進し、次世代に継承していきます。

森林資源、太陽光をはじめとする自然資源の活用や省エネルギー[※]化の推進、リサイクル[※]による資源の活用などを通じて、自然と共生し、環境への負荷を軽減する循環型社会の構築をめざし、環境に配慮した持続可能なまちづくりを進めます。

また、環境問題について住民とともに考え、行動できるように環境に関する学習活動を充実し、豊かで快適な生活環境づくりを進めます。

【目標達成に向けた施策の方向】

- 1 自然環境の保全と活用
- 2 環境に配慮したまちづくり
- 3 まちなみ・農村景観の整備
- 4 循環型社会の構築

2. 健やかで笑顔あふれるまち

住民一人ひとりが心身の健康に取り組み、健康な生活が送れるように、健康づくりの普及活動を展開し、保健・医療・福祉体制の充実と連携を図りながら、病気予防の早期発見・治療・リハビリテーション[※]の一貫したシステムを構築し、住民が健やかで元気に暮らせる環境づくりを推進します。

健康な生活を送ることができるよう、生活習慣病[※]の予防や健康の保持増進に努め、誰もが自立した生活を送れる支援システムを構築します。また、障がい者の社会参加を支援するため、地域での交流機会の充実や職業・職場の開拓を推進するとともに、安心して子どもを産み、多くの人に見守られながら子育てができ、子どもたちもすくすく成長できる環境をつくるため、総合的な子育て支援を推進します。

このような、保健・医療・福祉の総合的な施策の推進のもとに、住民、NPO、各種ボランティアとの協働体制を確立し、地域で助け合う地域福祉の充実を図るなど、生きがいをもって暮らせる総合的な福祉施策の充実を図ります。

【 目標達成に向けた施策の方向 】

- 1 健康づくりの推進
- 2 医療体制の充実
- 3 高齢者福祉の充実
- 4 障がい者（児）福祉の充実
- 5 子育て支援の充実
- 6 地域福祉の充実

3. 安全・安心で快適に暮らせるまち

あらゆる災害から住民の生命や財産を守るため、消防防災の充実強化に努めるとともに、住民の防災意識を高め、災害に強いまちづくりを推進します。

犯罪への抑止力強化のため、住民一人ひとりへの防犯意識の高揚推進に取り組む必要があります。

本町の均衡ある発展をめざし、道路、公園などの生活基盤の整備を進め、町内外の地域間交流を促進するとともに、主要施設へのアクセス性の強化と日常生活における利便性の向上を図ります。

清潔で潤いのある生活を送れるように、公共下水道などの整備や維持・管理を進めます。

通学環境の安全性や消防防災機能の向上を図り、安全・安心なまちづくりを進めます。

利用者のニーズに合わせた、住民バスなどの運行区域の拡大や路線見直しなどを検討します。

【 目標達成に向けた施策の方向 】

- 1 消防防災・防犯対策の充実
- 2 上下水道事業の推進
- 3 総合的な交通体系の整備
- 4 交通安全対策の充実
- 5 治山・治水対策の推進
- 6 快適な住宅地の整備
- 7 公園・緑地の整備

4. 魅力あふれ、豊かでにぎわいのあるまち

地域の特性や豊かな地域資源を素材にして、新産業や高度技術を活用した加工産業など、農商工業が連携した付加価値の高い地場産業の振興と創出を図り、多様で魅力ある産業活動が展開されるまちをめざします。

農林水産業は、新たな技術や市場ニーズを敏感に取り入れながら、産地としての地位向上を図るとともに、食品加工産業との連携による新たな特産品づくりを推進し、“加美ブランド”の流通・販売を促進します。また、木材の活用を図りながら、本町の広大な森林が有する多面的な機能の維持増進を進めます。

商業は、商業・情報・交流機能などの連携、複合化を図るとともに、歴史が息づくまちなみなどを活かしながら、中心商店街の活性化を図り、にぎわいの創出に努めます。工業は、古川・大衡・大和インターチェンジの活用や仙台北部中核工業団地などとの連携のもと、既存企業への支援や相互のネットワーク形成を促進するとともに、次世代を担う企業の誘致を図ります。

観光面においては、豊かな自然と多様な観光資源を活用して、観光施設相互のネットワーク化と多様なPRによる交流人口の拡大に努め、県内外からの誘客の増加を図ります。

【 目標達成に向けた施策の方向 】

- 1 地場産業の振興
- 2 農林水産業の振興
- 3 商工業の振興
- 4 観光産業の振興
- 5 雇用の創出
- 6 農村体験を通じた交流の推進

5. だれもが学ぶ幸せを感じられるまち

次世代を担う時代感覚に優れ、地域づくりの活力の源となる創造的で意欲のある人材を育成する生涯学習や交流活動を進めます。

社会教育、学校教育においては、若年層から高齢者まで、様々な分野の学習活動を行うことができ、身近な地域から広域レベルまでのネットワークを形成し、だれもがいつでもどこでも学べ、また活かすことのできる生涯学習システムの構築と施設の改善を図ります。

新しい発想や価値観を持つ自立した人材の育成を行うとともに、多様な学習ニーズに対応した指導者の育成・確保など、地域の意欲ある人材を活かす仕組みづくりを整えます。

また、スポーツやレクリエーションの振興、貴重な文化財や伝統文化の保護・継承を進めます。

【 目標達成に向けた施策の方向 】

- 1 生涯学習の推進体制の整備充実
- 2 家庭教育の充実
- 3 学校教育の充実
- 4 青少年の健全育成
- 5 社会教育の充実
- 6 生涯スポーツの充実
- 7 芸術・文化活動の支援と創造
- 8 文化財・伝統文化の保護・継承

6. 住民と行政の協働による自立したまち

まちづくりは行政のみで実現することは不可能であり、住民と行政が町の将来の目標とする姿を共有し、お互いの信頼のもとに一体となって進めることが重要です。

このため、町政に住民の声が反映されるシステムを構築するとともに、町内に暮らす子どもや大人、男性や女性などすべての人々が、家庭や地域、職場などにおいて、自主的にその個性や能力を十分に発揮できる社会づくりを進めます。

行政運営については、効率化と重点化を図りながら、住民に対する説明責任を果たし、自己責任・自己決定の時代にふさわしい透明性の高い地方自治運営を展開するとともに、住民サービスの向上を図ります。

また、財政運営は、長期的安定性の確保を基本に、収支均衡の保持と財政構造の弾力性を確保するとともに経費効率の向上に努めます。

さらに、公正性の確保と透明性の向上を図るため、多様な情報の収集とタイムリーな発信を図るとともに、説明責任を果たしながら住民と行政が目標とするまちづくりを共有していくための仕組みづくりを進めます。

国内外の多様な地域との多面的な交流により、新たな芸術・文化を育み、だれもが生き生きと学べるまちをめざします。

【 目標達成に向けた施策の方向 】

- 1 コミュニティ活動の推進
- 2 住民参加の推進
- 3 国内外の交流の推進
- 4 男女共同参画の推進
- 5 効率的な行政運営の推進
- 6 健全な財政運営の推進
- 7 広域行政の推進

第5節 まちづくりの重点プロジェクト

まちの人口減少対策を最重要課題として、将来像の実現に向け、『里山経済の確立』、『健康社会の実現』、『子ども・子育て応援社会の実現』をキーワードに、「まちづくりの重点プロジェクト」を設定し、横断的・重点的な施策の展開を図ります。

1. 里山経済の確立

エネルギー・食料・木材などの地産地消を進め、地域内における雇用やお金の循環を生み出すとともに、観光資源を活用した人とお金の流入するまちづくりを進めます。

(1) 地域エネルギー資源の活用

豊かな地域資源を活用した循環型社会の構築を図り、各種再生可能エネルギーの導入によるエネルギー自給社会をめざします。

(2) 地元木材の利活用

公共施設や民間での地元材の積極的な活用を推進し、森林の環境整備や地元材を安定供給する体制づくりを図ります。

(3) 観光資源の活用

温泉施設などの有効活用を図るとともに、商店街の拠点施設整備や音楽のまちづくりを展開し、地域の観光資源を連携、活用することで交流人口の増加に努め、観光の振興を図ります。

(4) 特産品の開発・販売促進

起業支援を含む農業の6次産業化※を推進し、農商工学連携による新たな特産品の開発や販路の拡大、農産物の認証制度を活用した産業の振興に努めます。

2. 健康社会の実現

誰もが健康で心豊かに暮らせる社会をめざし、生きがいを感じられるとともに、歩きたくなる、歩いて用事が足せるまちづくりを進めます。

(1) 健康習慣の確立

住民が、日ごろの運動やバランスの取れた食習慣の大切さに気づき、元気に生活できるよう楽しい健康習慣の確立をめざします。

(2) 生きがいつくりの推進

ボランティア活動やNPO活動の支援、文化・スポーツ活動の推進など、生きがいつくりに取り組みます。

(3) 歩きたくなるまちづくり

景観づくりに取り組むとともに、街中での音楽イベントやマルシェの定期開催を通して、

まち歩きを楽しめるコンパクトなまちづくりを進めます。

(4) 地域包括ケアシステム※の確立

高齢者が安心して地域で暮らせるよう、医療関係者や介護事業所、ボランティアなどとの連携を深めて地域包括ケアシステムの確立をめざします。

3. 子ども・子育て応援社会の実現

実効性ある少子化対策に取り組み、町を挙げて子どもや子育て世帯を応援するとともに、子どもたちが夢や目標を持ち、生きる力や必要な学力を身に付け、自己実現できることで、たくさんの子どもの笑顔に会えるまちづくりを進めます。

(1) 学校教育の充実

町内すべての学校で、志教育の実施や地域住民との触れ合いを通して、子どもたちが夢や目標を持って勉強できる学校づくりをめざします。

(2) 子育て支援の拡充

第1子からの祝金支給や高校までの医療費無料化、未利用町有地を活用した宅地分譲などにより、子育て世代を支援し、安心して子どもを産み育てられるまちづくりを進めます。

(3) 国際交流の充実

子どもたちに国際交流の機会を与え、好奇心や広い視野を育むとともに、英語学習の意欲を高める環境づくりを進めます。

(4) 移住・定住の促進

町外に積極的に情報を発信し、首都圏などからの若者や子育て世帯の移住・定住に取り組みます。

～ まちづくりの基本理念 ～
「共生」、「協働」、「自治」

里山経済の確立

- 地域エネルギー資源の活用
- 地元木材の利活用
- 観光資源の活用
- 特産品の開発・販売促進



加美町の将来像

- 人と自然が共生する持続可能なまち
- 健やかで笑顔あふれるまち
- 安全・安心で快適に暮らせるまち
- 魅力あふれ、豊かでにぎわいのあるまち
- だれもが学ぶ幸せを感じられるまち
- 町民と行政の協働による自立したまち

健幸社会の実現

- 健康習慣の確立
- 生きがいつくりの推進
- 歩きたくなるまちづくり
- 地域包括ケアシステムの確立



10年後の町のあるべき姿

まちづくりの重点プロジェクト

善意と資源とお金が循環する、人と自然に優しいまち

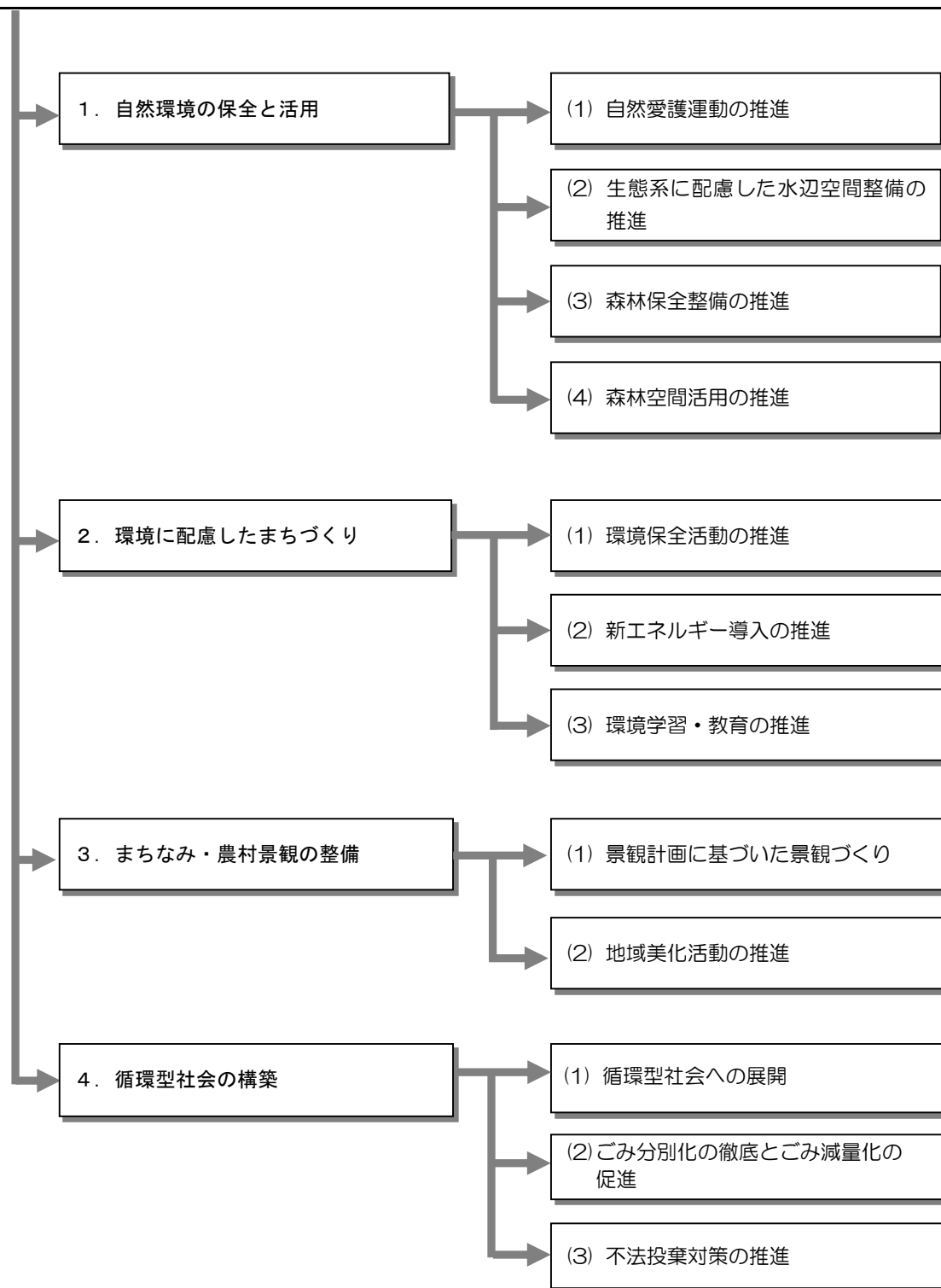
子ども・子育て応援社会の実現

- 学校教育の充実
- 子育て支援の拡充
- 国際交流の充実
- 移住・定住の促進



第2章 基本計画

第1節 人と自然が共生する持続可能なまち



1. 自然環境の保全と活用

【現況と課題】

県内でも有数の面積を有する本町は、西部・北部・南部が山岳、丘陵地帯となっており、ブナなどの豊かな森林が広がる船形山や、加美富士と呼ばれる薬菜山がそびえています。また、丘陵地からはカジカやアユが生息する鳴瀬川、田川が町を貫流し、その流域は肥沃な田園地帯が広がりを見せるなど、四季折々の雄大な自然を楽しむことができます。さらに、本町の森林は、下流都市町村の水源地であり、安全でおいしい水、豊かな農業用水の供給に大きな役割を担っています。

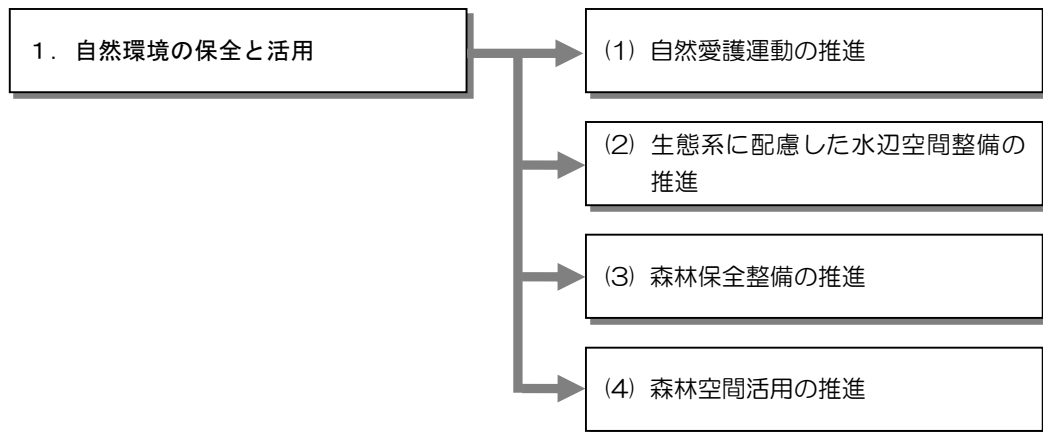
しかし近年、森林破壊や不法投棄、河川への生活雑排水の流入などの影響により、美しい環境の維持保全が難しくなりつつあります。緑豊かな空間は、私たちの暮らしにやすらぎと潤いをもたらすだけでなく、様々な生物の生息空間として重要な役割を果たしています。そのため、地域の特徴ある自然環境を生かしながら、緑の保全と創出を進めることが必要です。

優れた自然環境を守り後世に引き継いでいくため、住民と行政が連携しながら各種事業を展開し、森林の多面的な機能の維持増進を図っていきます。

【施策の方向】

自然豊かな森林空間を活用したレクリエーションの場、環境学習活動の場を整備し、自然に親しみ理解を深めていきます。また、水と緑のネットワークを形成するとともに、郷土の基盤となる森林、農地などの多様な緑を将来にわたり、守り育て、活用していきます。さらに、住民が緑に親しむ機会を増やし、緑を大切に思う心を育めるような取り組みを充実させていきます。

【施策の体系】



【施策実現のための展開・事業と内容】

(1) 自然愛護運動の推進

- ・ 自然愛護教育の充実、自然愛護キャンペーン等の実施
- ・ 自然愛護活動団体育成の支援
- ・ 住民による清掃活動への支援

(2) 生態系に配慮した水辺空間整備の推進

- ・ 河川公園、親水空間等の整備
- ・ 水生動植物にやさしい環境整備
- ・ 河川の水質維持活動の推進

(3) 森林保全整備の推進

- ・ 千古の森等の保全
- ・ 森林の荒廃を防ぐための適正な保育管理の推進
- ・ 保水能力を高めるため、広葉樹林の適正な維持管理を含めた森林機能の拡充

(4) 森林空間活用の推進

- ・ 豊富な森林空間の有効活用を図るためのキャンプ場等施設の充実
- ・ 登山道、湿原木道の整備推進
- ・ 生活環境保全林の利用促進
- ・ 白沼や長沼、ダム周辺等の森林余暇施設の広報活動の推進

2. 環境に配慮したまちづくり

【現況と課題】

本町では、良好な環境の保全と創造に関する基本的な計画である「加美町環境基本計画」を策定し、人・自然・そして地球にやさしく、将来の世代が安心して暮らせる社会の構築に取り組んでいます。

かつて里山は、エネルギー供給基地としての機能を有し、それが地域の生活を支えるとともに、環境と共生する社会をつくってきました。しかし、化石燃料の普及につれて里山の経済的価値が失われ衰退してしまいました。一方で、現在私たちの生活を支えている石油や石炭といった化石燃料も、いまや人類共通の課題である地球温暖化の原因となっています。このような状況の中、地球環境を守り、持続可能な社会を築いていくためには、再生可能エネルギーの利用促進や住民・事業者による省エネ対策の推進など、低炭素社会の実現に向けた取り組みが必要です。

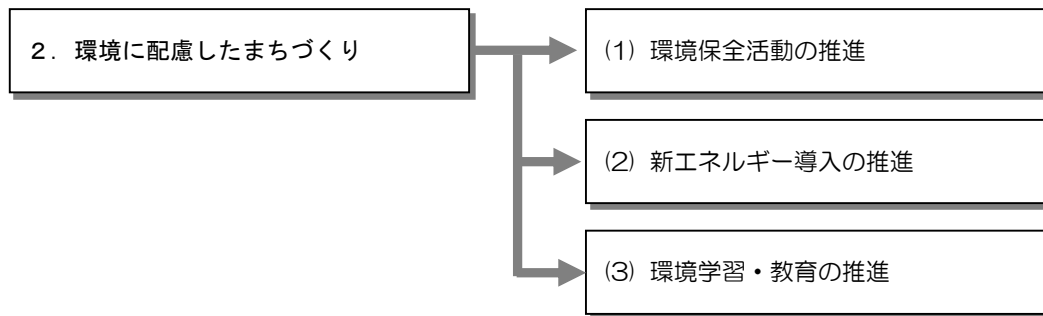
身近な生活環境の保全については、工場や事業場などを発生源としたかつての公害問題から、生活様式の多様化による、個人のモラルやマナーに起因する問題へと変わりつつあります。環境保全や美化意識の普及と啓発を図り、地域ぐるみで快適に暮らせる環境づくりに取り組む必要があります。

【施策の方向】

太陽光発電などの再生可能エネルギーを普及させるなど、温室効果ガスの削減に積極的取り組み、地球と人間にやさしい循環型の地域社会をつくります。

また、加美町環境基本条例に基づき、学校や地域、職場などにおける環境学習機会の充実を図り、環境に対する意識の普及啓発を推進します。

【施策の体系】



【施策実現のための展開・事業と内容】

(1) 環境保全活動の推進

- ・ 環境基本計画・行動計画の運用
- ・ 環境 I S O※の認証の検討

(2) 新エネルギー導入の推進

- ・ 再生可能エネルギー（太陽光、バイオマス、風力、地下水熱、水力、雪等）利用の推進、支援
- ・ 公共施設等への太陽光発電等の導入の推進

(3) 環境学習・教育の推進

- ・ 環境に対する意識の普及啓発活動の推進
- ・ 地域、学校、職場などでの環境学習機会の充実とイベント等の開催

3. まちなみ・農村景観の整備

【現況と課題】

本町には、先人たちの生業や暮らしによって作られた、地域特有のまちなみや豊かな田園風景、居久根※といった農村風景を構成する貴重な資源が存在していますが、少子高齢化による農地や里山の荒廃、利便性を求めた生活環境の変化などにより、先人たちが築いてきた景観が失われる恐れがあります。豊かな自然に恵まれた本町らしいまちなみを維持・形成していくために、地域性のある方針などに基づいた景観づくりが必要です。

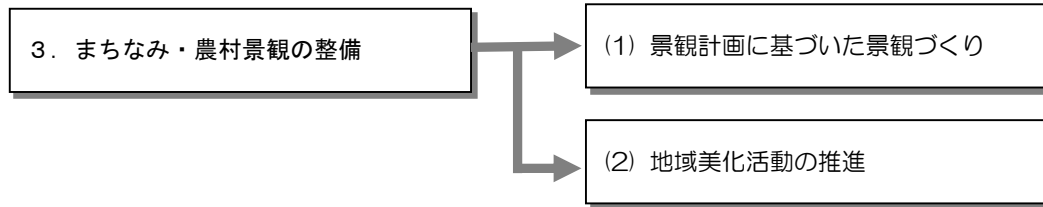
また、景観に対する住民の関心は高まりつつあるもののまだまだ認識は薄く、町がめざす美しいまちなみの姿といった意識も共通のものではありません。住民が主体となったまちなみづくりを推進していくためには、住民全体の美しい景観形成に対する意識の高揚と醸成が必要です。

【施策の方向】

景観計画に基づいて、住民、地域コミュニティ、事業者、行政などが一体となったまちなみづくりを推進するため、町がめざす美しいまちなみの方向性や、そのめざすべき姿に向けての役割などについて、啓発活動を実施していきます。

また、景観の保全及び形成に向けた活動などに対する支援を行うとともに、まち歩きをしたくなるような景観づくりを推進していきます。

【施策の体系】



【施策実現のための展開・事業と内容】

(1) 景観計画に基づいた景観づくり

- ・ まちなみ景観の保全や整備に対する助成及び支援
- ・ 景観整備を推進する地域づくりや組織活動に対する支援
- ・ 住民の景観に対する保全、創造活動に資する意識の啓発
- ・ 文化財などの神社や仏閣、歴史的建物、歴史的街なみの保全や周辺環境の整備推進

(2) 地域美化活動の推進

- ・ 各地域で実施されている美化活動などへの支援
- ・ 地域クリーン活動の推進

4. 循環型社会の構築

【現況と課題】

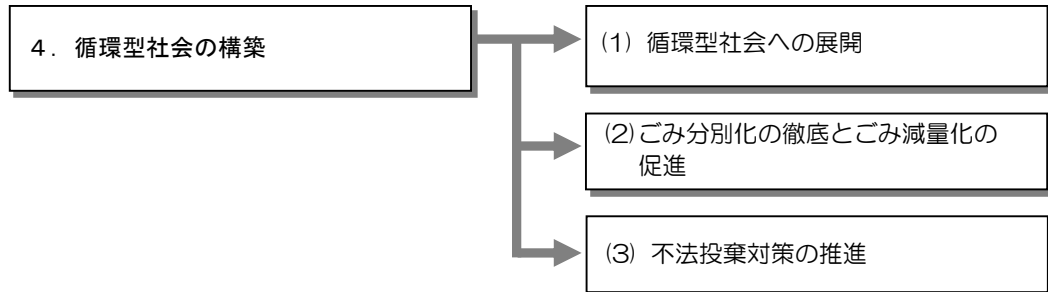
物質的な豊かさの追求は、快適な生活をもたらす反面、様々な廃棄物を増加させ、自然環境に多大な負荷を与えます。本町では各地域におけるごみの出し方など、廃棄物に関する情報を積極的に提供し、適正な処理方法を含めた啓発活動を行っています。また、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再利用）の３Ｒに代表される循環型社会システムの構築、意識の向上などに努めています。

これからは、廃棄物の再資源化、熱利用などの省エネルギー化を推進するとともに、住民・事業者による廃棄物の減量、再資源化及び適正な処理の促進などにより、循環型社会を構築することが課題です。

【施策の方向】

住民・事業者に対する環境意識啓発活動を推進するとともに、住民、事業者、行政などが環境の保全や環境に配慮した行動を実践するよう促すことにより、だれもが安心して快適に暮らせる生活環境を確立します。

【施策の体系】



【施策実現のための展開・事業と内容】

(1) 循環型社会への展開

- ・ 循環型社会の組織づくり
- ・ 一般家庭廃棄物、農業廃棄物などの分別収集によるコンポスト*化、発生バイオガスを活用したエネルギー転換の検討

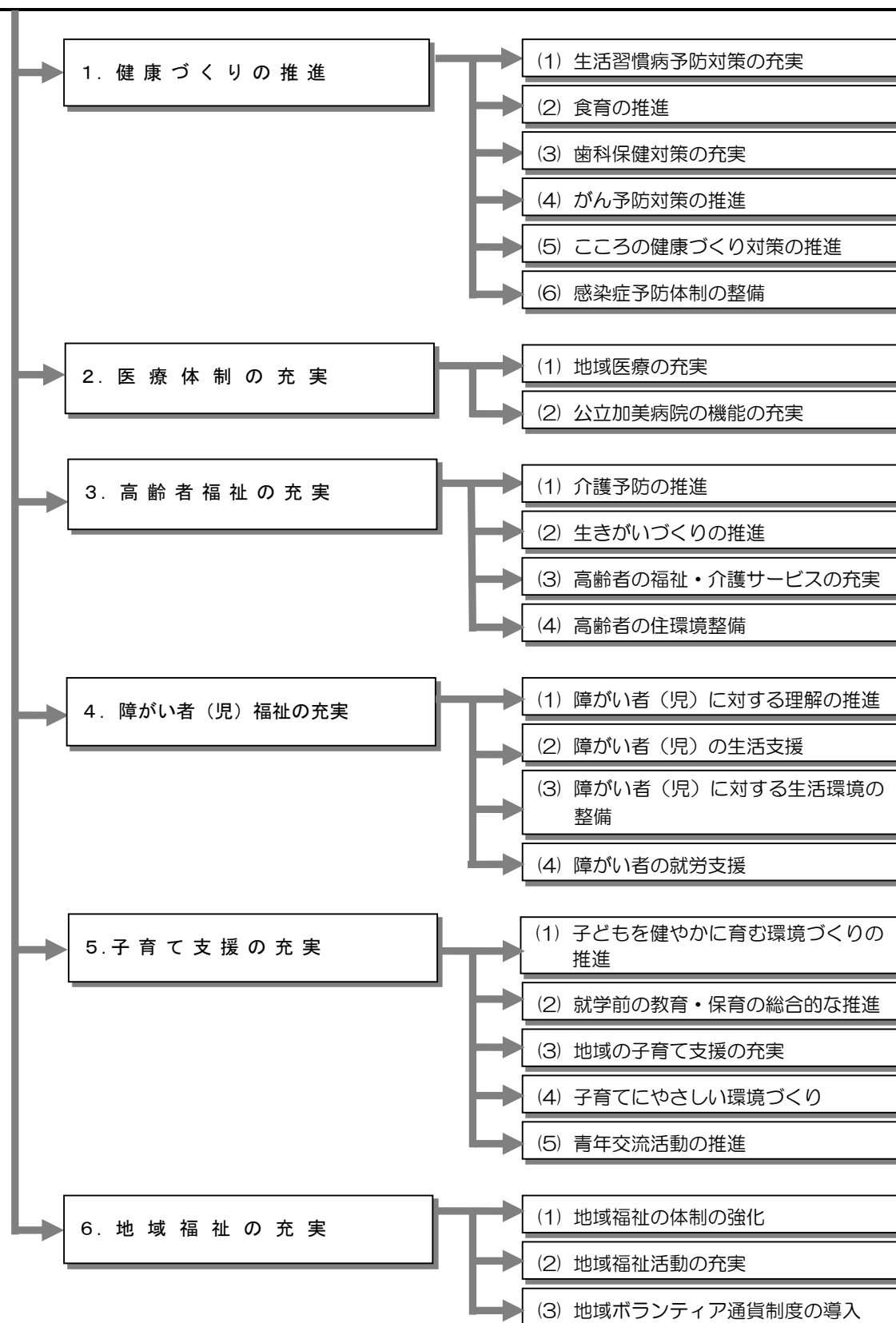
(2) ごみ分別化の徹底とごみ減量化の促進

- ・ ごみ分別マニュアルの作成
- ・ 分別されたごみの資源としての再利用の推進
- ・ 職場や商店での包装の簡素化等の推進
- ・ ごみ減量化における広報と活動支援

(3) 不法投棄対策の推進

- ・ 不法投棄根絶活動の推進
- ・ 安定型最終処分場と一時ストック場確保の検討

第2節 健やかで笑顔あふれるまち



1. 健康づくりの推進

【現況と課題】

本町では、肥満や運動習慣のない人が多く、子どもの虫歯保有率や間食する人の割合も高い状況にあります。また、高血圧性疾患での外来治療者が多く、脳血管疾患死亡が多い地域でもあります。さらに、慢性腎臓病で人工透析患者が多いのも特徴的です。

このため、住民一人ひとりが健康に関心を持ち地域全体で支えあい、生活習慣病の予防と合併症予防に取り組み、健康寿命を伸ばし、生き生きとした暮らしが継続できるような仕組みづくりが重要です。

子どもの時から本町の恵まれた大地で育てた新鮮な野菜や米を食し、丈夫な身体と食への感謝、豊かなところを育みながら大人への成長を促すための食育*活動は、生活習慣病の予防にもつながっています。

口腔内の健康状態は、体全体の機能の良し悪しに影響を与える重要なバロメーターであり、生活習慣にも影響します。特に高齢期では健康寿命にも影響するため、小児期や成人期からの歯科保健の充実が求められます。

ライフスタイルの欧米化や高脂質、高たんぱく質の過剰な食生活などは、がん疾患の増加を招くため、一次予防として各種がん検診の啓発活動を推進しながら、早期発見・早期治療に取り組んで行く必要があります。

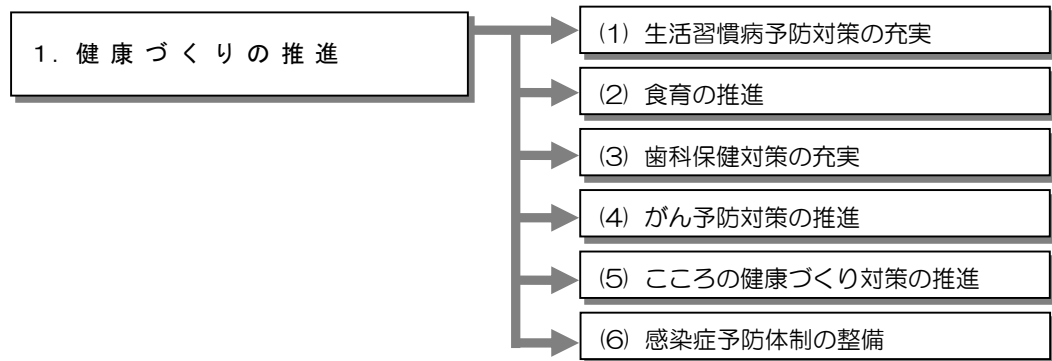
核家族化の進行や社会情勢の変化などにより、ストレス対策が重要になってきています。自殺予防の観点からも、うつ病対策の中で地域の中の人と人とのつながりの構築や見守り支援、経済面の問題解決など多方面からのアプローチにより、こころの健康が保たれるように支援していく必要があります。

感染症*対策では、住民に必要な情報をタイムリーに提供していくとともに、平常時から公衆衛生としての防疫体制を整え、新型インフルエンザ*など多様化し変化する感染症に対して、蔓延防止の備えをしていくことが求められています。

【施策の方向】

地域住民が互いに支え合い、健康づくりの意識を高め合い実践する「健幸社会」の実現をめざします。

【施策の体系】



【施策実現のための展開・事業と内容】

(1) 生活習慣病予防対策の充実

- ・ 一般健康診査、特定健康診査、特定保健指導の実施
- ・ 健診事後指導の充実
- ・ 生活習慣病予防の啓発にかかる健康教育、保健活動の充実強化
- ・ 健康意識の醸成と健康づくりの推進
- ・ 関係機関との連携による生活習慣病予防の推進
- ・ 分煙・禁煙対策の推進

(2) 食育の推進

- ・ 食育を通じた健康づくりの推進
- ・ 楽しく食べる環境づくりの推進

(3) 歯科保健対策の充実

- ・ 歯科健康診査の実施・指導の強化
- ・ 歯科健康教育の充実
- ・ 関係機関との連携による歯科保健の推進

(4) がん予防対策の推進

- ・ 各種がん検診事業の実施
- ・ がんの一次予防の啓発推進
- ・ がんに関する相談窓口の周知

(5) こころの健康づくり対策の推進

- ・ メンタルヘルスに関する啓蒙活動の推進
- ・ 相談窓口の周知及び相談体制の整備
- ・ 傾聴ボランティアの育成

(6) 感染症予防体制の整備

- ・ 感染症発生動向に関する情報提供
- ・ 感染症の正しい知識の普及と蔓延防止対策
- ・ 適正な予防接種の推奨
- ・ 関係機関との連携による管理指導体制の整備

2. 医療体制の充実

【現況と課題】

本町には、住民が日常的に利用できる医療機関が13診療所あり、近隣には公立加美病院や大崎市民病院もあります。また、大崎圏域における地域医療対策においては、医師会や医療機関の協力により、休日昼間夜間の在宅当番医制事業、休日夜間の2次医療としての病院群輪番制事業、更には3次医療として大崎市民病院の救急医療体制が整備されています。今後も住民の適正医療を確保するために、加美郡医師会などをはじめとする医療機関と行政間の連携を継続・強化していく必要があります。また、公立加美病院に小児科が開設されて小児医療が確保されており、将来を担う子ども達への適正医療と疾病予防を推進していく必要があります。

なお、休日夜間における急患診療に関しては、診療を受ける患者のマナーが大きな問題とされており、医療スタッフの疲弊を招く一因となっています。このため、適切な受診の仕方などを住民に広く啓発していく必要があります。

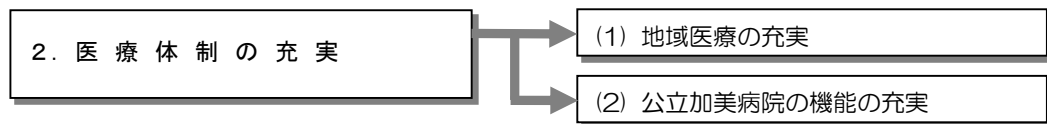
高齢化率の高い本町では、認知症*やうつ病などに対するメンタルヘルス対策やロコモティブ症候群*などの生活不活発病*、脳血管疾患後遺症への対応など介護予防対策が急務となっています。特に認知症対策に関しては、身近に専門医が少ないことから、相談需要に対応しきれていない状況にあります。

また、介護予防としてのリハビリに関する需要も高いことから、地域に密着した包括的なメンタルケア*システムや介護予防システムの構築が望まれています。

【施策の方向】

住民が必要な時に最適な医療が受けられるよう、医療と行政の連携による地域医療の充実を図ります。

【施策の体系】



【施策実現のための展開・事業と内容】

(1) 地域医療の充実

- ・ 休日の昼間・夜間における急患診療、救急医療体制の充実
- ・ 町と県、医療機関との連携による適正な医療体制の確保

(2) 公立加美病院の機能の充実

- ・ メンタルケアに関する医療体制の整備
- ・ リハビリテーションの受け入れ体制の拡充

3. 高齢者福祉の充実

【現況と課題】

本町では、生涯にわたり自立した生活を営むことができるように高齢者の健康増進を図るとともに、できるだけ要支援・要介護状態※にならないための介護予防に取り組む必要があります。また、高齢者が地域で生きがいを持って生活していくには、医療や介護のサービスを提供するだけでなく、自らが積極的に社会参加をしながら自立した生活を送ることが大切です。

このため、高齢者の多彩なニーズとライフステージ※にあわせた文化、学習、余暇活動の機会や場所の確保と、高齢者が持つ経験や技術を活かして生涯活躍できるための環境づくりを進める必要があります。

一方、高齢社会の進展により、単身世帯や高齢者だけの世帯の増加や介護を必要とする高齢者が増加しています。このため、福祉サービスや介護保険制度を活用した生活支援の充実が求められています。さらに、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を見据え、高齢者が住み慣れた地域で出来る限り長く暮らせるように、医療、介護、住まい、予防、生活支援サービスを総合的に提供する地域包括ケア体制の充実が求められています。

本町では、認知症の高齢者も増加していることから、相談窓口の充実や早期に対応できる体制づくりが必要です。

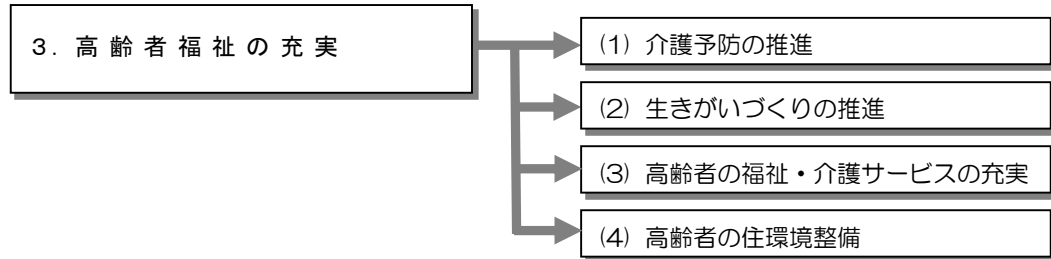
高齢者が住み慣れた地域で尊厳をもって暮らせるように、身体機能に対応した高齢者向け住宅の整備や、介護を必要とする状態になっても自宅で生活可能な生活環境の整備が必要です。

【施策の方向】

高齢者が自立して生きがいを持ち、元気に暮らせるように高齢者の心身の健康や介護予防、生きがい対策の充実を図ります。

また、医療や介護を必要とする状態となっても、地域で安心して生活ができるよう医療、介護、生活支援サービス、住まいの4つの柱を一体化して提供する地域包括ケアの確立を図ります。

【施策の体系】



【施策実現のための展開・事業と内容】

(1) 介護予防の推進

- ・ 要介護状態へ移行しないための介護予防対策の推進
- ・ 地域において住民が高齢者を支える体制づくり
- ・ 認知症の予防と早期対応に向けた体制づくり

(2) 生きがいの推進

- ・ 高齢者がもつ知識や技術を活用できる機会の提供
- ・ 高齢者の積極的な社会参画の促進
- ・ 気軽に集まることができる場の確保や機会の充実

(3) 高齢者の福祉・介護サービス※の充実

- ・ 地域で安心して暮らすための福祉サービスの充実
- ・ 地域で安心して暮らすための介護サービスの充実
- ・ グループホーム※や特別養護老人ホーム等の施設の充実
- ・ 高齢者の見守り体制の強化と生活支援の推進

(4) 高齢者の住環境整備

- ・ 高齢者向け住宅の整備と民間参入の誘導
- ・ 高齢者の住宅改修等への支援

4. 障がい者(児)福祉の充実

【現況と課題】

障がいを持つ人の自立意識は高く社会への参画を望む人たちが増えていますので、障がい者の幅広い社会参加を支援するために、地域の中で健常者とのふれあいや職場における理解を深めていくことが求められています。

障がい者（児）が安心して生活するためには、個々の能力に応じた活動の場の確保や、両親が高齢になった後の生活の場の確保など、地域の中で生活できるための環境づくりと支援体制の整備が急務となっています。

障がい者の就労環境は、障害福祉サービス事業所などで活動している者が多いため、事業所などで習得した知識や技能を活かして就業するまでのカリキュラム※の構築や、企業などに対して雇用活動を推進していく必要があります。

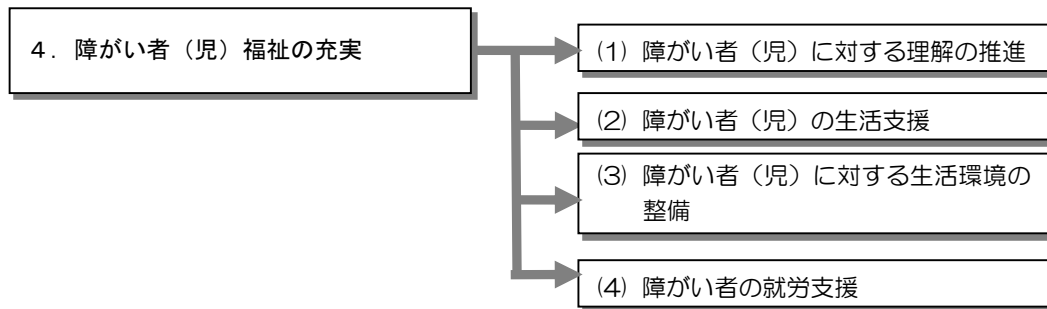
障がい者（児）が社会の中で暮らしていくためには、ライフステージにあった適切な福祉サービスの提供や、支援体制などを強化する必要があります。

また、障がい者（児）の社会参加を推進するとともに、住民の理解と認識を深めるための交流の機会を拡大していくことが大切です。

【施策の方向】

障がい者（児）が地域の中で安心して暮らすことができるように、地域全体で障がい者（児）を支え合う地域活動や環境づくりの推進と障害福祉サービスの充実に努めます。

【施策の体系】



【施策実現のための展開・事業と内容】

(1) 障がい者（児）に対する理解の推進

- ・講演会や交流会などの普及、啓発活動を通じた地域理解の推進

(2) 障がい者（児）の生活支援

- ・身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病等重度の障がいを持っても、在宅で自分らしい生活が送れる支援体制の充実

(3) 障がい者（児）に対する生活環境の整備

- ・地域活動支援センター※など通所事業所の設置・運営と社会参画の推進
- ・グループホーム（共同生活援助）の整備など、障がい者が住みやすい住宅環境の整備

(4) 障がい者の就労支援

- ・事業主への雇用啓発の推進
- ・雇用支援制度の拡充

5. 子育て支援の充実

【現況と課題】

日本社会全体が人口減少にある中で、本町でも出生する子どもの数が減少していることから、少子化対策を早急に進める必要があり、若者や子育て世帯の定住促進、安心して遊べる公園など、若者が結婚し、子どもを安心して産み育てやすい環境を整備していく必要があります。また、18歳まで拡充している子ども医療費など、子育て世帯への経済的支援についても継続していくことが求められています。

結婚を希望しているにも関わらず、パートナーがいない独身男女には、結婚のための出会いの場の提供や情報提供が必要です。

子育てをめぐる家庭環境も変化しています。少子化による子どもの数の減少とともに、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など、子育て家庭や親に対する支援が必要とされています。また、共働き家庭は増加し続けていますが、一方で、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。

こうした急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、保護者が子育てについての責任を有するという考えのもとに、子どもや保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的に、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年（2015年）4月からスタートします。本町においても、子ども・子育て支援事業計画を策定し、未就学児の教育・保育サービスの充実、放課後などにおける子どもの居場所として、安心して預けることのできる放課後児童クラブなどの地域の子育て支援の充実を図っていく必要があります。

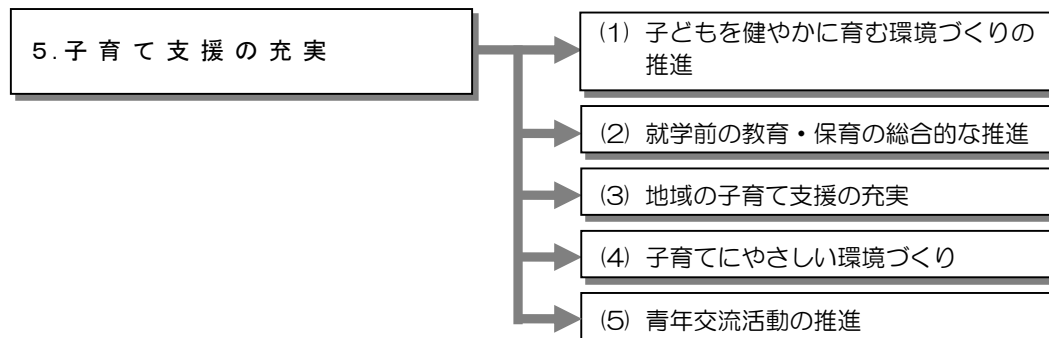
また、安心して子育てができるように母子保健事業の充実を図るとともに、乳幼児の健全育成を推進していく必要があります。

子育てにおける母親の負担や不安、孤立感が高まっており、こうした状況が、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、児童虐待の発生につながるケースも少なくないことから、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、子育てを地域全体でサポートしていく環境づくりや「三世代同居・近居」を支援していく必要があります。

【施策の方向】

子どもを安心して産み育て、子どもが健やかに育つ環境づくりを進めるとともに、子育てをする家庭が安心して暮らせる地域づくりを進めるため、子育て支援体制や子育て環境の充実を図り、子ども・子育て応援社会の実現をめざし、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」を実施します。

【施策の体系】



【施策実現のための展開・事業と内容】

(1) 子どもを健やかに育む環境づくりの推進

- ・安心して妊娠、出産できる体制の推進
- ・子どもの健康づくりの推進
- ・子育て家庭への経済的な支援の推進
- ・子育て家庭への情報提供や相談等の充実
- ・児童虐待防止やドメスティック・バイオレンス（DV）＊等の対応

(2) 就学前の教育・保育の総合的な推進

- ・就学前の教育・保育の充実
- ・多様な保育サービス体制の充実

(3) 地域の子育て支援の充実

- ・地域子育て支援センターの充実
- ・児童の健全育成の推進
- ・地域子育て支援のネットワークづくり
- ・仕事と子育ての両立の支援

(4) 子育てにやさしい環境づくり

- ・子育て世帯の定住促進
- ・安心して遊べる公園や生活環境等の整備

(5) 青年交流活動の推進

- ・ふれあい交流事業の推進
- ・結婚に関する情報提供や相談等の充実

6. 地域福祉の充実

【現況と課題】

地域の福祉活動は、地域住民の主体的な参加と保健福祉をはじめとする関係団体・事業者などの協働により進めていくものです。しかし、地域コミュニティが以前のようにつながりが薄くなってきている中で「地域で支える福祉」の体制づくりが難しくなっていることから、地域で協力し助け合う体制づくりが求められています。

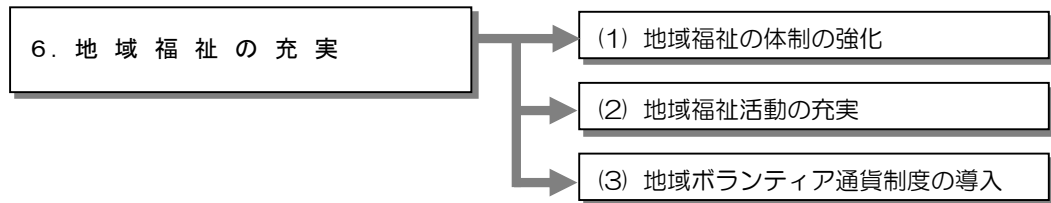
住民と行政との役割を認識し、「地域でできる事は地域で」という意識と責任を持って支え合う地域福祉活動を推進するために、ボランティア活動などの普及、啓発に努め、地区リーダーの育成などボランティアの裾野の拡大を図るとともに、地域ボランティア通貨制度^{*}の導入などにより、新しい地域コミュニティの形成を整えていく必要があります。

【施策の方向】

住民主体の地域福祉の実現をめざして、地域で相互に助け合う地域福祉の充実を図るため、住民相互扶助の体制や権利擁護、人材育成や福祉教育を推進します。

福祉団体やボランティア、NPOなど地域福祉に関わる組織を支援し地域福祉活動を充実します。

【施策の体系】



【施策実現のための展開・事業と内容】

(1) 地域福祉の体制の強化

- ・人材育成と福祉教育の充実
- ・住民同士が助け合う地域ケア体制の強化

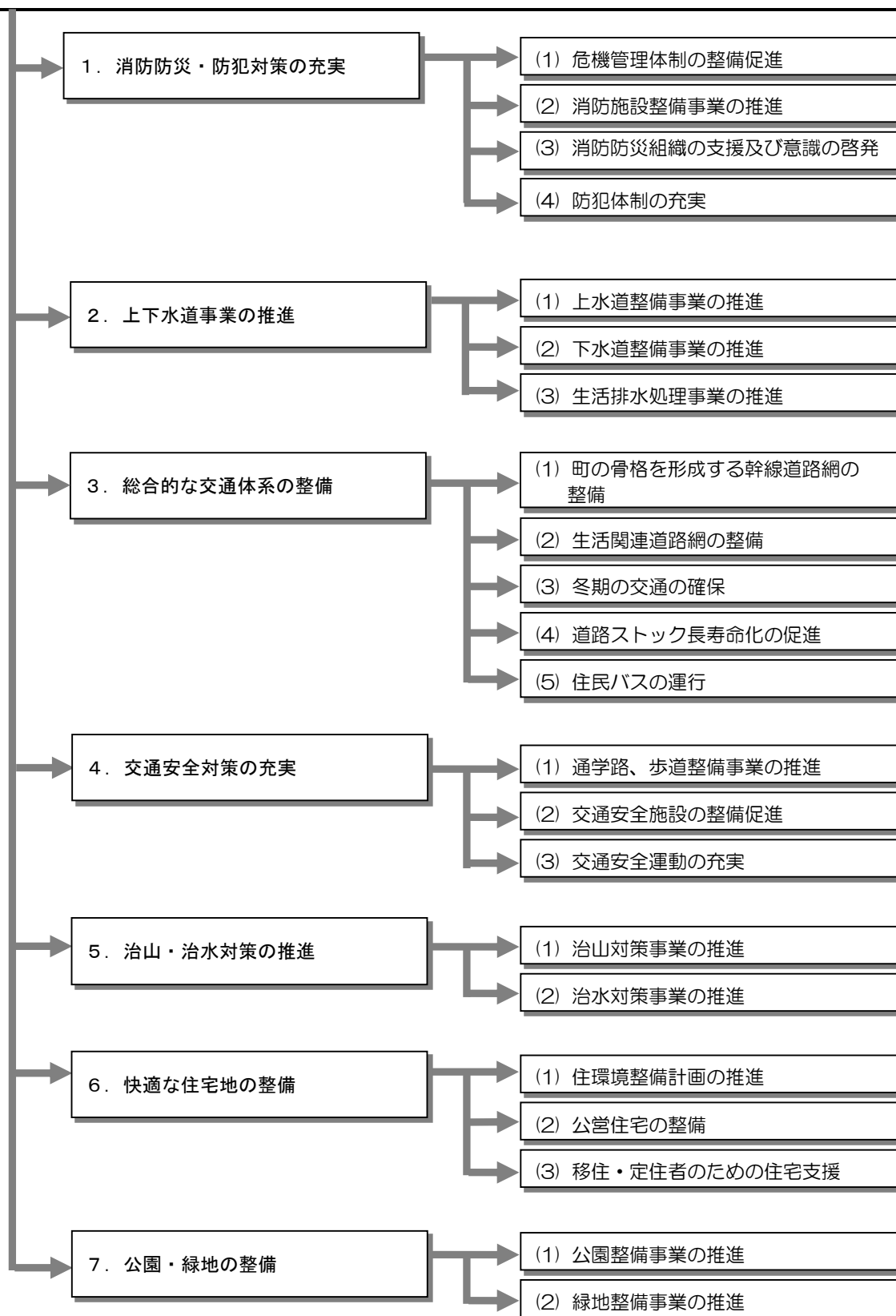
(2) 地域福祉活動の充実

- ・ボランティア活動やNPO活動を支援する体制づくり
- ・ボランティア活動の拠点整備

(3) 地域ボランティア通貨制度の導入

- ・地域住民の相互支援、地域共同でのサービス提供に対する地域通貨制度の導入

第3節 安全・安心で快適に暮らせるまち



1. 消防防災・防犯対策の充実

【現況と課題】

本町の防災行政は「加美町地域防災計画」を基本として推進してきました。東日本大震災を契機に国の法律や県地域防災計画の内容の大幅な改正があり、本町においてもこれらの法や計画との整合性を図りながら「加美町地域防災計画」の見直しを行い、危機管理体制の充実や災害時などにおける具体的な対応策の検討が急務です。

住民の生命と財産を守るうえで大切なのは、日常における防災啓発活動はもちろんですが、災害発生時及び災害が発生する恐れがある場合における住民への情報伝達手段の確保が重要となります。本町においてはメールの配信及び広報車での伝達程度であり、伝達手段の整備が大きな課題となっています。

消防施設については、消防団各班に消防ポンプ積載車を配備し、また、防火水槽や消火栓の設置も毎年行っていますが、消防ポンプ積載車においては更新時期に到達している車が多く、防火水槽や消火栓についても、用水確保が難しい地域への設置がまだ足りない状況にあります。また、火災発生時における消防団などへの出動連絡が電話のみとなっており、通信設備の整備が急務となっています。

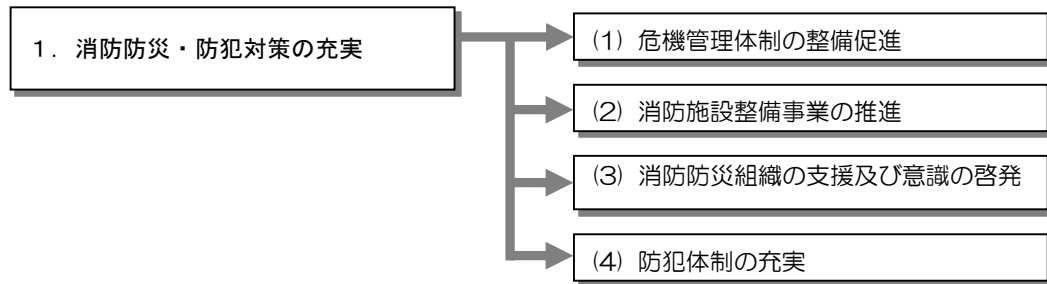
災害のない安全で安心なまちづくりを推進するうえで欠かせないのは、住民組織による活動であり、防災意識の向上を図るためには、消防団の組織強化に加え、婦人防火クラブや各行政区に組織された自主防災組織の活動を活発化することが必要となっています。

また、様々な犯罪事件を未然に防止するため、防犯協会や防犯指導隊及び安全安心パトロール隊などが中心となって地域防犯活動の推進を積極的に行っていますが、軽犯罪などの発生件数はあまり減っておらず、今後も防犯意識の啓発が必要です。

【施策の方向】

多種多様の災害や有事の際において住民の生命と財産を守るためには、消防防災・防犯体制の強化と防災施設の整備充実が必要であり、これらを推し進めるとともに、住民の防災防犯意識の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

【施策の体系】



【施策実現のための展開・事業と内容】

(1) 危機管理体制の整備促進

- ・ 地域防災計画の推進
- ・ 危機管理体制の充実
- ・ 防災行政無線等の通信体制の整備、拡充

(2) 消防施設整備事業の推進

- ・ 消防水利の整備
- ・ 消防ポンプ積載車等の更新
- ・ 消防団通信設備の整備

(3) 消防防災組織の支援及び意識の啓発

- ・ 消防団、婦人防火クラブ等の組織機能の強化
- ・ きめ細やかな集落単位等の自主防災組織への支援

(4) 防犯体制の充実

- ・ 防犯組織の機能強化
- ・ 防犯灯整備等の推進
- ・ 地域ぐるみによる防犯対策の推進
- ・ 子どもたちの安全対策の充実

2. 上下水道事業の推進

【現況と課題】

本町の上水道施設は、各給水地区での水道管の接続が完了し、安定した水の供給を確保しています。今後は、年々進む水道施設の老朽化への対応が課題となっています。

下水道については、生活排水処理計画による下水道処理区域内の整備がほぼ完了し、今後は未水洗化世帯への普及啓発が課題となっています。また、下水処理施設については、施設の増設及び長寿命化の推進を図ります。雨水処理については、冠水地区の解消などを図るため、浸水対策に係わる計画を推進していく必要があります。

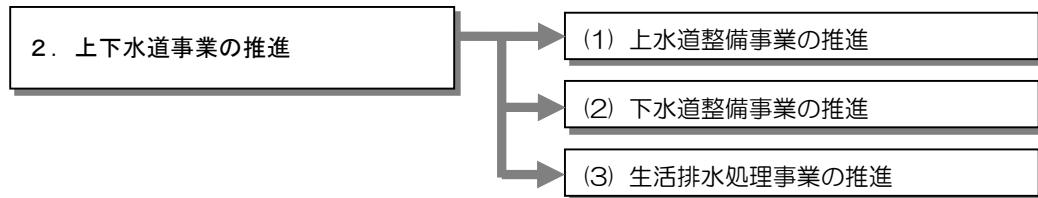
合併処理浄化槽※設置整備事業については、生活排水処理計画に則り、未設置世帯への普及啓発が課題となっています。

【施策の方向】

上水道事業の計画的な実施によって、水の安定供給や健康で快適な生活環境の確保を図るとともに、施設の老朽化対策に取り組めます。

下水道については、処理施設の増設及び長寿命化を図るとともに雨水事業の推進、それ以外の区域については合併処理浄化槽設置整備事業などによる事業展開を図り、早期の事業完了をめざします。

【施策の体系】



【施策実現のための展開・事業と内容】

(1) 上水道整備事業の推進

- ・ 上水道施設の連携統合、安定供給の確保

(2) 下水道整備事業の推進

- ・ 公共下水道事業の推進
- ・ 雨水対策に係る計画の推進

(3) 生活排水処理事業の推進

- ・ 合併処理浄化槽設置整備事業の推進
- ・ 生活排水路の維持管理

3. 総合的な交通体系の整備

【現況と課題】

本町の道路網は、国道 2 路線、県道 8 路線を骨格に、町道 949 路線で構成されています。今後は、各地域間相互の連携を強化するため、東西の国道 347 号、南北の国道 457 号を軸に、県道及び幹線町道によって中新田、小野田、宮崎地域の中心部と町内の主要施設を連絡するトライアングル型の幹線道路網の構築を進めていきます。

町内の交通量は増加する傾向にあり、特に、古川方面に連絡する国道 347 号及び 457 号などの交通需要が集中する路線においては、朝夕の混雑が見受けられます。山形県に通じる国道 347 号は平成 28 年（2016 年）の通年通行化により、これまで以上に交通量が増すことが予想されます。これらの幹線道路は、住民の日常生活や産業、経済の交流の基盤となるほか、災害時においては物資や人的輸送などの大切な役割を果たします。しかし、混雑時などにおいては、緊急車両の出動に際して通行に支障をきたすことが予想されるため、地域の孤立を防ぐ上からも、国道 347 号及び 457 号を軸とした県道網の拡充や、幹線町道などの整備、対策を図る必要があります。

町内の道路網には、路面の凸凹やわだちの修繕、区画線の再設置などを実施すべき箇所が多く見受けられ、通行及び運転の安全面からみた道路機能が低下している路線もあることから、適正な道路の維持整備を図ることが必要です。また、生活関連道路には、道路幅員が狭く、消防車、救急車などの緊急規格車両が通行できない路線もあることから、地域の実情に合わせながら、まちづくりと一体となった長期的な視点で道路の拡幅・舗装、電柱の移設・共架などの整備、修繕計画を作成し、安心して通行、運転できるような維持、整備が必要です。特にインフラの老朽対策が社会的な問題となり、道路インフラを適正に維持管理することが重要です。

冬期における国県道の通行の確保については、県と調整を図りながら対策を講じていく必要があります。

バスなどの公共交通は、住民バス、スクールバスなどを運行しています。本町の高齢者率は宮城県平均よりも高く、高齢者を主とした交通弱者が増加している中において、住民バスは地域の交通手段として定着しています。今後も民営のバス会社やタクシー事業者、隣接する自治体と連携をとりながら、運行区域の拡大や路線の見直しを図るなど、より利用者のニーズに応じた運行が必要です。

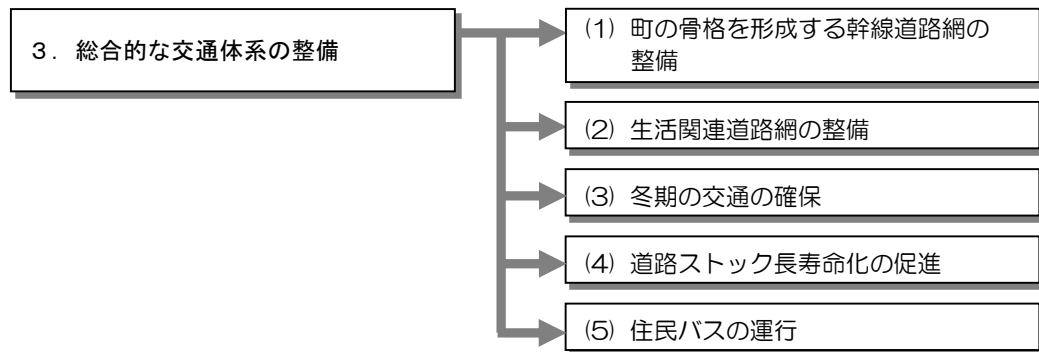
【施策の方向】

国道 347 号及び 457 号などの国県道や幹線町道などの骨格的な道路網の整備を促進するとともに、町内の交流施設などを結ぶ道路や日常生活に関わりの深い生活関連道路について整備・改良を進めます。

冬期における道路通行機能の確保を図るため、除雪・防雪・消雪対策を進め誰もが安心して移動できる道路を整備します。

民営のバス会社などと連携をとりながら、住民のニーズに応じた住民バスなどを運行します。

【施策の体系】



【施策実現のための展開・事業と内容】

(1) 町の骨格を形成する幹線道路網の整備

- ・ 国県道の整備の促進
- ・ 幹線町道の整備の推進

(2) 生活関連道路網の整備

- ・ 生活関連道路の整備の推進
- ・ 道路機能の適正な維持、修繕の推進

(3) 冬期の交通の確保

- ・ 防雪柵等の設置
- ・ 除雪車等の購入の促進

(4) 道路ストック※長寿命化の促進

- ・ 道路ストックの総点検
- ・ 橋梁長寿命化修繕計画の実施

(5) 住民バスの運行

- ・ 住民バス等の運行

4. 交通安全対策の充実

【現況と課題】

本町における交通事故傾向として、死亡事故や重傷を伴う事故などは減少傾向にありますが、事故発生件数は横ばいもしくは増加傾向にあり、特に高齢者の関係する事故が多くなっています。

また、罰則が強化されたにも関わらず、飲酒運転についても後を絶たない状況です。

歩行者の安全対策については、歩道の確保に務めるほか、セーフティーゾーン※などの設置を行うなど、歩行者が安心して歩くことのできる環境整備が急務となっています。

交通安全施設の整備については、県公安委員会への働きかけなどを積極的に行い、標識や信号の設置を行っていますが、このほか見通しの悪い交差点や事故の多い地点の対策が必要となっています。

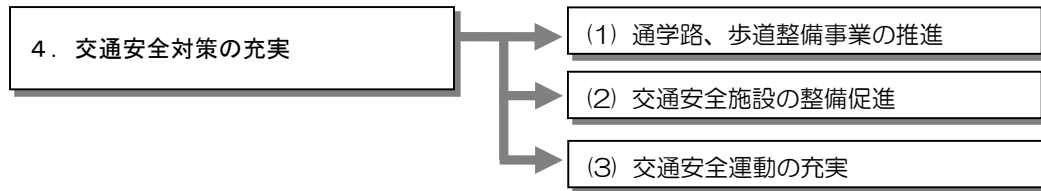
交通安全の啓蒙及び推進については、交通防犯指導員及び交通安全指導員による交通安全教室の開催や、交通安全母の会による訪問及び街頭活動など、積極的に行っていますが、住民個々への浸透を図るためには関係機関・団体のさらなる連携と推進が不可欠です。

【施策の方向】

交通安全に対する意識の改革及び啓蒙を推進するとともに、交通安全施設及び道路環境の改善や整備などを図りながら、交通事故のない、安全な環境づくりを推進します。

また、交通安全講習機会の拡充と交通安全組織の機能強化を図ります。

【施策の体系】



【施策実現のための展開・事業と内容】

(1) 通学路、歩道整備事業の充実

- ・ 通学路の安全対策の充実
- ・ 歩道の設置の促進

(2) 交通安全施設の整備促進

- ・ ガードレール、標識等交通安全施設の計画的な整備の促進
- ・ 道路網の整備にあわせた安全な道路環境づくりの推進

(3) 交通安全運動の充実

- ・ 地域、学校、職場等における交通安全講習会等の実施による交通ルールの遵守や交通マナーの向上
- ・ 交通安全組織の機能強化の促進
- ・ 死亡事故ゼロ運動の推進

5. 治山*・治水対策の推進

【現況と課題】

地すべり対策事業では県と合同で危険箇所の点検を行っています。

土砂災害への対応としては、台風などによる大雨で万が一、土砂災害が発生したとしても、大事に至らないよう対策を講じていきます。

町内の河川については、整備主体のほとんどが国・県となっています。

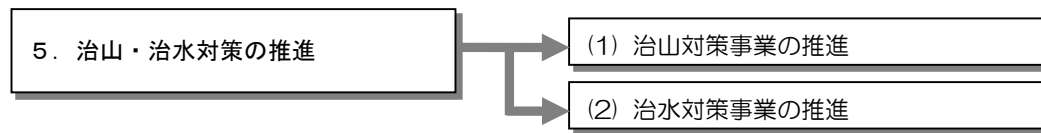
ダム事業については、筒砂子ダムの規模拡大と既設の漆沢ダムの容量再編により田川ダム建設を中止とし、国が事業を行うこととなりました。

治山治水対策については、災害発生を防ぐために、森林計画に基づき、計画的な伐採などを進める必要があります。

【施策の方向】

土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、県と合同で災害に備えています。

【施策の体系】



【施策実現のための展開・事業と内容】

(1) 治山対策事業の推進

- ・ 地すべり対策事業の推進
- ・ 災害危険地区等の調査の推進
- ・ 治山対策における全体的な調査・計画の推進
- ・ 治山・治水対策における専門的な人材の育成

(2) 治水対策事業の推進

- ・ 河川整備事業の推進

6. 快適な住宅地の整備

【現況と課題】

本町の住宅地は、旧 3 町それぞれの中心地域に広がる住宅地と、団地として面的に開発された地区、田園風景の中の散在集落とに大きく分類されます。安全で快適な住環境の整備は、住民が安全・安心に暮らすために欠かすことが出来ませんが、住宅地の整備については宅地需要や周辺の自然環境への配慮も必要であるとともに、公共施設や生活環境関連施設の整備と歩調を合わせた各種の住環境整備計画の策定が必要です。

住環境整備計画においては、まちなみの景観に配慮したデザインや、大規模地震などへの防災対策について普及啓発することが必要です。特に現行の耐震基準を満たしていない住宅については、耐震診断や耐震改修などの耐震化を推進する必要があります。さらに、高齢社会の進展に対応した住宅づくりのため、高齢世帯向けの緊急通報システムの導入など、住環境整備を総合的に検討することが必要です。

全国的に問題となっている空き家については、空き家バンク※を開設し、その有効活用と定住促進に取り組んでいます。また、今後も人口減少と高齢化による空き家の増加が見込まれることから、地域の安全・安心を守るため空き家の適正管理などに取り組む必要があります。

公営住宅は町営住宅 421 戸、県営住宅 36 戸が整備されていますが、常に 100%近い入居率となっており、多くの入居希望者が入居できない状況にあり、町営住宅の地域バランス、民間との需給バランスなどを踏まえながら、適正な維持、整備に関する計画を策定する必要があります。また、高齢者世帯や、子育て世帯など多様なニーズに対応した町営住宅の整備など、今後の町営住宅のあり方を明確にしていく必要があります。

U J I ターン※をはじめとする、都市から地方への移住・交流は、人口減少社会における地域活性化策として期待されていますが、都市住民などを受入れるための支援策が必要となっています。民間による住宅地の整備は行われていますが、遊休地を活用し、子育て世代や、里山にあこがれて新しいライフスタイルを求めている人を対象とした住宅地の整備などを推進する必要があります。

【施策の方向】

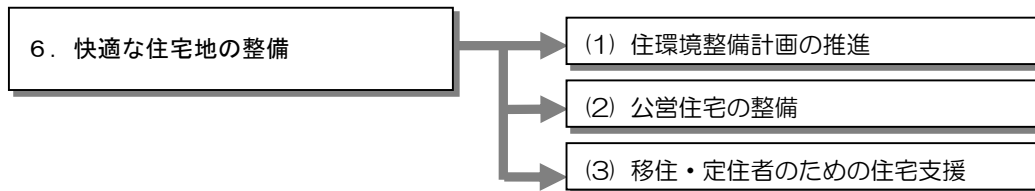
住民が安全で快適に暮らせる住環境をつくるため、耐震改修促進計画、地域住宅計画の既存計画に加え、まちなみの景観に関する計画、住環境整備計画を策定し、快適な環境整備を図ります。

公営住宅については、住宅施策の核として、公営住宅長寿命化計画に基づき、入居者の

動向を踏まえながら既存ストックの改善や建替えなどの整備を推進します。

また、新たな定住人口を確保するため、町外に積極的に情報を発信するとともに、空き家バンクの拡充に努め、U J I ターンを促進する自然環境豊かな居住環境の整備と、子育て世帯のための安価で良質、安全・安心な住宅地の供給などの移住・定住支援を行います。

【施策の体系】



【施策実現のための展開・事業と内容】

(1) 住環境整備計画の推進

- ・ 地域毎の生活環境の実態を踏まえた整備計画の策定
- ・ 防災に配慮した道路、公園等の計画的な基盤施設の整備
- ・ まちなみ景観に配慮した住宅地の誘導
- ・ 老朽化している住宅の安全対策の推進
- ・ 住環境整備に関する各種情報の提供
- ・ 空き家対策の推進

(2) 公営住宅の整備

- ・ 町営住宅整備計画の策定
- ・ 公営住宅の整備
- ・ 入居基準の検討

(3) 移住・定住者のための住宅支援

- ・ 遊休地等を活用した新たな住宅団地の整備、分譲
- ・ 移住・定住対策事業の推進

7. 公園・緑地の整備

【現況と課題】

公園や緑地は、心身を癒やし、健康を増進させ、住民が身近に楽しめる多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場となっています。また、災害発生時においては避難所や防災拠点となるなど、地域の防災向上に大きな役割を担っています。

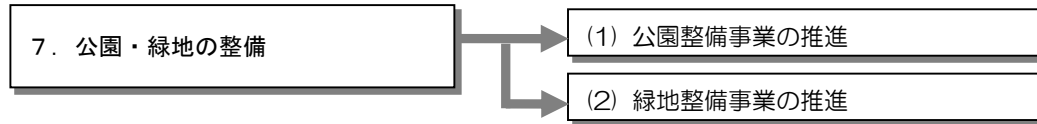
本町は、鳴瀬川沿いに整備されているあゆの里公園（鳴瀬川中新田緑地）などの大規模な公園、市街地周辺は緑地公園、農村公園などを有していますが、子どもたちが安心して遊べる、身近に歩いていける公園の整備が求められています。

公園に対する住民のニーズは、ますます増大、多様化すると予想されることから、地域住民の意向を反映しながら、地域の特性に沿った整備が必要です。

【施策の方向】

地域コミュニティや交流イベント、運動の場を提供し、精神的なリフレッシュ、健康増進を推進します。また、子どもたちが安心して利用できるよう、公園内の遊具や工作物の安全管理に努めます。

【施策の体系】



【施策実現のための展開・事業と内容】

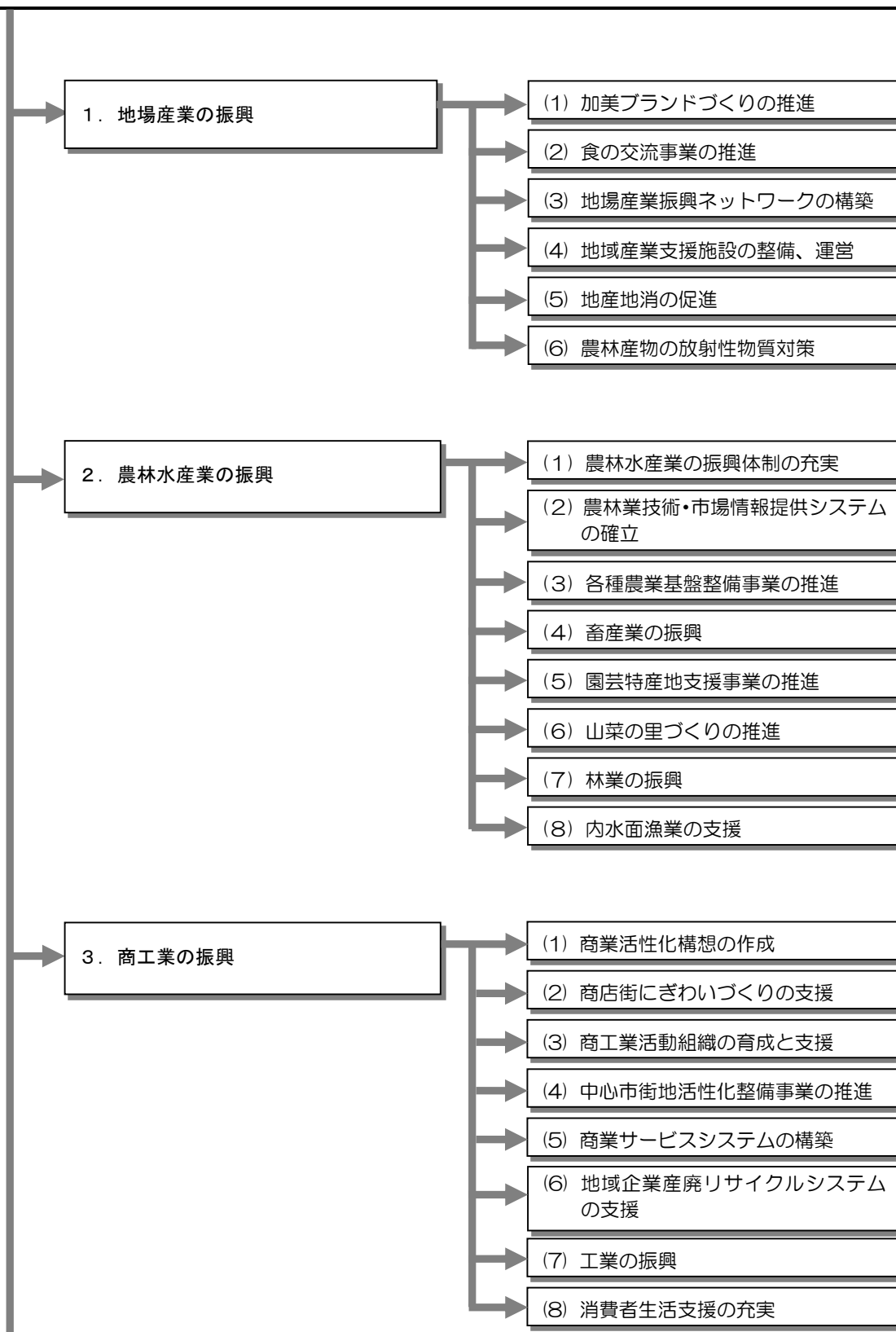
(1) 公園整備事業の推進

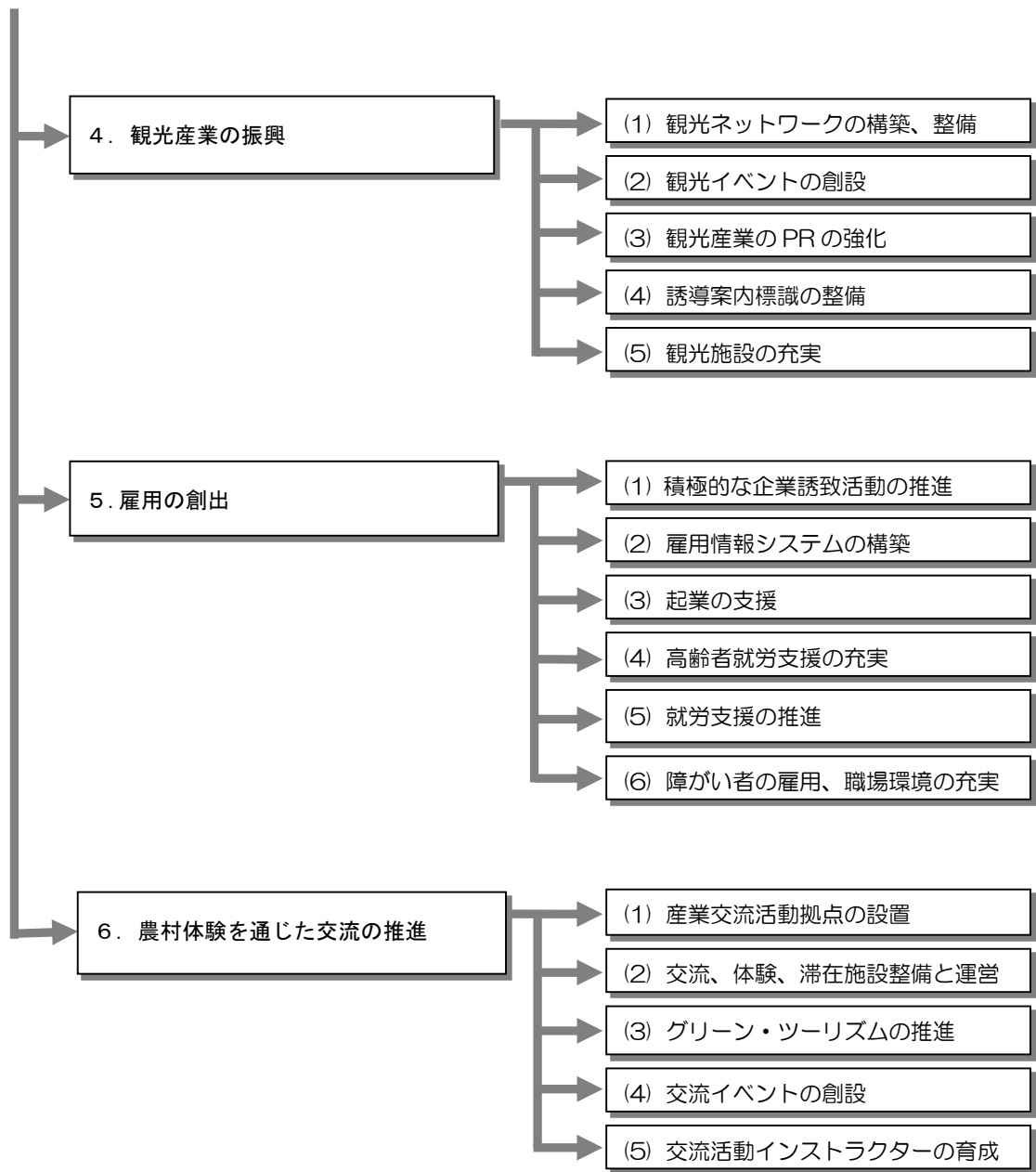
- ・農村、河川、近隣、レクリエーション、城址などの各種公園の整備
- ・公園・緑地や主要な公共施設相互を連絡する水と緑のネットワークの形成
- ・行政と地域住民との役割分担による適正な維持管理の推進

(2) 緑地整備事業の推進

- ・緑地の整備

第4節 魅力あふれ、豊かでにぎわいのあるまち





1. 地場産業の振興

【現況と課題】

本町では、豊かな自然に恵まれた環境や地域に根ざした生活や文化の中で培われ、研ぎ澄まされた技によって醸し出された、手作りの味覚や伝統工芸品などを中心に地場産業の振興に努めています。しかし、近年、若い世代の町外への流出や後継者不足、人口の減少などにより、技術の伝承が課題となっています。

地場産品は地域の特色を強調することが大切であることから、地場産業関係者間の情報や活動の連携による緊密なネットワークを構築すると同時に、地場産品のファンを増やしていくための品質の向上及びブランド化などの高付加価値化や、販路の拡大などの対策を図ることが課題となっています。

また、地場産業の振興のためには、多様化する消費者のニーズを的確に捉え、時代に合った対応をしていくことが求められています。

さらには、地域に育まれた食文化を後世に伝承していくための仕組みづくりも求められています。

一方、東日本大震災による福島第一原子力発電所事故は放射性物質の放出によって農林畜水産物などへ大きな影響を及ぼしています。

本町では同原発の事故後、加美町産農産物や農地土壌などを対象に、放射性物質の濃度を把握し、農産物の安全確認を行ってきました。また、把握した放射性物質濃度をもとに、農作物への放射性物質の吸収抑制対策にも取り組んできました。

今後も安全な農林産物の提供に必要な検査体制を継続するとともに、出荷停止などにより停滞する特用林産物*の生産再開に向けた各種支援を行っていく必要があります。

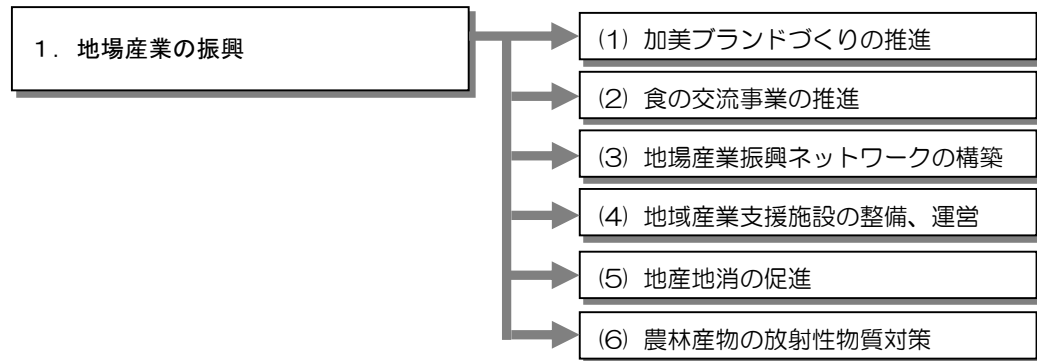
【施策の方向】

地場産業の伝統技術の伝承と同時に、伝統調理法の再発見や新たな消費者ニーズへの対応に努めるとともに、農商工連携体制の構築による販売戦略の確立と販売量の拡大を図ります。

また、地場産品の品質向上やブランド化による、さらなる付加価値の向上と競争力の強化を図ります。

さらに、食品の安全性への関心が高まる中、生産者の顔が見える農産物の提供による安心感の醸成を図ります。

【施策の体系】



【施策実現のための展開・事業と内容】

(1) 加美ブランドづくりの推進

- ・商品の高付加価値化や新商品開発の取り組みによる新産業の創出や起業家への支援
- ・産業全体の横断的研究組織の設立による地域集約型の産業の振興
- ・地元企業、地場産業を活用した加美ブランドづくりの推進
- ・加美町独自の「匠制度」の検討
- ・農商工連携と6次産業化の推進

(2) 食の交流事業の推進

- ・食文化の向上と交流の場づくりへの支援

(3) 地場産業振興ネットワークの構築

- ・生産者相互の交流の場づくりへの支援
- ・加美町特産品の表示システム（認証制度外）の推進
- ・IT※を活用した、地域特産品の販路拡大（宅配含む）の体制づくりへの支援
- ・地域特産品の生産、開発、実践組織の育成支援
- ・トレーサビリティ※（生産履歴）システムの導入

(4) 地域産業支援施設の整備、運営

- ・地場産品等の加工・展示・販売施設の整備、運営

(5) 地産地消の促進

- ・地域特産品の計画的な生産、普及、販売、消費の域内システムの構築
- ・町内飲食店での地場産食材を活用した「食」の提供

(6) 農林産物の放射性物質対策

- ・農作物への放射性物質吸収抑制対策の推進
- ・農林産物の放射性物質検査の支援
- ・特用林産物の生産再開へ向けた支援

2. 農林水産業の振興

【現況と課題】

現在少子高齢化が進む中、農業従事者の高齢化と後継者不足による遊休農地の増加から、農村集落の維持が困難になるなど将来不安が増し、本町の農業をとりまく状況は一層厳しくなっています。さらに、米の消費減少に伴う価格低下、輸入飼料の高騰による経営への圧迫、放射性物質による風評被害、食品偽装表示による信頼の低下、有害鳥獣による農作物被害の急増なども重なり、これらが起因する耕作放棄地の急激な拡大を防ぐため、適切な農地利用の方法についての検討が必要となっています。

林業については、輸入材及び集成材などの利用拡大により、国産材の価格低迷が続く中、集約化事業などの推進によるコスト削減が求められています。また、森林は木材などの林産物の供給源としてだけでなく、国土保全、水源涵養、生物多様性の保全などの多面的機能を有しており、適正な管理を行っていく必要があります。

財産としての森林、多面的機能を有する森林を今後も適正に管理するためには、後継者の育成確保が必要となります。

水産業については、漁場環境の悪化、病害、価格低迷などにより、生産量が減少傾向で推移しており漁業経営も低迷しています。こうした中で、水産資源の保護や自然環境保全のために鮎、ヤマメ、イワナなどの継続的な種苗放流の実施が求められています。また、生産コストの低減、付加価値の向上などにより漁業経営基盤の強化に取り組むことなども課題となっています。

【施策の方向】

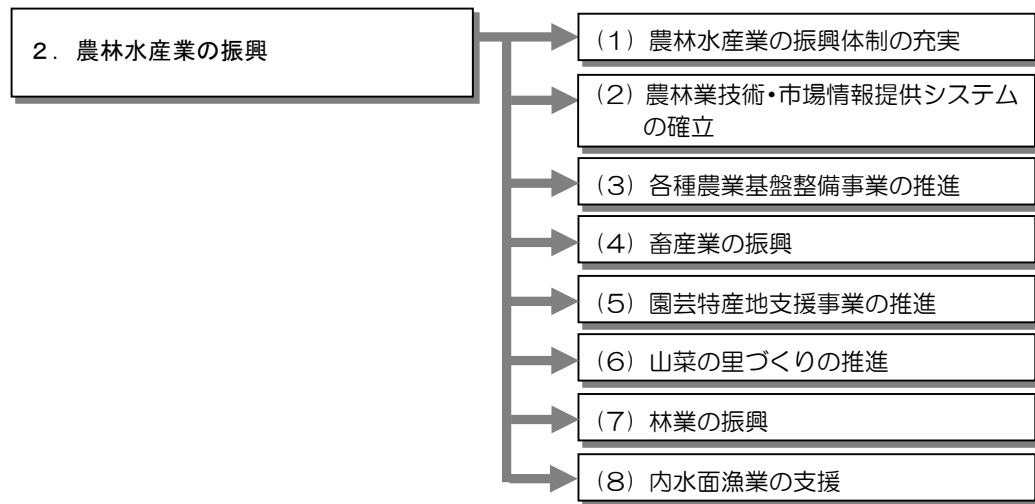
持続可能な農業経営と農村集落の維持のため、担い手の育成、意欲ある生産者の自立した経営支援、農産物の安定生産を支援、水稻を中心とした複合経営の推進、各種基盤整備や生産支援施策の促進、技術改革や情報技術の導入を図ります。

また同時に、売れる物づくりへの転換、安全安心な農産物の供給、環境保全型農業の推進と資源循環型農業の確立に向け支援していきます。

有害鳥獣対策は、町鳥獣被害防止計画に基づく個体数の調整や追払いなどの対策を講じるとともに、地域ぐるみの被害防止活動を支援していきます。

農業以外の分野についても、後継者不足、生産環境の改善など、持続可能な自立した産業としての育成に努めます。

【施策の体系】



【施策実現のための展開・事業と内容】

(1) 農林水産業振興体制の充実

- ・集落農業の組織体制づくりの支援
- ・農業後継者支援と新規就農者支援
- ・担い手・組織の育成・支援
- ・環境保全型農林業の推進
- ・農業ヘルパー制度*の確立と支援
- ・有害鳥獣対策

(2) 農林業技術・市場情報提供システムの確立

- ・市況・流通情報、病虫害情報、気象情報、新品種・新技術など、農業に関する情報のリアルタイムでの提供

(3) 各種農業基盤整備の推進

- ・ほ場、ため池、かんがい排水、農道整備など農業生産基盤、環境基盤整備の推進
- ・特例作物を主体とした作付の推進
- ・農地流動化の支援
- ・農業生産の基盤となる土づくりの推進と耕畜連携の体制整備の推進

(4) 畜産業の振興

- ・飼料生産基盤及び畜舎、家畜排せつ物処理施設等の畜産基盤整備事業の推進
- ・優良品種の導入等、家畜改良事業の育成支援

(5) 園芸特産地支援事業の推進

- ・安全で安心な消費者志向に適合した作物の生産・販売の促進
- ・園芸振興施設整備と価格安定対策の推進

(6) 山菜の里づくりの推進

- ・山菜、椎茸など特用林産物資源の育成と活用
- ・地域に適した特徴のある山菜等の生産の推進

(7) 林業の振興

- ・造林や除間伐等、町有林等の適切な保育管理
- ・林道等の生産基盤の整備
- ・木材需給の動向等を勘案した立木の計画的な伐採の推進
- ・森林が有する多面的な機能の維持増進
- ・公益的機能別施業森林の整備推進
- ・森林施業共同化の指導体制の強化等
- ・林業に従事する者の養成及び確保の推進
- ・公共施設への木材の積極的な利活用

(8) 内水面漁業の支援

- ・アユ、ヤマメ、イワナなどの養殖やサケやアユのふ化・放流など水産資源の保護の支援
- ・アユなどが自然産卵できる生息環境の整備

3. 商工業の振興

【現況と課題】

本町の商業は、生活の高度化や多様化をはじめ、生活圏の拡大、大型店の進出等によって商業環境が変化してきており、顧客の流出や後継者不足などにより空き店舗が増加し、個店や商店街の機能が低下してきています。

このような中で、活気があり魅力的な商店街の形成を図るために、消費者ニーズに対応した商店街の高度化、魅力的なまちなみの整備、的確な情報伝達システムの整備などの新しいサービスの創出など、大型店と共存できる時代に対応した活性化策を検討し、具体的に展開していくことが必要です。

一層の個別化を図るため、歴史が息づくまちなみの再生や、消費者に分かりやすい包装紙やパッケージを工夫するなど、本町の特色を表現するとともに、経営基盤の安定化を図るため、商工団体などの関連機関との連携強化を進めながら、店舗や駐車場などの共同化など、商業機能の一層の活性化に向けた対応が必要となっています。

高齢化社会やインターネット利用の増加などから、架空請求や振り込め詐欺など、消費生活のトラブルが増大しています。安心した消費生活を送ることが出来るように、迅速な消費者相談や適切な啓発活動が必要です。

本町の工業は、雇用の場の確保と安定した就業の場の提供のため、雁原工業団地をはじめとする町内4箇所の工業団地を整備し、企業誘致に精力的に取り組んできました。こうした中において、県内への自動車関連産業、高度電子機械産業、食品・木材関連産業の相次ぐ進出があり、それに伴う企業間競争は厳しさを増し、人材確保への対応にも迫られております。こうした状況において、町内企業への積極的な優遇制度の活用及び様々なビジネスマッチング※を通じた新事業の創出ならびに業務拡大をサポートし、広域からの人材確保に努め、次世代成長産業を担う企業誘致を推進し、本町のさらなる産業振興を促進させることが必要です。

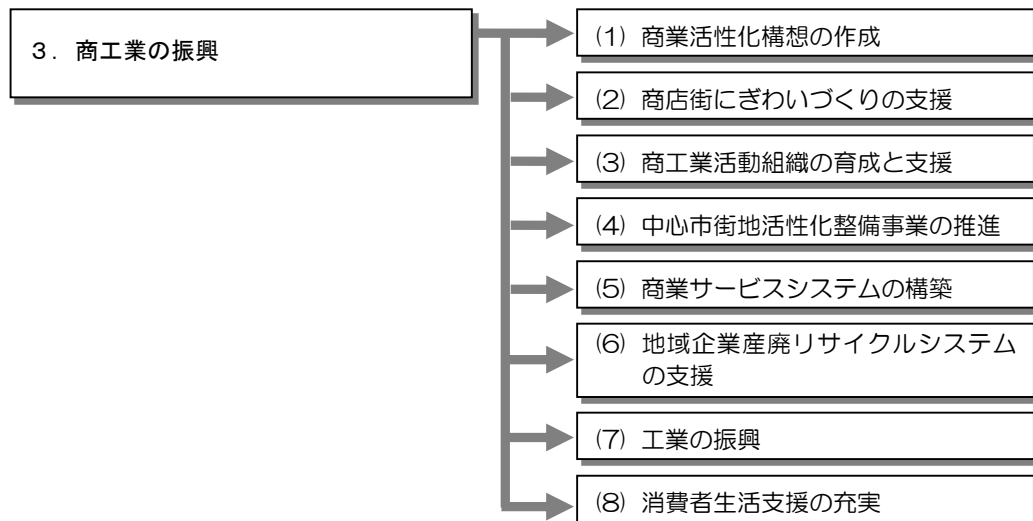
【施策の方向】

商工団体と連携を図りながら、外部への情報発信を充実させ、地域商店街の良さを最大限活用した商店街の魅力づくりを進めます。

各種優遇制度やイノベーション※を促す新事業の活用ならびにビジネスマッチングを推進するとともに、次世代を担う企業の誘致に努め、本町における工業振興を進めます。

適切な消費生活相談体制を維持するとともに、トラブルを未然に防ぐ啓発活動に努め、消費者の安全・安心を図っていきます。

【施策の体系】



【施策実現のための展開・事業と内容】

(1) 商業活性化構想の作成

- ・商業活性化マスタープランの作成

(2) 商店街にぎわいづくりの支援

- ・圏域消費者を対象としたサービスの強化
- ・観光などによる周遊客等へのサービス内容の充実

(3) 商工業活動組織の育成と支援

- ・まちづくり運営組織の立ち上げ、育成
- ・商工団体が行う広域的取り組みに対する支援
- ・産学官等による共同研究組織への支援

(4) 中心市街地活性化整備事業の推進

- ・商店街の環境整備と各種振興施策の実施
- ・空き店舗対策の充実

(5) 商業サービスシステムの構築

- ・商店街のイベントや商品情報のインターネットでの公開、インターネット上での商品等の注文・購入システム化の促進
- ・高齢者世帯や共働き世帯を対象とした共同宅配事業への支援
- ・パッケージの工夫等による加美町独自の個性づくり

(6) 地域企業産廃リサイクルシステムの支援

- ・地域内の企業の産業廃棄物のリサイクルシステムの支援、減量化に向けた連携支援

(7) 工業の振興

- ・共同化・新技術導入による生産の効率化・省力化の推進
- ・資金融資制度及び奨励金等の充実
- ・他産業と連携した物産展。見本市等のイベント参画による販路拡大の推進
- ・産学共同研究における新商品開発の体制支援
- ・遊休地等の有効活用による産業集積の推進
- ・産業構造の中核を成す高度電子機械産業・自動車・食品・木材関連産業に関連する企業誘致の促進
- ・成長型産業・先端技術産業を担う企業誘致の促進
- ・産業間・異業種間の交流を支援し、地域内産業の地産地消、経済循環を促進
- ・地場企業と県内外企業とのビジネスマッチングを支援

(8) 消費者生活支援の充実

- ・安全で安心な消費生活の推進
- ・消費生活に関する相談体制及び啓発活動の充実

4. 観光産業の振興

【現況と課題】

本町は、船形山や薬菜山、鳴瀬川等をはじめとする豊かな自然に恵まれています。また、バッハホール、やくらい文化センター、温泉リゾート施設、陶芸の里などにおける芸術文化活動のほか、食の文化祭、やくらいべっこ祭り、火伏せの虎舞など四季を通じた多彩なイベントが開催されており、年間約 123 万人の観光客が訪れています。

このような、町内の観光地やイベントの魅力を高め、シンボリックなデザインなどの標識の整備や観光情報管理の一元化、共有化などのシステム化を図り、観光施設相互を分かりやすく移動できるような観光ネットワークの整備、強化が課題となっています。

地域の特産品を活かした「食」によるもてなしなど、観光客のニーズに対応した新たなサービスやイベントの創設、提供を図り、観光産業の活性化を図るとともに、本町の良さを効果的にPRしていく必要があります。

観光情報を提供するシステムの構築とともに、地域の魅力を引き出す観光レクリエーションのあり方の検討など、住民の協力のもとに観光客を受け入れる体制づくりや、人材育成などを進めていく必要があります。

町の多種多様な施設を有効に活用するため、スポーツやレジャーなどの合宿に対応した施設の活用や施設環境の整備が必要です。

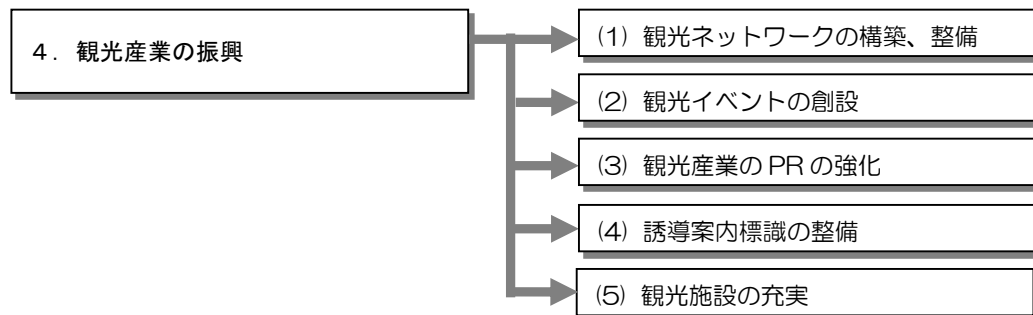
冬期の観光施設の利用者の増加を図るために、雪を活用した観光イベントの創出が必要です。

【施策の方向】

薬菜山や鳴瀬川などの自然資源、温泉などのリゾート施設、博物館などの観光資源、バッハホールなどの集客施設を活かした観光の振興を図ります。

効率的で魅力的な観光ルートを設定し、明快でシンボリックなデザインによる案内や多彩なイベント、地域のもてなしなど、訪れる人のニーズに応えた観光サービスの提供を図ります。

【施策の体系】



【施策実現のための展開・事業と内容】

(1) 観光ネットワークの構築、整備

- ・温泉施設や農家民宿・レストラン、その他施設と連携した観光ネットワークの整備推進

(2) 観光イベントの創設

- ・観光周遊ルートの設定
- ・新たな観光イベントの企画立案

(3) 観光産業のPRの強化

- ・観光地として来町者への情報案内システムの充実
- ・各種媒体を利用したPR活動の充実
- ・地域を訪れる観光客へのサービスとして、観光案内ガイド等の育成
- ・地域資源の再認識、発見活動の支援
- ・観光関連団体への支援

(4) 誘導案内標識の整備

- ・分かりやすい案内標識等の整備による観光地の連携強化
- ・観光地を連携する誘導システムの充実

(5) 観光施設の充実

- ・観光客のニーズに対応した観光施設の充実
- ・町内観光施設等の連携強化
- ・スポーツ合宿の推進

5. 雇用の創出

【現況と課題】

本町では、4箇所の工業団地を整備し、町内雇用の確保と地域産業の振興を目的に、企業誘致を展開してきました。若者の町外への流出を抑制し、定住人口を確保するためにも、一層の雇用の場を確保することが重要であり、ハローワークと連携し、町内外の求人情報の収集及び情報提供を行うことが必要です。

住民の安定的な雇用機会の確保を図り、定住促進と住民所得の向上に資するため、平成20年10月に加美町無料職業紹介所を開設しました。雇用市場においては、求人・求職のミスマッチや、若年労働者の定着率低下、就業形態の多様化など、激しい社会経済の変化を背景に、雇用情勢は依然として厳しい状況にあります。これらを踏まえ、求職者が仕事に就けるよう情報収集に努めながら、職業紹介業務を行うとともに、本町における安定的な雇用機会の確保に資するべく、町内事業所からの求人募集回覧などを実施し、住民の再就職に結びつけることが必要です。

また、多様な経験を有する元気な高齢者等の増加に伴い、シルバー人材センターの役割や内容の充実を図るとともに、就労に関する情報の提供が必要です。

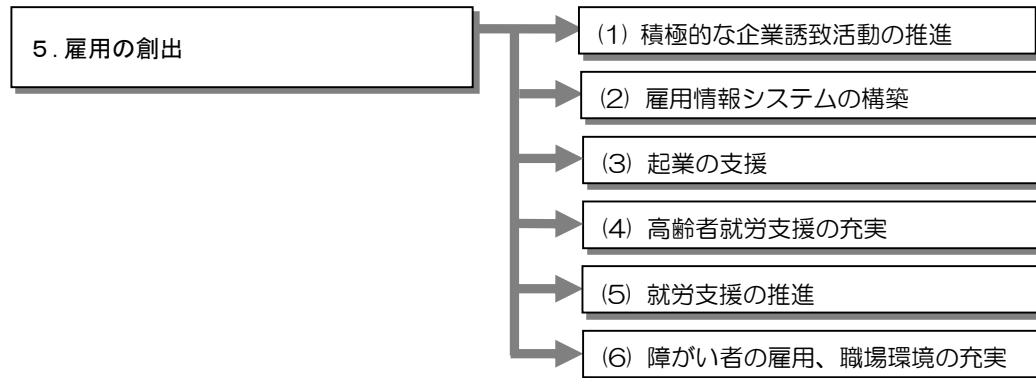
さらに、本町では障がい者の雇用について町内事業所への情報提供を実施していますが、障がい者の雇用は進んでいないのが実状です。障がい者雇用にあたって、ハローワークを含む関係機関・部署との連携を図り、適切な支援に結びつけることが必要です。

【施策の方向】

地域で育ち、学んだ若者が、地域で就職できる環境づくりを整えるため、企業の誘致、企業情報の提供や雇用情報提供の充実など、多面的な雇用機会の創出に努め、地域雇用の支援を進めます。

シルバー人材センターの支援や起業家支援などを進め、新たな雇用の創出に努めるとともに、企業などにおける障がい者の雇用の促進を推進します。

【施策の体系】



【施策実現のための展開・事業と内容】

(1) 積極的な企業誘致活動の推進

- ・豊かな地域資源を活かした成長型産業の積極的誘致
- ・地場産業と誘致企業への雇用奨励制度の充実

(2) 雇用情報システムの構築

- ・ハローワークとの連携による労働市場や雇用に関する情報の公開

(3) 起業の支援

- ・ベンチャー企業※の支援
- ・起業家への理解と支援体制の確立

(4) 高齢者就労支援の充実

- ・高齢者のもつ知恵、技の積極的活用ができる雇用情報の提供
- ・高齢者雇用の促進
- ・シルバー人材センターの支援

(5) 就労支援の推進

- ・技能技術の習得支援
- ・若者等就労者の就業支援
- ・地域産業を担う人材育成と雇用環境の整備・促進

(6) 障がい者の雇用・職場環境の充実

- ・企業等における障がい者の積極的な雇用促進に関する支援、誘導
- ・職場適応援助者（ジョブコーチ）※等の活用促進

6. 農村体験を通じた交流の推進

【現況と課題】

本町では、農家民宿、市民農園を通じて、都市と農村の交流活動を行っており、今後とも体験型農業などによるグリーン・ツーリズムなどを推進し、本町の良さである農業をPRしていくことが重要です。

グリーン・ツーリズムの活動をより発展させるために、受け入れ体制の充実、強化を図っていく必要があります。

また、産直施設を交流活動の拠点として位置づけることで、交流の継続や観光資源との連携強化を図ることが必要です。

交流事業を進める上で、地域の紹介や地域活動の指導者となる人材を多く確保する必要があるため、あらゆる交流活動の中で人材育成に関わる支援を検討していく必要があります。

食の文化祭に代表される地域特性を生かしたイベントを四季折々に開催していますが、交流活動の中心となる全体的な受け入れ窓口の設置と運営システムを確立するとともに、新たな交流イベントの創設を支援していくことが必要です。

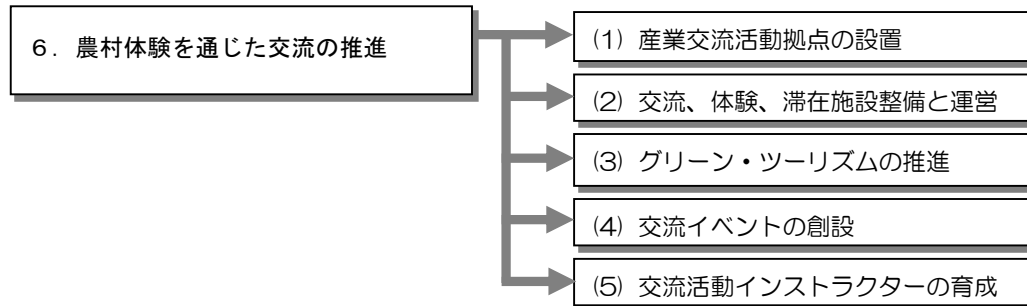
【施策の方向】

都市と農村の交流の継続と深化を図るため、体験農業やグリーン・ツーリズムなどの受け入れ体制の充実、強化と、交流の中心となる指導者や人材の育成を継続して支援します。

産直施設を交流活動の拠点とすることで、交流の継続や観光資源との連携を図り、農村地域の活性化を図ります。

地域の特性を活かした、一体感を感じられるイベントを創設するなど、積極的な交流を推進し、誘客・リピーターの増加を図ります。

【施策の体系】



【施策実現のための展開・事業と内容】

(1) 産業交流活動拠点の設置

- ・都市農山村交流受入支援組織の育成支援
- ・産直施設等活動拠点施設整備

(2) 交流、体験、滞在施設整備と運営

- ・市民農園等の交流体験施設の整備
- ・滞在型宿泊施設の整備充実
- ・水辺を活かした交流体験等施設及び事業の充実

(3) グリーン・ツーリズムの推進

- ・多様な観光資源と連携した受け入れ組織体制の支援

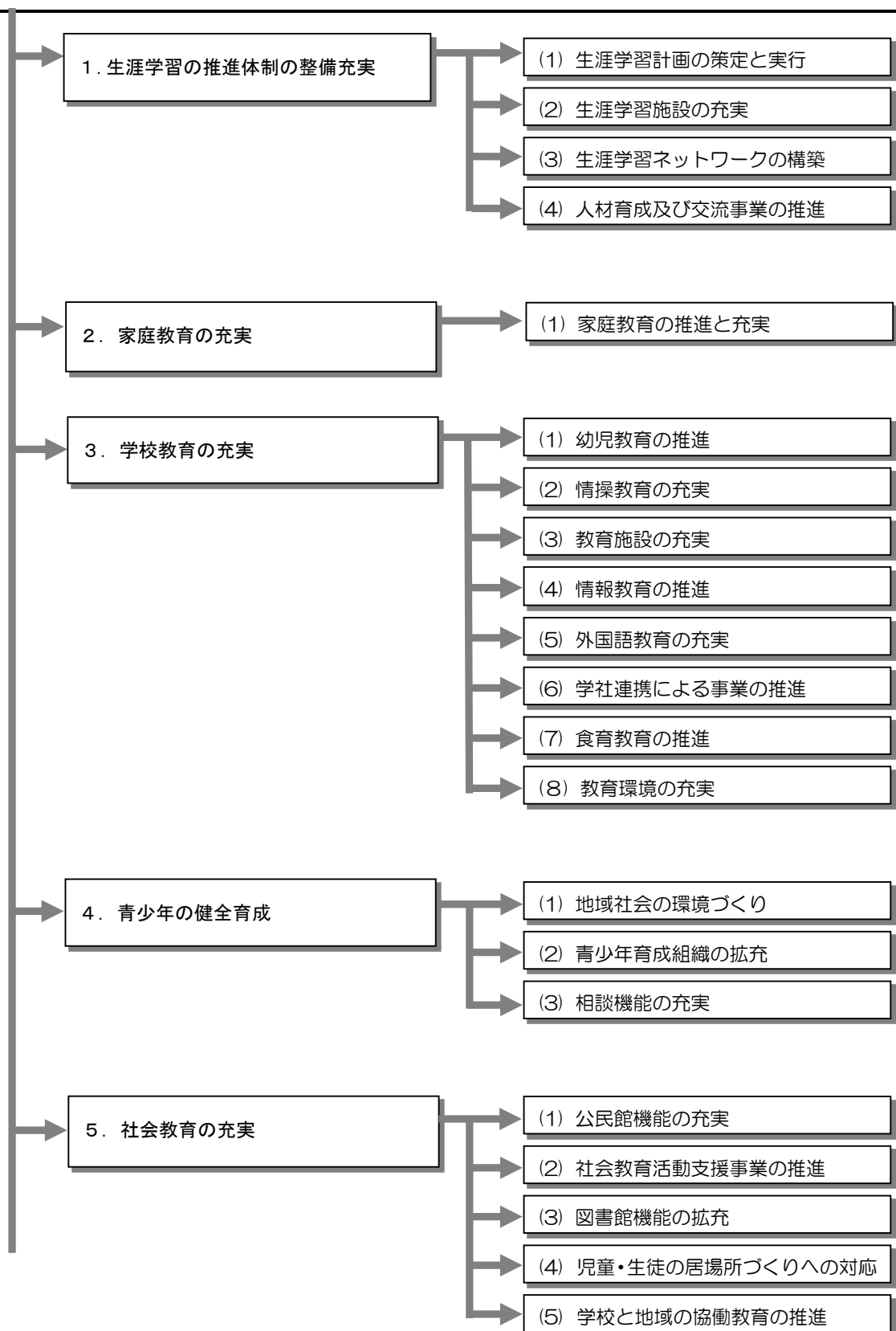
(4) 交流イベントの創設

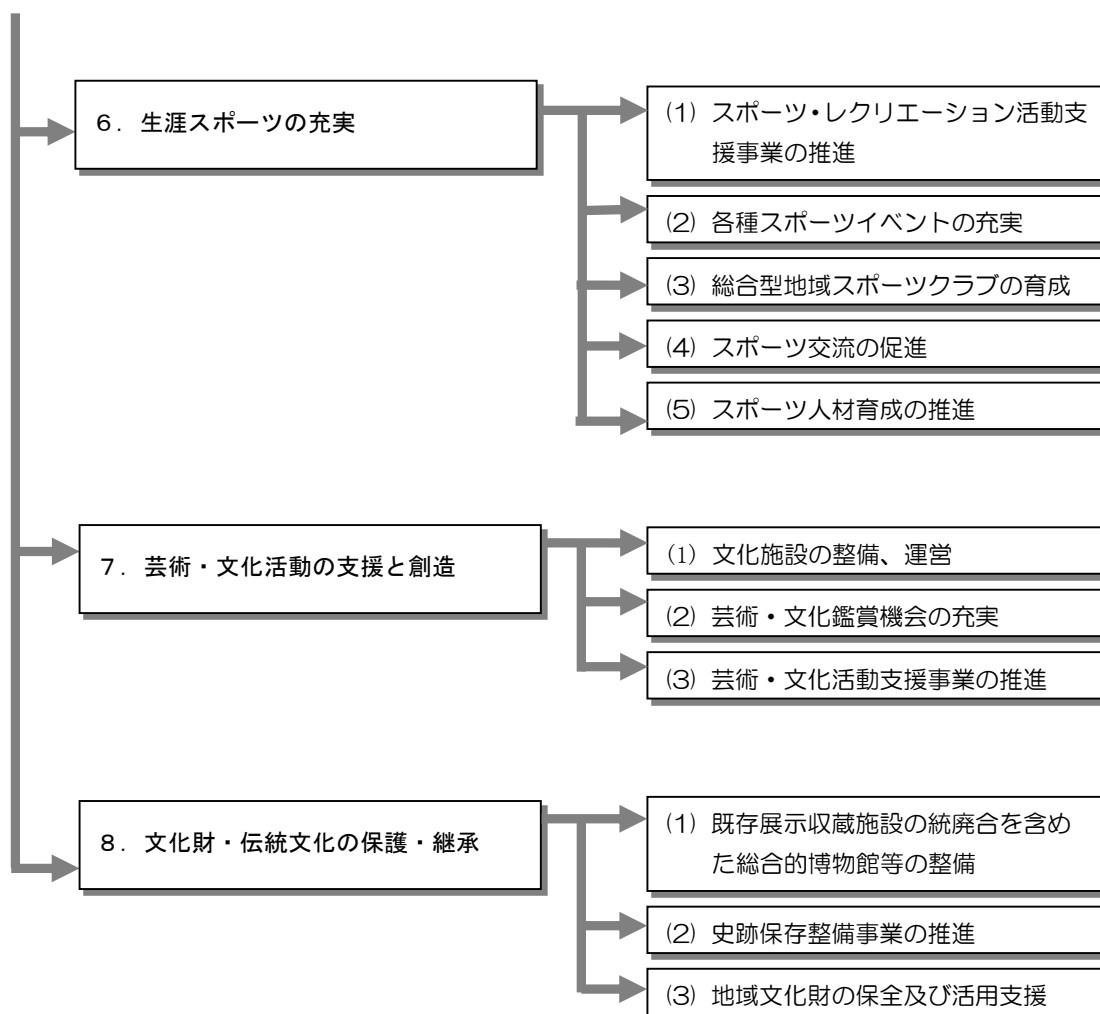
- ・地域特性を活かした町全体の一体感を高める交流イベントの創設

(5) 交流活動インストラクターの育成

- ・農業指導者等交流促進のための人材育成と活用

第5節 だれもが学ぶ幸せを感じられるまち





1. 生涯学習の推進体制の整備充実

【現況と課題】

本町は、住民だれもが、教育・文化・スポーツ活動を、いつでも学びたいときに学ぶことができる総合的な体制づくりと、多様なニーズに対応できる施設の充実に努めており、生涯学習活動の一層の充実を図るため、その指針となる生涯学習計画を平成 19 年度に策定しました。その中に生涯学習実施計画(前期・後期)を設け、進行管理による見直しを毎年行いながら事業実施に活かしてきました。この計画は平成 26 年度までとなっていることから、現在は生涯学習計画の策定を進めています。

生涯学習の活動の場となっている地区公民館や体育施設は、地域の特色を活かした事業展開や民間企業その他団体のノウハウを幅広く活用するため、指定管理者制度*を導入しました。住民ニーズに、より効果的に対応するため、他施設においても指定管理者制度の導入検討が求められています。

町内の各地域において、それぞれの地域性を活かしたカリキュラムを作成し、個々に運営している状況にありますが、生涯学習事業を総合的に推進していくため、各種団体や公共施設指定管理者との連携強化を図りながら、住民のニーズや地域の特色を反映するとともに、バランスの取れた生涯学習事業の展開とネットワークのさらなる整備が求められています。

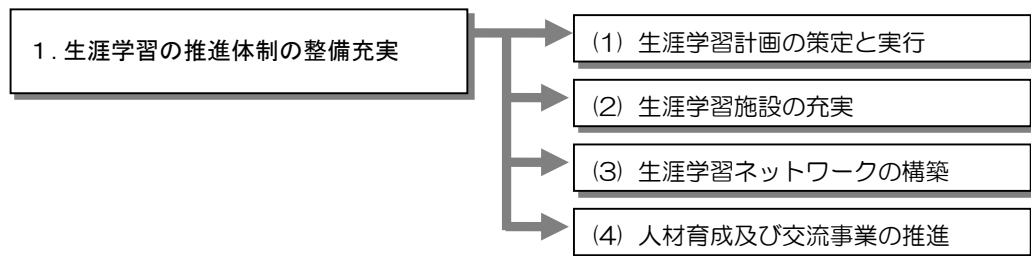
生涯学習を推進するためには、学習した成果が適切に評価されるような環境を形成することにより、一人ひとりが一層の充実感を得られるような、習得した知識と技術を活用できる機会を提供するなど、地域の人材資源を発掘し、活用できるシステムを構築する必要があります。さらに、地域や諸団体において、行政の内容や一般教養、スポーツなどについて学習する機会の提供を推進し、多様な学習機会の拡大、普及と人材の交流を図っていくことが必要です。

【施策の方向】

地域の特色を活かした学習機会の提供や学習環境・施設の充実など、生涯学習推進体制を確立するとともにあらゆる世代の住民が自由に学び、生きがいをもって地域活動に取り組んだり、自分の能力を発揮したりできるよう生涯学習計画の見直しを図り、住民の主体的な生涯学習活動を支援します。

また、地域活動の推進とともに隣接市町村も含め、様々な地域や人々との交流と連携を図り、人間性の向上や地域の活性化をめざします。

【施策の体系】



【施策実現のための展開・事業と内容】

(1) 生涯学習計画の策定と実行

- ・地域の特色を活かし、学習機会の充実を目標とした生涯学習計画の策定と実行

(2) 生涯学習施設の充実

- ・公民館等の拠点となる施設の充実と適正な管理運営の推進

(3) 生涯学習ネットワークの構築

- ・公民館等の生涯学習サービス機能の拡充とさらなるネットワーク化の推進
- ・生涯学習推進員、生涯スポーツ普及員を活用した生涯学習ネットワークの構築

(4) 人材育成及び交流事業の推進

- ・地域づくりの核となる人材の育成、地域づくり団体間の人材交流の推進
- ・学習する機会の提供及び研修の推進
- ・生涯学習全般における指導者の人材育成と確保

2. 家庭教育の充実

【現況と課題】

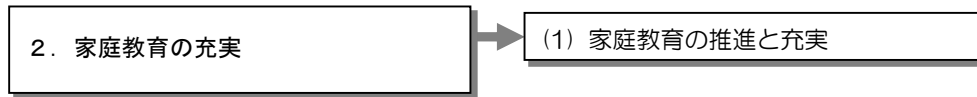
家庭は、子どもの人格形成を養う最も基礎となる場であり、思いやりの心を育み、人として正しく生きるための知識や技術、社会のマナーを伝えていくところです。近年の核家族化、少子化、生活様式の変化、地域における人のつながりの稀薄化により、子どもの教育の仕方が分からない親の増加などが指摘されています。

このような状況下において、親の「学び」と「子育て」を支える環境づくりが必要となっており、親などのニーズに対応した様々な学習機会の提供や、子育て環境の整備など、家庭、地域、学校などの協働による生涯学習推進の基盤づくりが望まれます。

【施策の方向】

家庭教育や子育てに関する情報と学習機会の提供、地域で支援する人材の養成などを通じて家庭の教育力の向上を図ります。さらに、家庭、地域、学校がそれぞれの役割を認識し、連携しながら、子どもの成長を社会全体で支えていく仕組みづくりを進めていきます。

【施策の体系】



【施策実現のための展開・事業と内容】

(1) 家庭教育の推進と充実

- ・ 家庭教育の大切さを啓発するため、講座や学習機会の場の充実
- ・ 地域で支援する人材の養成等を通じた、家庭の教育力向上の推進
- ・ 保健福祉面と連携した家庭教育の支援
- ・ 認定こども園※、保育所、幼稚園、学校や地域の団体と家庭の連携の強化
- ・ 基本的生活習慣の形成など、家庭内における子育てを行う基礎学習機会の充実

3. 学校教育の充実

【現況と課題】

近年の少子化や親の就労形態の変化などにより、子どもの教育・保育環境は刻々変化しています。

こうした中、幼児の教育と保育を一体的に捉え、幼稚園と保育所の良いところを活かす機能を持つ認定こども園の整備により、子育て支援への多様なニーズへの対応に一定の成果を上げておりますが、ひとつの認定こども園で幼稚園部と保育園部が違う敷地に設置されている施設では、より効率的な幼保一体の園経営に向けた検討を行っていく必要があります。

これからの情報化社会へ対応するためには、さらなるＩＴ機器の充実はもとより、ＩＴ機器の活用能力と情報モラルの向上を図るための情報教育を推進していくことが必要です。

町内の小・中学校の耐震補強は完了していますが、全般的に老朽化している施設が多いため、子どもたちが安全で安心して教育が受けられるよう、環境の整備を継続して行うことが必要です。

グローバル社会に対応するためには、外国語指導助手（ＡＬＴ）＊の役割は非常に重要であり、継続してＡＬＴを配置して外国語指導の充実を図るとともに、国際交流活動を推進する体制づくりが必要です。

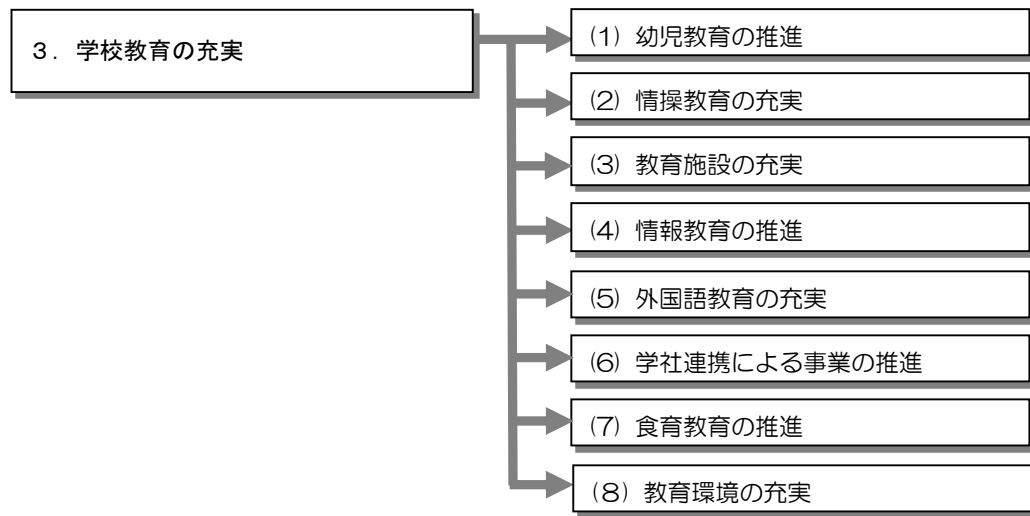
児童生徒数が減少していく中で、適正な規模の集団で学習や学校行事を通じ、お互いに自他を高めあい、自己実現が図られ、これからの社会を逞しく生きる力を養うためにも、一部の学校で行われている複式学級の解消を図る必要があります。

【施策の方向】

心身ともに健康で、知・徳・体の調和のとれた幼児・児童・生徒の育成をめざし、生涯学習の基礎を培い、生きる力の育成に努めます。

地域の文化や豊かな自然を誇りに思い、自らの知恵と希望により、創意工夫しながら学べる教育環境の整備・充実や、教育機会の提供に努めます。さらに安全で伸び伸びと心身の成長を育むことができる環境作りを進めるとともに、生きる力の基礎的な資質、能力を育成できるよう幼児教育の充実に努めます。

【施策の体系】



【施策実現のための展開・事業と内容】

(1) 幼児教育の充実

- ・ 未就学児への子育て支援の充実
- ・ 認定こども園、幼稚園、保育所の連携強化と再編・整備
- ・ 幼保一体教育のための施策の推進

(2) 情操教育の充実

- ・ 恵まれた地域の自然に親しむ教育の実践
- ・ 地域文化理解と体験学習の導入
- ・ 芸術・文化などの鑑賞機会の拡大

(3) 教育施設の充実

- ・ 老朽化施設の改善、整備の推進
- ・ 新たに必要とされる教育機材等の導入
- ・ 教育施設の大規模改修工事など、安全で安心な教育環境づくり

(4) 情報教育の推進

- ・ 地域イントラネット※の活用による高度情報化※に対応した教育の充実
- ・ パソコン等の情報関連機器の導入・活用
- ・ 指導人材の育成

(5) 外国語教育の充実

- ・ 外国語指導助手（ALT）の配置による外国語教育の充実

(6) 学社連携による事業の推進

- ・ 社会教育施設・事業・専門職員の積極的活用による学校教育と社会教育の連携強化
- ・ 世代間を越えた学習機会の充実
- ・ 地域における生涯学習活動の場として、学校施設の開放の促進

(7) 食育教育の推進

- ・ 地場産品の学校給食への導入等の推進
- ・ 地域農業体験等による健全な「食」に対する取り組みの推進

(8) 教育環境の充実

- ・ 複式学級解消に伴う学校再編の推進
- ・ 地域副読本、学校図書等の各種教材の充実
- ・ 教職員研修の充実
- ・ 特別支援教育の充実

4. 青少年の健全育成

【現況と課題】

少子高齢化の影響による人口構造の変化にともない、家庭・学校及び地域との関わりが希薄化するなど、青少年を取り巻く生活環境が大きく変わってきています。その様な中で非行やいじめ、不登校等が発生し、大きな社会問題となっています。

新しい時代を担う創造性豊かで個性あふれる人間形成をめざし、家庭・学校及び地域が一体となった青少年の健全な育成に向けた環境づくりが今こそ求められています。

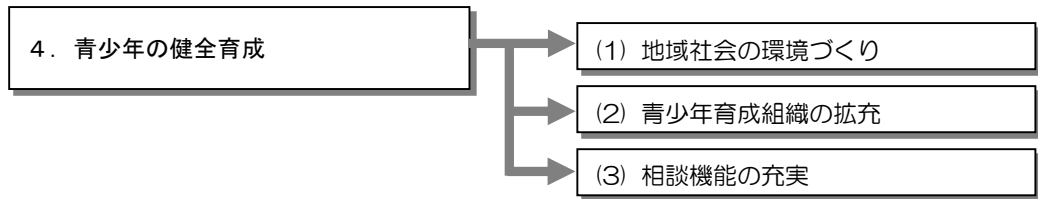
青少年の健全育成については、PTA、青少年育成会、社会教育施設などが中心となって活動しており、社会・地域の育成組織の有する情報の一元化や、組織間の連携を促し、各種活動を強化させていくことが必要です。

また、青少年を取り巻く複雑な社会情勢の中で、気軽にカウンセリング*や指導を受けることができる場が求められており、このような相談ができる場所の確保と体制づくりも必要となっています。

【施策の方向】

青少年の創造性豊かで個性あふれる人間形成をめざし、家庭・学校及び地域が一体となって、健全な育成に向けた環境づくりを支援します。また、青少年の抱える不安や悩みを早期に解消できるよう、相談機能の充実を図ります。

【施策の体系】



【施策実現のための展開・事業と内容】

(1) 地域社会の環境づくり

- ・ 家庭・学校・地域が一体となった青少年の健全育成のための環境づくりの促進

(2) 青少年育成組織の拡充

- ・ 中学校・高校職員、PTA、ボランティア活動団体などの青少年育成組織の自立支援
- ・ 青少年育成組織間の連携強化
- ・ 自立した青少年育成組織による各種事業の推進及び支援

(3) 相談機能の充実

- ・ 児童、生徒などへの指導・相談体制の整備

5. 社会教育の充実

【現況と課題】

本町では、住民やサークル団体による社会教育活動が展開されており、住民の豊かな創造力を高めていくためにも重要な活動として位置づけています。

社会教育活動の場は、主に公民館を核に展開していますが、時代の変化にともない住民ニーズも高度化してきています。このような、多様なカリキュラムの学習機会を提供していくためにも、関連施設とのネットワーク化、学習情報や内容の共有と提供などによる公民館機能の充実が必要となってきました。

社会教育事業の推進を図るため、学習したい内容を企画し、団体及び学習グループの育成と自立支援、協力体制を確立することが必要です。さらに、社会教育活動を支える施設の管理運営に当たっては、基幹公民館※のもと、地区公民館の指定管理者であるコミュニティ推進協議会との連携を図り、住民サービスを向上させていくことが必要です。

中新田図書館、小野田図書館、宮崎公民館図書室では、良好な読書環境を提供するため蔵書数と情報通信機器の充実に努めていますが、引き続き利用者のニーズに対応した蔵書の充実と利用しやすい体制づくりが求められています。

放課後における児童の居場所づくりとして、小学校区ごとに児童館、放課後児童クラブ、放課後子ども教室のいずれかが設置されており、今後もその支援が重要です。また、学校と地域の協働による子どもの教育も大切となっています。

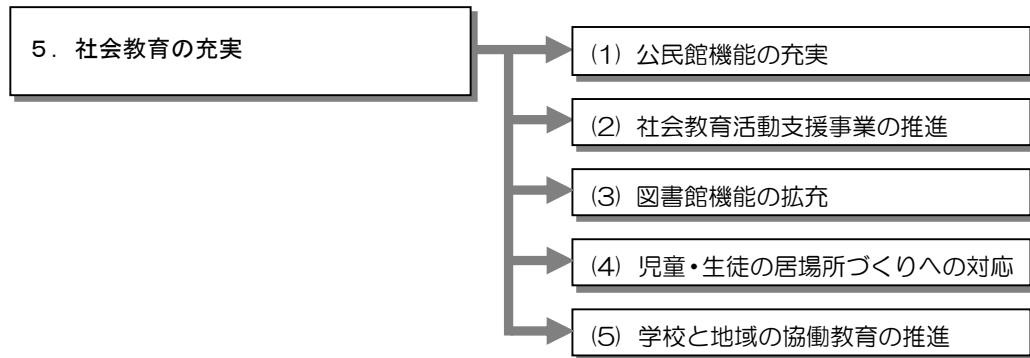
【施策の方向】

公民館活動をはじめ、関連施設とのネットワーク化や学習情報の共有と提供を図り、地域の実情に応じた社会教育事業の推進と支援を行います。

また、各種活動母体への支援と協力体制を確立して社会教育の充実を図るとともに、指定管理者制度導入も含め、施設運営を総合的に検討し、住民サービスの向上を図ります。

放課後における児童の安全で安心な居場所づくりとして、今後も公共施設などを有効に活用しながら、活動機会の場の提供と支援を行います。

【施策の体系】



【施策実現のための展開・事業と内容】

(1) 公民館機能の充実

- ・ 公民館を中心とした地域活動の充実や主体的学習への支援
- ・ 交流・ふれあいの場としての機能整備

(2) 社会教育活動支援事業の推進

- ・ 社会教育団体の自立と事業の連携
- ・ 社会教育施設の指定管理者制度導入の検討
- ・ 学校との連携による施設の利活用の促進

(3) 図書館機能の拡充

- ・ 図書館情報システム更新による利用環境とセキュリティの向上
- ・ 他市町村における図書館との相互貸借による利用機能の拡充
- ・ おはなし会などによる子どもたちへの読み聞かせ事業の推進

(4) 児童・生徒の居場所づくりへの対応

- ・ 放課後における子どもたちの多様な活動の場と機会の提供
- ・ 放課後子ども教室事業の推進

(5) 学校と地域の協働教育の推進

- ・ 協働教育プラットフォーム事業の推進

6. 生涯スポーツの充実

【現況と課題】

スポーツ・レクリエーション活動は、健康・体力の維持増進に役立つだけでなく、健康に対する意識の高まりや多様なライフスタイルなどにもとない、町内にも総合型地域スポーツクラブ※として新たな活動形態が誕生しています。

スポーツ・レクリエーション活動は、町内体育施設や学校などの施設を利用していますが、このような、地域の特性を活かした総合型地域スポーツクラブや地域スポーツの推進を図るうえで、スポーツに関わる指導者や審判員などの人材育成や利用施設・設備の整備などの支援が求められています。

各種スポーツ大会は、鳴瀬川カヌーレーシング競技場や陶芸の里スポーツ公園をはじめとした町内のスポーツ施設で開催されています。今後も、スポーツを通じた地域間の広がりや交流を基本とした大会の招致、宿泊施設などと連携したスポーツ合宿や各種スポーツ大会の誘致など、「スポーツツーリズム※」の観点からの環境整備も視野に入れる必要があります。

スポーツ・レクリエーションの普及と地域コミュニティ形成及び健康づくりを推進するため、住民がスポーツに一層親しめるよう総合型地域スポーツクラブの設立を検討していくことが求められるとともに、体育協会やスポーツ少年団、クラブなど、各種団体の育成を支援していく必要があります。

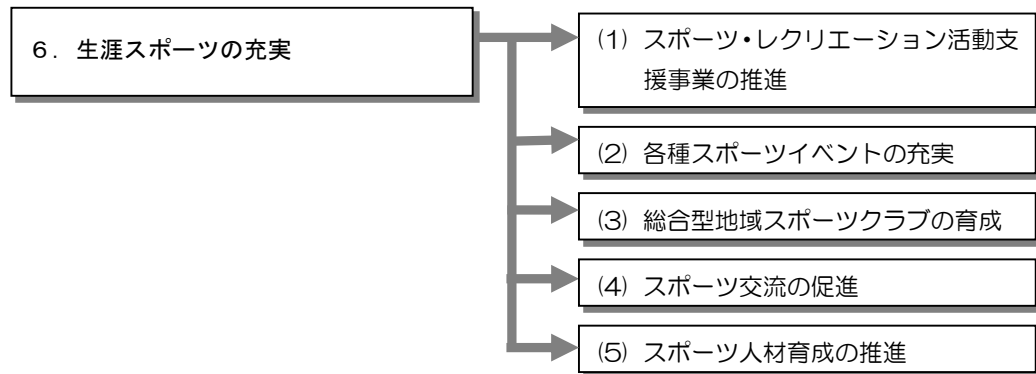
また、地域、学校、企業など地域の諸団体と連携を図りながら、世代間交流も含めた各地域のスポーツ交流を推進していくことが必要です。

【施策の方向】

住民一人ひとりが自ら健康づくりに取り組み、生涯を通じて気軽に楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の充実を図るため、各スポーツ施設などの整備とスポーツする機会を提供し、「地域スポーツ」から「地域生活密着型スポーツ」へと町内スポーツ環境の整備に努めます。

また、各スポーツ団体などの活性化を図るため、スポーツに関わる指導者や審判員などの人材育成と地域間・世代間交流を促進するほか、体育施設の有効的活用や各種スポーツ大会の招致及びスポーツ交流を推進し、スポーツ活動によるまちづくりを図ります。

【施策の体系】



【施策実現のための展開・事業と内容】

(1) スポーツ・レクリエーション活動支援事業の推進

- ・ スポーツの普及と各種情報の提供
- ・ 地域や地区単位で行われるスポーツ・レクリエーション活動への支援
- ・ 住民ニーズに合った施設提供のための施設連携と施設整備の推進
- ・ 学校体育施設開放事業の推進
- ・ 気軽に楽しめるニュースポーツ※及びファミリースポーツの推進
- ・ 健康づくりのための高齢者スポーツの普及
- ・ 各種スポーツ器具等の整備、充実
- ・ 子どものスポーツ活動の推進

(2) 各種スポーツイベントの充実

- ・ 大規模大会や各種スポーツイベントの招致
- ・ 地域間の交流を基本としたスポーツ大会の開催支援
- ・ スポーツ合宿等のスポーツツーリズムの推進

(3) 総合型地域スポーツクラブの育成

- ・ スポーツ団体の活動支援と活動拠点の整備
- ・ 各種スポーツ団体への情報提供と支援
- ・ 障がい者スポーツへの支援
- ・ 地区スポーツ交流会に対する関係組織の連携
- ・ 学校体育と生涯スポーツの連携促進
- ・ 健康づくり機関との連携促進

(4) スポーツ交流の促進

- ・各種スポーツ団体・クラブやスポーツ少年団等の親睦・交流の促進
- ・関連団体や学校との連携による世代間スポーツ交流の推進

(5) スポーツ人材育成の推進

- ・熱意と能力あるスポーツ推進委員・生涯スポーツ普及員※の育成と確保
- ・大会運営に関わる各種審判員の育成と確保
- ・研修会や関連団体の情報交換の場の推進
- ・スポーツ・レクリエーション指導者の養成

7. 芸術・文化活動の支援と創造

【現況と課題】

本町では、住民が芸術・文化活動に参加できるようなイベントや文化に接する機会を提供するため、文化施設の整備の充実や企画を行ってきました。

芸術・文化活動は幅広く根づいてきており、特に、これからの時代を担う子どもたちに鑑賞活動や発表の機会を拡充し、伝統文化の重要性を意識づける必要があります。

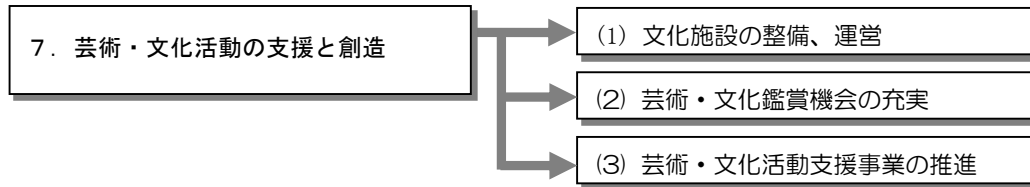
芸術・文化事業は、町や地域の生活文化を現すものであり、季節ごとの祭りなどは、世代を越えた人々がふれあう重要な役割を担っています。このような、町の芸術文化活動情報の収集と把握、運営する団体・サークル・ボランティアなどの支援及び新たな人材の育成など、芸術文化活動の支援と情報提供が必要です。

住民の芸術・文化活動の場として、町内にはそれぞれ特色のあるホールや施設が整備されており、利用機会の充実が求められています。

【施策の方向】

地域にある文化施設を核として、優れた芸術・文化に接する機会づくりに努めるとともに、住民が行う自主的な芸術・文化活動の支援を推進します。

【施策の体系】



【施策実現のための展開・事業と内容】

(1) 文化施設の整備、運営

- ・文化ホール等の整備・運営、企画内容の充実

(2) 芸術・文化鑑賞機会の充実

- ・芸術・文化に接する機会と発表の場の拡充
- ・各種コンサートの開催

(3) 芸術・文化活動支援事業の推進

- ・芸術・文化活動を行う地域及び団体の自立支援
- ・地区内外の各種活動団体との交流及び連携
- ・芸術・文化活動を支える人材育成の推進
- ・ホール開放デーの開催

8. 文化財・伝統文化の保護・継承

【現況と課題】

本町には、旧石器時代から近世にかけての遺跡が数多く存在しており、これらは町の貴重な財産として大切に保護し、次世代に遺していくことが重要です。また、遺跡発掘調査によって得られた遺物や郷土史を語る古文書などの資料も数多く存在し、こうした資料の適正な整理・保存とともに、これらを広く一般に公開していくため、町内に散在する既存展示収蔵施設の統廃合を含めた、総合的な博物館など施設の整備と運用の充実が必要となっています。

地域にある貴重な天然記念物や有形文化財が、病気や災害、経年劣化などにより傷んだ場合は、その都度適切な治療や修復を行ってきましたが、今後も継続していく必要があります。

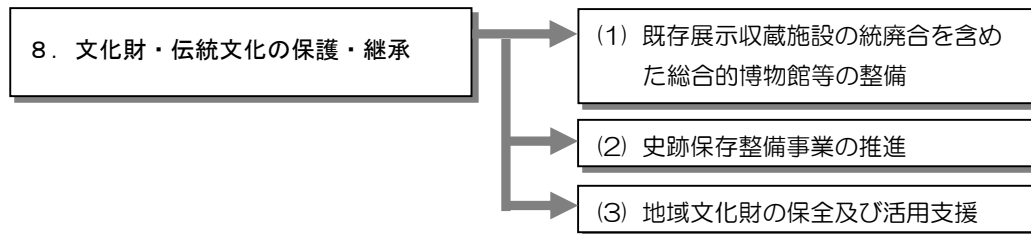
地域の特色を象徴する伝統文化は、先人の知恵と努力により支えられて今日まで継承されてきました。しかし、過疎地域では継承活動が進まず苦慮しているものが出始め、継承活動の推進を図る施策が必要となってきました。

地域に埋もれている歴史・文化の調査研究や、新しい文化の創造などを進めていく必要があります。

【施策の方向】

地域にある貴重な文化財や伝統文化を住民共有の財産として、適切に保護・継承していくとともに、これらを積極的に活用するため、公開の場の整備や伝統芸能などにかかわる活動機会の提供を行い、住民の文化財愛護意識の啓発を図ります。

【施策の体系】



【施策実現のための展開・事業と内容】

(1) 既存展示収蔵施設の統廃合を含めた総合的博物館等の整備

- ・ 歴史民俗資料の保存・展示や学習の場の整備

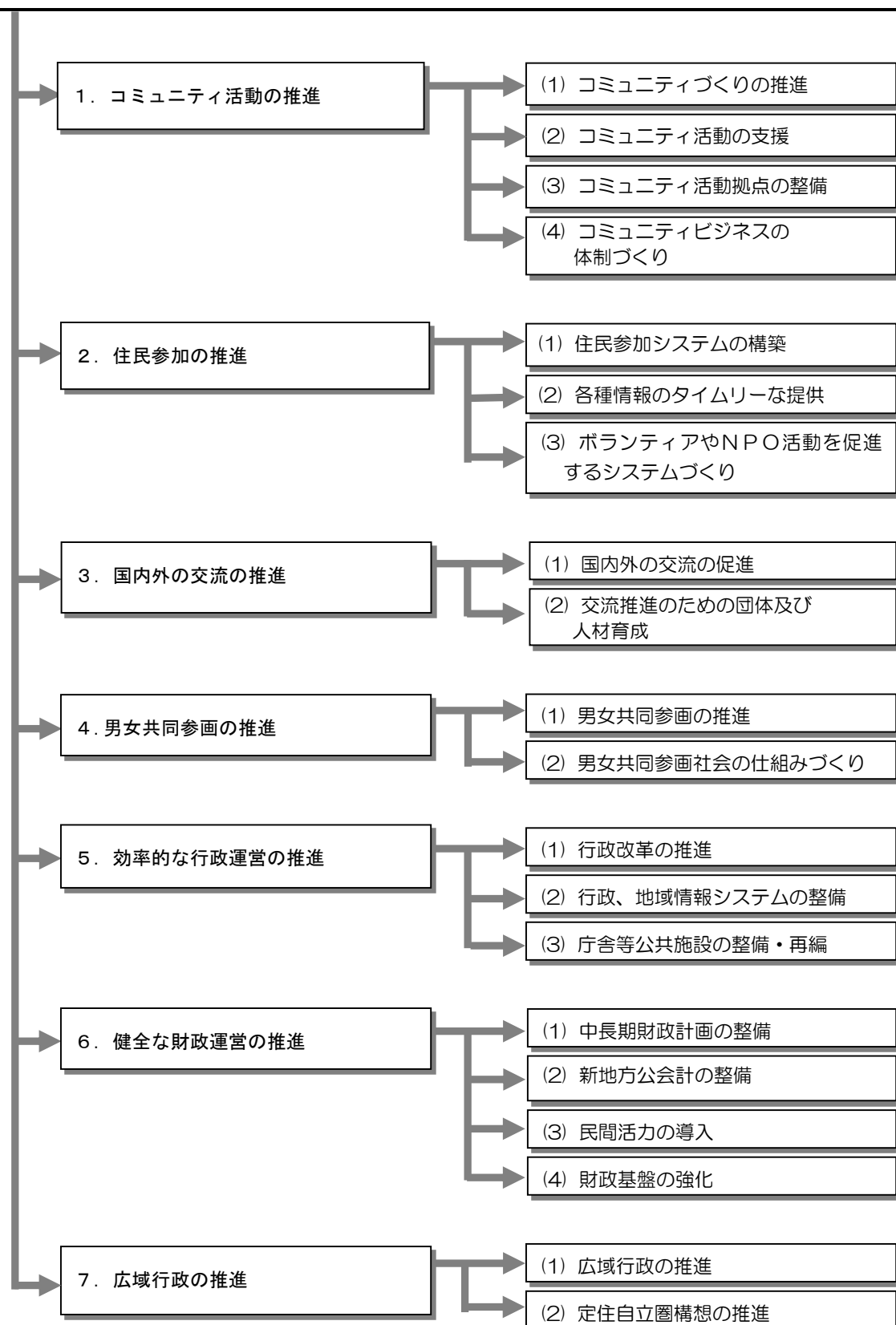
(2) 史跡保存整備事業の推進

- ・ 地域の豊富な遺跡等の保護
- ・ 文化財の公開と場の充実
- ・ 文化財に対する理解のための啓発活動の推進
- ・ 文化財保護活動への支援

(3) 地域文化財の保全及び活用支援

- ・ 豊かな地域文化財の保全と活用
- ・ 新たな地域文化財の調査、研究の推進
- ・ 伝統文化の保護継承のための学校・地域と連携した人材育成及び後継者の育成

第6節 住民と行政の協働による自立したまち



1. コミュニティ活動の推進

【現況と課題】

広原小学校区、鳴瀬小学校区、西小野田小学校区、鹿原小学校区、旭小学校区及び賀美石小学校区の地区公民館については、地域のコミュニティ推進協議会が指定管理者となり、地域の自主的な運営の下、コミュニティ活動が展開されています。

また、行政区単位のコミュニティ活動の拠点となる集会施設については、新築や修繕などに対して支援を行っています。

しかし、過疎化や少子高齢化により地域の担い手不足や高齢化・固定化を招き、これまで地域の課題解決に大きな役割を果たしてきた地域コミュニティの機能低下が懸念されています。

そこで、若者や女性など多様な地域住民の参加による地域コミュニティの再生が求められています。そして、地域における様々な課題の解決や地域の資源を活用した活性化への取り組みなどに対する支援が必要です。

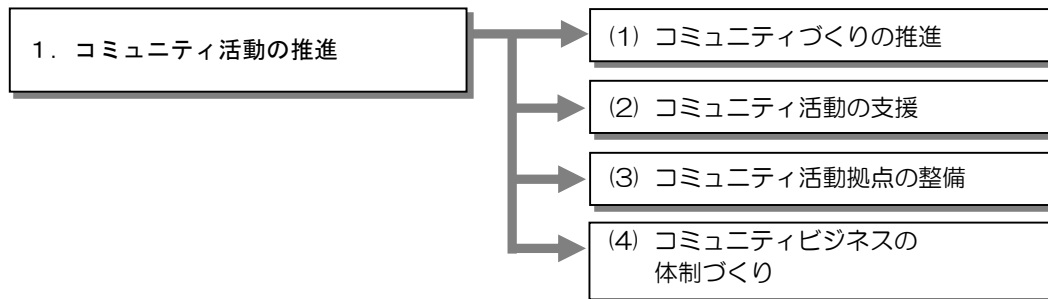
地域の人材やノウハウ、施設、資金などを活かしながら、地域の身近な課題に対応するコミュニティビジネス*に対する期待が高まってきており、本町においても体制づくりや起業制度への理解と支援体制の確立が必要となってきました。

【施策の方向】

地域づくり活動に対する住民の参加意識の高揚と活動の推進を図るため、住民自らの発想と自らの手により自主的、主体的に取り組む地域づくり活動のための事業を支援し、身近な課題は地域で解決できるよう、研修機会の提供などによる地域リーダーの育成やコミュニティ活動の拠点整備を推進するなど、コミュニティの充実・強化を図ります。

また、コミュニティビジネスの創出により、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することで、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化を促進します。

【施策の体系】



【施策実現のための展開・事業と内容】

(1) コミュニティづくりの推進

- ・住民主体による特色ある豊かな地域づくりの推進
- ・各コミュニティ組織間の交流の推進
- ・研修会や講演会などによる人材育成の支援

(2) コミュニティ活動の支援

- ・行政区等活動団体の住民主体の地域づくりの企画、実施の支援
- ・各種地域活動の連携強化
- ・地域おこし協力隊等の活用

(3) コミュニティ活動拠点の整備

- ・地域活動における活動拠点施設の整備拡充

(4) コミュニティビジネスの体制づくり

- ・事業の核となる人材の発掘・育成
- ・地域資源の活用等の支援内容の検討

2. 住民参加の推進

【現況と課題】

少子高齢化や住民ニーズの多様化などにより、従来の行政運営では地域課題などに的確に対応することが困難になっています。住みなれた地域で安心して暮らし続けるため、地域コミュニティ団体と行政、NPOをはじめとする市民活動団体の三者が連携し、協力し合う、新たな「協働」のあり方が求められています。これからは、住民と行政が同じ目線で足並みをそろえ、それぞれの役割を明らかにし、協力して課題解決にあたるため、協働のまちづくりを推進するルールなどが必要です。

本町では、地域を支える市民活動に取り組む団体などを支援し、協働によるまちづくりを推進していくため、意識の向上や必要となる知識、スキルなどを身につける講座などの開催、また、団体が企画・実施する公益性ある活動やにぎわいを創出するような活動に対して、助成する制度などに取り組んでいます。住民による自主的なまちづくり活動は行われていますが、今後も住民が主体となり、自発的に地域の課題解決や活性化のために活動できるような環境整備が必要です。

情報開示に関しては、開示請求があつてからの手続きに時間がかかっています。公文書は基本的にすべて開示対象ですが、情報開示については、開示請求対応のスピード化を図る必要があります。

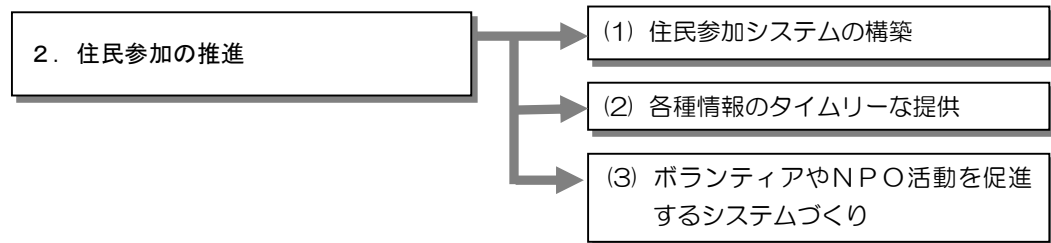
【施策の方向】

住民参加による行政運営を推進するため、広報やホームページなどを活用した町政情報の提供と、アンケート調査などによる住民ニーズの把握に努め、住民参加の機会の充実を図ります。

ボランティア活動をはじめとする住民公益活動を盛んにするため、活動に資する情報提供や住民及び活動団体間のネットワークづくりなどの支援を行うとともに、地域住民が主体となった地域づくり活動に対する支援の充実を図ります。

まちづくりの基本方針や住民参画などについてのルールを策定し、住民と行政、まちづくりサポーターなどが協力・連携して課題解決、活性化に取り組みます。

【施策の体系】



【施策実現のための展開・事業と内容】

(1) 住民参加システムの構築

- ・住民主体のまちづくりにおける組織化と活動支援
- ・住民参加のシステム等を定める「まちづくり基本条例（仮称）」の検討
- ・政策形成過程における素案を住民に提示し、施策へ反映するパブリックコメントの実施
- ・まちづくり活動のリーダー育成の支援

(2) 各種情報のタイムリーな提供

- ・広報紙やホームページ等による町政情報の提供
- ・情報開示請求への対応

(3) ボランティアやNPO活動を促進するシステムづくり

- ・市民活動支援センターを核とした、ボランティアやNPO活動の支援体制の整備
- ・災害時等の相互支援の推進
- ・各種団体間の活動に対するネットワークの構築
- ・活動を積極的に進めるための研修活動や人材育成の支援
- ・NPO、ボランティア、民間等のまちづくりサポーターとの連携強化

3. 国内外の交流の推進

【現況と課題】

本町は、千葉県市川市、山形県山形市、尾花沢市と災害協定、また山形市との友好都市を締結し、様々なイベントなどを通じた地域間交流に取り組んでおり、さらに、国道 347 号を軸とした関係市町村との交流なども促進しています。今後、地域間の連携、情報共有によって活力と魅力にあふれたまちづくりを進めていくため、継続した交流が必要です。

また、大韓民国やドイツといった海外との交流や東京横浜独逸学園など在外日本人との交流も積極的に推進しており、住民の外国に対する興味や関心は高まりつつあります。

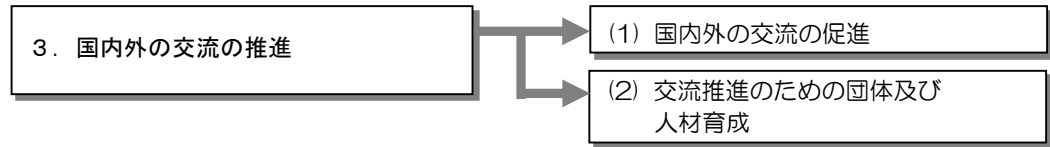
しかし、外国人との交流や国際経験をする機会がまだ少ないといったことから、国際理解が不足しています。文化や生活習慣などが異なる人たちと交流を図り理解を深めることで、地域の魅力を見つめ直す機会になると同時に、多様な価値観、発想力を持つ人づくりに繋がることから、幅広い分野における国際交流活動などを推進していく必要があります。

【施策の方向】

地域間の交流を推進し、人とモノが行き交うことで、交流人口の拡大と地域の活性化を図るため、継続性のある交流イベントなどを展開していきます。

住民一人ひとりが海外の文化などに触れて国際理解を深めていくため、地域の資源などを活かした住民主体の幅広い国際交流活動などを支援していくとともに、海外派遣などによる人材育成を図ります。

【施策の体系】



【施策実現のための展開・事業と内容】

(1) 国内外の交流促進

- ・ 地域間交流の推進
- ・ 国際交流の推進
- ・ 友好姉妹都市との交流事業の推進
- ・ 交流イベントの積極的な開催と支援
- ・ 青少年の海外派遣等の実施に向けた検討の推進

(2) 交流推進のための団体及び人材育成

- ・ 国際交流協会等交流団体の活動支援
- ・ 担い手や地域リーダーなどの人材育成、支援
- ・ 海外研修経験者等の交流活動における人材登録の推進
- ・ 国際化等に対応した派遣等による人材育成の推進
- ・ 多様な分野における国際協力や人材招致活動の推進

4. 男女共同参画の推進

【現況と課題】

わが国では、女子差別撤廃条約の批准や男女共同参画社会基本法の施行などに基づいた男女共同参画社会形成に向けた施策の推進が図られています。そして、性別に関わりなく、すべての個人が互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

しかし、社会の様々な分野において指導的地位に占める女性の割合は低い状況にあり、女性の社会参画を進めるためには、男女が仕事と家庭・地域生活を両立できるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を考えた社会環境を整えていく必要があります。

また、近年はドメスティック・バイオレンス（DV）などによる人権侵害が社会問題になるなど、男女共同参画社会の実現にはなお多くの課題があります。

このような中、町では、男女共同参画計画の策定、関係施策の実施などを通じて男女共同参画の実現に向けた環境整備に努めています。

【施策の方向】

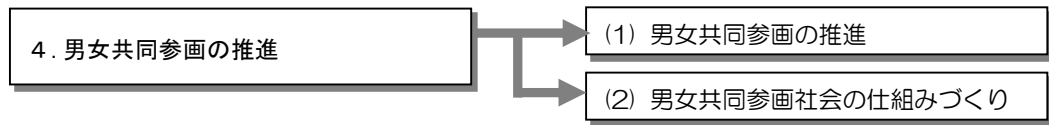
男女共同参画の理念は、あらゆる施策に反映されるため、行政内部の認識の共有を図るとともに、男女共同参画社会の実現に向けた講座やセミナー、相談事業などの充実及び関係団体や人的交流の促進による、本町の男女共同参画推進を図ります。

行政内部はもとより、家庭・学校・職場・地域における男女平等の意識啓発を行うとともに、地域や防災における女性の参画、政策や方針決定の場への女性の参画を促すなど、男女共同参画による社会づくりを推進します。

また、ドメスティック・バイオレンス（DV）などの被害者に対する相談体制の強化を図るなど、女性の自立に向けた環境づくりを推進します。

さらに、学校教育や社会教育の場など住民生活のあらゆる場において、性別にかかわらず、一人ひとりが個性を発揮し、互いを尊重しながら協力し合う力を培っていけるよう、セミナーや講演会を通じて、住民や事業所に対する学習・相談などの機会や情報の提供を充実・強化します。

【施策の体系】



【施策実現のための展開・事業と内容】

(1) 男女共同参画の推進

- ・ 男女共同参画条例の検討
- ・ 男女共同参画プランの推進
- ・ 女性の登用推進
- ・ ドメスティック・バイオレンス（DV）の根絶
- ・ 地域や防災における女性参加の推進

(2) 男女共同参画社会の仕組みづくり

- ・ 男女共同参画の推進体制の充実
- ・ 男女平等意識の啓発
- ・ 人権の尊重と相互理解の促進
- ・ 子育て環境の整備

5. 効率的な行政運営の推進

【現況と課題】

地方分権の進展により、住民に身近な自治体の果たすべき役割がますます重要となっています。しかし、多様化・高度化する住民ニーズへの対応が求められる一方で、その裏づけとなる財政状況は厳しい状況にあります。

そのような中、本町においては、住民ニーズに対応した効率的な行政運営を行うため、組織・定員の適正化に取り組んでいます。

今後、さらに厳しい財政状況が予想されることから、行政サービスを低下させることなく町の将来像を実現できる組織をつくるため、町として担うべき役割の精査が必要であり、住民、あるいは民間事業者任せられるところは積極的に任せするなど、不断の行財政改革への取り組みが必要となっています。

パソコンや携帯電話などによるＩＣＴ※（情報通信技術）は社会に深く浸透し、日常生活や経済活動に不可欠なものとなっています。特にインターネット環境では、ＩＣＴの水準が著しく高まり、利便性に優れたＩＣＴの利活用による行政手続きの簡略化などの住民ニーズへの効果的な対応や、行政事務全般における情報システムの最適化による歳出削減をめざすことなど、情報施策の充実強化が求められています。

また、情報化の進展に伴い表面化してきた地域的な情報格差の問題やＩＣＴの利活用が困難な人への対応、さらには、情報漏えいやコンピュータウイルスへの感染防止といった情報セキュリティ対策など、緊急性の高い課題への対応に加え、高度情報化社会のさらなる進展に適切に対応していくことが必要です。

【施策の方向】

簡素で効率的な行政運営による質の高い行政サービスの実現を図るため、選択と集中の考え方に基づく事務事業の見直しや組織の合理化、定員管理の適正化などに取り組むとともに、まちづくりや文化・観光など住民や民間に任せられる事業は町が側面から支援することとし、行財政のスリム化を図ります。

また、人材は最も重要な経営資源であるという考えに立ち、人材育成基本方針に基づく体系的な職員研修と、人材育成に主眼を置いた人事評価を実施し、自己決定・自己責任に基づく行政運営に的確に対応できる資質をもった職員を育成します。

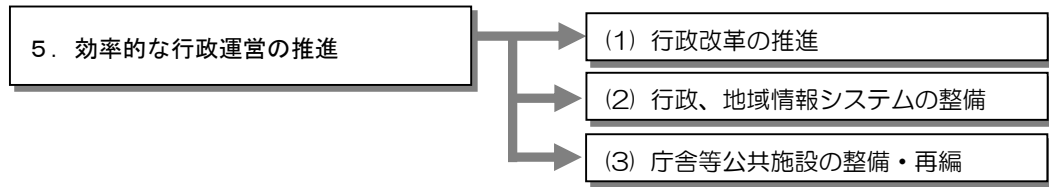
ＩＣＴについては、その潜在能力を最大限に生かすとともに、費用対効果の高い活用方法により、住民サービスの向上や行政事務の効率化に取り組めます。

公共施設の整備については、事業の効果や効率性について十分に議論を行うとともに、

既存の公共施設の有効利用・相互利用及びその後の維持管理経費、方法などを総合的に勘案しながら進めていきます。

なお、庁舎については、本所・支所の連携及び機能強化を図りながら、適切な時期に新庁舎の整備を推進します。

【施策の体系】



【施策実現のための展開・事業と内容】

(1) 行政改革の推進

- ・ 行政改革大綱の策定
- ・ 職員能力の開発と機能的な組織の形成
- ・ 窓口業務の円滑化と住民利便性の向上
- ・ 行政評価による事業、施策等の進行管理の徹底

(2) 行政、地域情報システムの整備

- ・ 情報基盤の整備と双方向ネットワークシステムの構築
- ・ 各種情報システムの導入による公共施設間のネットワーク化
- ・ 各種申請や公共施設の利用に関する手続きのオンライン化
- ・ 地域 I T 化の支援

(3) 庁舎等公共施設の整備、再編

- ・ 公共施設等総合管理計画の策定・運用
- ・ 加美町の事務所（本庁舎、支所等）の整備
- ・ 公共施設の統廃合と利活用
- ・ 遊休地の利活用の推進

6. 健全な財政運営の推進

【現況と課題】

長引く景気の低迷により、財政状況はさらに厳しさを増しています。歳入面においては自主財源比率の減少と相対的に依存財源の比率が高まるなど、本町の財政も大きな影響を受けています。

また、合併後 12 年が経過し、地方交付税の算定の特例期間が平成 30 年度（2018 年度）で終了することから、今後一層計画的、効率的な財政運営が必要です。合併特例債[※]については 10 年間期間が延長となりましたが、発行枠は限られており、事業の選択と集約が課題です。

したがって、行政コストの適正化及び収納率の向上を進めるとともに、自立的なまちづくりに必要な自主財源の確保など、長期的な展望に立った予算の編成に努め、財政の健全化を図る必要があります。

さらに、町が置かれている財政状況をよりの確に把握するとともに、説明責任と透明性の高い行政を推進するため、公会計制度の導入に取り組みます。

これまで、公の施設管理については、民間の豊富な経営ノウハウを取り入れ、住民に多彩なサービスを提供するため、指定管理者制度を導入してきました。財政が厳しい状況が続く中、公共施設の整備・維持管理や町有地の利活用推進による地域活性化など、幅広い事業分野において、新たな官民連携事業[※]の導入や実施に向けた検討が必要となっています。

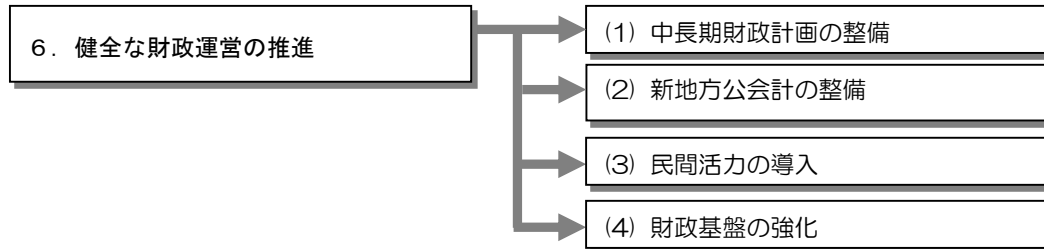
【施策の方向】

事務事業の優先性や緊急性などに配慮した選択と集約による財源の配分や、施設管理の効率化に取り組むとともに、積極的な財政情報の公開を進め、住民の理解に基づく透明で健全な財政運営を推進します。

また、公平かつ適正な課税を進めるとともに、納税機会の拡大による住民の利便性と収納率の向上に努めます。

同時に、町税の滞納繰越額を圧縮し、税負担の公平性と自主財源を確保するため、町税滞納者の生活実態を把握した納税指導や納税相談、滞納整理による収納強化に努めます。

【施策の体系】



【施策実現のための展開・事業と内容】

(1) 中長期財政計画の整備

- ・ 効率的な財政計画の作成

(2) 新地方公会計の整備

- ・ 企業会計的にみた町財政の資産、負債及び行政コストの把握と公表

(3) 民間活力の導入

- ・ 指定管理者制度の導入推進
- ・ P P P / P F I 制度等の導入の検討

(4) 財政基盤の強化

- ・ 適正な財源の確保
- ・ 経費の節減

7. 広域行政の推進

【現況と課題】

大崎地域1市4町（大崎市、加美町、色麻町、美里町、涌谷町）では、大崎地域広域行政事務組合を組織し、消防、教育、ゴミ・し尿処理、などを共同処理しています。

また、圏域全体の発展、活性化を図るため、以下のビジョンを盛り込んだ大崎定住自立圏構想の協定を結んでいます。

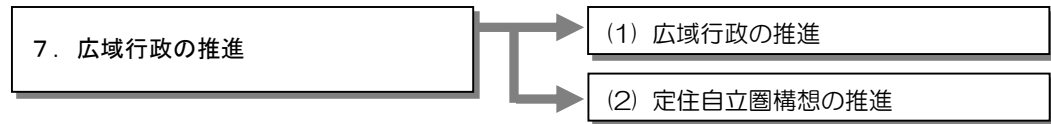
- | | |
|-----------------|----------------|
| ①医療機能の充実 | ⑨電子申請システム整備 |
| ②観光振興の推進 | ⑩電算システムの共同利用 |
| ③図書館機能とサービスの充実 | ⑪デジタルデバイド*の解消 |
| ④生涯学習の推進 | ⑫移住の促進 |
| ⑤公共施設の相互利用の推進 | ⑬グリーン・ツーリズムの推進 |
| ⑥法律相談の充実 | ⑭青年交流の推進 |
| ⑦消費生活相談の充実 | ⑮圏域市町職員の人事交流 |
| ⑧地域公共交通の運行体系の確立 | |

【施策の方向】

自治体間での連携、協力体制をさらに強化し、相互連携と役割分担のもと、魅力ある地域づくりに努めていきます。

また、暮らしに必要な機能を圏域全体で確保し、ここに住み続けたいと思える圏域の創造と、大崎地域の魅力を積極的に発信していくことを通じて交流・流入人口の拡大を図っていきます。

【施策の体系】



【施策実現のための展開・事業と内容】

(1) 広域行政の推進

- ・ 地域行政事務組合における広域行政の推進
- ・ 国、県事業の積極的な導入

(2) 定住自立圏構想の推進

- ・ 広域的な職員研修体制の確立
- ・ 圏域内の連携や適正な機能分担

◆ 用語解説

【あ】

ICT : Information and Communication Technology

「情報通信技術」の略であり、IT(Information Technology)とほぼ同義の意味を持ちますが、コンピューター関連の技術を IT、コンピューター技術の活用に着目する場合を ICT と、区別して用いる場合もあります。

ICT の活用によって医療、介護・福祉、教育といった分野で、住民ニーズへの効果的な対応が可能となり、地域活性化への貢献が期待されています。

IT : Information Technology

情報技術。情報通信に関する技術の総称。

空き家バンク

町のホームページ上に空き家物件情報を掲載し、「空き家を売りたい・貸したい」と考えている所有者（管理者）と「空き家を利用したい」という希望者との橋渡しをするものです。

空き家の有効活用を通した「農山漁村住民と都市住民の交流拡大」と「定住促進による地域の活性化」を図ることを目的としています。

居久根（いぐね）

強風や寒さを防ぐための屋敷林を居久根（「居久根」～居は住居、久根は仕切り、境界を意味するとされています。）といいます。居久根は、厳しい季節風や吹き付ける雪、太陽の日差しなどから家を守るほか、用材、燃料、食料など生活に密着した資源もここから得ることが出来ました。さらに土に栄養を与える働きや表土の流出を防止や、いざという時の防火、コミュニケーションの場など様々な役割を果たしながら、人々の暮らしを長い間支えてきました。自然の豊かさをとりいれ、共生してきた先人の知恵です。

イノベーション

これまでのモノ、仕組みなどに対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすことです。

NPO : Non- Profit Organization

様々な非営利活動を行う非政府、民間の組織であり、通常、民間非営利組織と呼ばれます。株式会社など営利企業とは違って、収入から費用を差し引いた利益を関係者

に分配することが制度的にまたは事実上できないような組織のことを意味します。NPOには、多種多様なものがあり、学校、病院、老人ホームなどを経営する事業型NPO、そうした活動に資金を提供する助成財団、環境問題や社会問題への取り組み、国際援助・交流を行う市民団体などが含まれます。

【か】

外国語指導助手（ALT）

教育委員会などに配属され、公立小中学校において外国語授業の補助を行う外国人講師。

介護サービス

平成12年に利用者によるサービスの選択が可能となる介護保険制度が実施され、認定者に対する介護をいいます。介護保険制度により利用者が受けられるサービスは、居宅介護サービスと施設介護サービスとに大別されます。

カウンセリング

学校生活・社会生活の中で、悩みを持つ人に対し、それを解決するための助言を与えること。〔その任に当たる人は「カウンセラー」〕

合併処理浄化槽

台所やお風呂の家庭雑排水を、し尿と合わせて処理できる浄化槽のことです。

し尿だけを処理する「単独処理浄化槽」は、生活雑排水（台所、風呂、洗濯 など）を未処理のまま放流するため、河川などへ流れ出す水質汚濁の量が合併処理浄化槽の8倍になります。

合併特例債

市町村の合併に伴い特に必要となる事業費として特例的に起債できる地方債です。事業費の95パーセントに充当でき、国が返済の70パーセントを負担します。発行期限については、合併特例債延長法が平成24年6月に可決され、10年間から15年間（東日本大震災の被災地は合併から20年間）に延長となりました。

カリキュラム

教育課程。学校教育（生涯学習）の内容・計画を組織的に展開したものです。

環境ISO

環境マネジメントシステムの仕様を定めた国際規格のことです。環境マネジメント

システムとは、環境に配慮した組織運営を行うための仕組みであり、計画を立て（Plan）、実行し（Do）、点検して（Check）、見直す（Action）、というサイクルを継続的に改善するシステムです。

感染症

ウイルスや細菌などの病原体が、感染することによって起こる症状のこと。インフルエンザ、風疹、ウイルス性肝炎など、感染症の種類は数多くあります。

官民連携事業

官庁（行政）と民間（企業、住民・NPO など）が連携・協働することによって、公共サービスを効率的・効果的に提供していく仕組みです。通称 PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）と呼ばれています。

基幹公民館

三地区の中心となる公民館（中新田公民館、小野田公民館、宮崎公民館）のこと。

グリーン・ツーリズム

農林水産省の定義では、農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことをさします。グリーン・ツーリズムを推進し、ゆとりある国民生活の実現を図るとともに、農山漁村地域の活性化を図るためには、農山漁村地域において都市住民を受け入れるための条件整備が重要になることから、平成 6 年に「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」（略称「農山漁村余暇法」）が制定されました。

その後、農林漁業体験民宿業者の登録制度の一層の活用を図ることなどを目的として、平成 17 年 6 月に法律が改正され、平成 17 年 12 月から施行されています。

グループホーム

認知症高齢者や障がい者などが、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居またはその形態のこと。これらの居住者に対する日常生活援助などのサービスを指す意味でも用いられます。介護保険法および障害者総合支援法において、給付対象サービスとして位置づけられています。

健幸社会

身体面での健康だけでなく、誰もが健康で生きがいを持ち、高齢者も安心して住み続けられる社会です。加美町では「健幸社会の実現」の一環として、シルバーハウジングの建設や「元気わくわくポイント事業」などに取り組んでいます。

高度情報化

情報が物質やエネルギーに匹敵する価値を持つ資源となり、その価値を中心に社会・経済が発展していく状態を指します。

コミュニティビジネス

地域住民が主体となり、地域が抱える問題を、ビジネスとして継続的に取り組むことにより、地域の問題を解決し、新たな雇用を作り出し、地域を元気にする事業のことです。行動価値基準も、営利第一ではなく、地域社会のためになる事業を通じて、意義や意味を追求していくことにあり、事業規模については、「地域の中で顔の見える関係」が前提となり、「等身大のビジネス」とも言われています。

コンポスト

家庭生ごみや下水汚泥、浄化槽汚泥、家畜の糞尿、粗大有機物（わら、もみがら、おが屑など）などの有機物を、微生物の働きによって醗酵分解させ堆肥にしたものの総称を指します。

コーホート法

将来人口を推計する方法の1つです。コーホートとは、ある年（期間）に生まれた集団のことをいい、コーホート法とは、その集団のある期間の人口変化を観察することで将来人口を推計する方法を指します。

例えば、ある年の20～24歳人口は5年後には25～29歳に達しますが、その間の実際の人口変化の傾向を20～24歳人口に当てはめて計算することで、5年後の25～29歳人口が推計されます。

【さ】

再生可能エネルギー

太陽光や風力など、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーです。

里山経済

エネルギー資源、観光資源、森林資源などを活用した地域資源循環型経済です。加美町ではその一環として「薪の駅構想」や商店街拠点整備に取り組んでいます。

自主防災組織

地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活

動することを目的に結成する組織のことです。災害時には、災害による被害を最小限に食い止めるため、要援護者の安全確保や消火班に寄る消火活動などを行います。また、復旧・復興期には、自主防災組織と地域住民とが力をあわせて、自分たちのまちの再生に向けた様々な取り組みを行います。

指定管理者制度

地方自治体が所管する公の施設について、管理、運営を民間事業会社を含む法人やその他の団体に、委託することができる制度です。指定管理者には施設の使用許可や料金設定の権限が与えられ、利用料を収入にすることもできます。

公の施設の管理受託者について従来は、公共団体、公共的団体、一定の要件に該当する出資法人（1／2以上出資など）に限定されてきました。しかし、住民ニーズの多様化に効果的・効率的に対応するためには、民間事業者のノウハウを活用することが有効であるとの考えから、「指定管理者制度」が導入され、宮城県では平成17年度からNPO法人や営利企業も含めた民間事業者の参入が可能となりました。

循環型社会

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会です。たとえば、ひとつのものを長く使うことによって、生産や消費を抑え、ごみを減らし（リデュース）ます。また、不要になったものを必要な人に譲ったり、ボトルを詰め替え式で何度も利用するといった、再使用（リユース）も行われます。さらに、廃棄処分にする場合には分別をして、再生できるものは資源として再生利用（リサイクル）されます。このように、リデュース・リユース・リサイクルという「3つのR」が機能することによって、私たちは経済社会の中で資源の循環を実現することができ、それと同時に自然の循環を尊重することができるのです。循環型社会の推進にあたっては、循環型社会形成推進基本法が平成12年6月交付され、リサイクルに関する各種法律が施行されています。

省エネルギー

石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うことをいいます。

食育

内閣府では「生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と定義されています。国では食育

推進基本計画を定め、主に次のような施策の基本的方向を定めています。

- ・家庭や学校・保育所等における食育
- ・地域における食生活の改善の取り組み
- ・生産者と消費者との交流促進
- ・食文化の継承のための活動支援 など

職場適応援助者（ジョブコーチ）

支援を必要とする障がい者、事業主との相談を通じて障害者職業カウンセラーが策定した支援計画に基づき、職場に派遣される就労支援者のことです。

新エネルギー

石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」であり、太陽光発電や風力発電などの「自然エネルギー」と、汚泥、木屑や廃棄物などを利用する「リサイクルエネルギー」に大別されます。

新型インフルエンザ

季節性インフルエンザと抗原性が大きく異なるインフルエンザで、一般に国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいいます。

スポーツ推進委員、生涯スポーツ普及員

スポーツ推進委員はスポーツ基本法に基づき、住民のスポーツ活動の促進とスポーツ振興のための指導助言などを行うため市町村ごとに配置している組織で、加美町では24人以内としている。

生涯スポーツ普及員は、全行政区から1名選出された地域スポーツのリーダーであり、お世話役のこと。

スポーツツーリズム

スポーツを主目的とする旅行だけでなく、観光旅行の一部にスポーツを取り入れたり、スポーツを「支える」人々との交流や、旅行者が旅先で主体的にスポーツに親しむことのできる環境の整備、さらには、競技大会の招致・開催、スポーツ合宿の招致を包含したものとされています。

生活習慣病

「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群」と定義され、インスリン非依存性糖尿病（成人型糖尿病）、肥満、高脂血症

(家族性を除く)、高尿酸血症、循環器疾患(先天性を除く)、大腸がん(家族性を除く)、高血圧症、肺扁平上皮がん、慢性気管支炎、肺気腫、アルコール性肝障害、歯周病などが含まれるとされています。

生活不活発病

外出が減り座りっぱなしになるなど、生活の中で体を動かすことが少なくなり、心身のあらゆる機能が低下するものです。高齢者や障がい者に起こりやすく、日常生活の動作がやりにくい、疲れやすい、うつ状態など様々な症状が起こります。

セーフティーゾーン

本計画で示すセーフティーゾーンとは、歩道以外の道路上に設けられた歩行者などの安全を確保するためのエリアです。

総合型地域スポーツクラブ

人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、①子どもから高齢者まで(多世代)、②様々なスポーツを愛好する人々が(多項目)、③初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをいいます。

【た】

デジタルデバイド

パソコンやインターネットなどの情報技術を使いこなせる者と使いこなせない者の間に生じる、待遇や貧富、機会の格差をいいます。

個人間の格差の他に、国家間、地域間の格差を指す場合もあります。

地域イントラネット

地域情報の拠点(町役場など)と、公民館、小・中学校間の情報通信ネットワーク。このことにより、遠隔行政相談、遠隔授業の実施や行政情報、福祉支援情報などの各種情報の提供などが可能になります。

地域おこし協力隊

有志の市民が都市地域から過疎地域などに住民票を移動し、一定期間以上、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事しながら、その地域への定住・定着を図っていくものです。

地域活動支援センター

障害者に創作的活動・生産活動の機会を提供することで、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設です。

加美町の障害者自立支援施設クローバーハウスでは、地元企業から請負を受け、段ボールの加工、組み立て作業を行ったり、地元農家のご指導を受け農産物（ニンニク）の生産から販売を行ったりなど、様々な事業を展開しています。

地域包括ケアシステム

地域住民に対し、保健サービス（健康づくり）、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーションなどの介護を含む福祉サービスを、各関係者がバラバラに提供するのではなく、関係者が連携、協力して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組みです。

地球温暖化

地球は、二酸化炭素やメタンなどの「温室効果ガス」によって、適正な温度が保たれています。近年、経済活動の進展により、石油や石炭の消費が増大し、温室効果ガスが大量に大気中に排出されているため、温室効果が強まって地球の温度が上昇する現象をいいます。

治山

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源かん養、生活環境の保全・形成などを図る事業です。

道路ストック

既存のトンネル、橋梁、舗装、道路附属物など。

特用林産物

食用とされる「しいたけ」、「えのきたけ」、「ぶなしめじ」などのきのこ類、樹実類、山菜類など、非食用のうるし、木ろうなどの伝統的工芸品原材料及び竹材、桐材、木炭などの森林原野を起源とする生産物のうち一般の木材を除くものの総称です。

地域経済の安定と就労の場の確保に大きな役割を果たしています。

トレサビリティ

「トレース（足跡をたどる）」と「アビリティ（できること）」の合成語で、もともとは工業製品などの商品の履歴、所在を追跡する方法の概念です。これを食品に当てはめると、食品を購入するときに、いつ、どこで、誰によって、どのようにして作

られたかをトレース（追跡）できるシステムのことを言います。農薬、肥料などの使用状況や播種、収穫日などの栽培経過を明確にするという目的があります。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

明確な定義はなく、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いようです。

ただ、人によっては、親子間の暴力などまで含めた意味で使っている場合もあります。

内閣府では、人によって異なった意味に受け取られるおそれがある「ドメスティック・バイオレンス（DV）」という言葉は正式には使わず、「配偶者からの暴力」という言葉を使っています。

【な】

認知症

痴呆（症）の新しい名称。旧称には差別や偏見を助長するニュアンスがあるとして、2004 年（平成 16）12 月に厚生労働省の検討会からの報告を受け、行政用語の改称方針が決定されました。

ニュースポーツ

①国内外を問わず最近生まれたスポーツ、②諸外国で古くから行われていたが、最近我が国で普及したスポーツ、③既存のスポーツ・成熟したスポーツのルールなどを簡略化したスポーツを包含したものと考えられ、身近なものとして「ゲートボール」、「ディスクゴルフ」、「(スポーツ) 雪合戦」などがあります。

特徴としては技術の習得が容易なことからすぐにゲームを楽しむことができ、参加者の筋力や持久力の差がそのまま競技力に反映することなく年齢・性別を問わずに誰でも活動できることです。

認定こども園

就学前児童の教育と保育を一体的に提供し、地域における子育て支援を実施する機能を備えた施設で、「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」の4つの類型があります。平成 27 年 4 月から施行される子ども・子育て支援新制度では、幼保連携型認定こども園が、教育や保育、子育て支援を一体的に提供する単一の施設として、基準や認可手続きが一本化されます。

農業ヘルパー制度

酪農経営を行っている人の休暇取得のために、乳牛の搾乳や給餌などの技術を習得

した人が代理で行えるようにした制度を酪農ヘルパー制度といいます。これを、農業全般についても準用する考え方を農業ヘルパー制度と呼んでいます。

【は】

PPP／PFI

日本語で「官民連携」と表現されることもあります。

PFI（Private Finance Initiative）とは、公共サービス（公共施設の建設、維持管理、運営など）に民間の資金、経営能力及び技術的能力を導入し、国や地方公共団体が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供する手法です。

PPP（Public Private Partnership）とは、PFIの概念をさらに拡大し、公共サービスに市場メカニズムを導入することを旨に、サービスの属性に応じて民間委託、PFI、独立行政法人化、民営化などの方策を通じて、公共サービスの効率化を図ることをいいます。

したがって、PFIはPPPの実施手段のひとつ、ということになります。

バイオマス

一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」のことを指します。

バイオマスの種類には、家畜排せつ物、下水汚泥、黒液、紙、食品廃棄物、製材工場残材、建設発生木材、農作物非食部などがあります。

ビジネスマッチング

企業の事業展開を支援する目的で、事業パートナー（見込み顧客、仕入れ先、提携先など）と出会う機会を提供するサービスのことです。行政機関をはじめ、金融機関や民間企業が様々な場所やモデルでサービスを提供しています。

ベンチャー企業

新しい技術などを開発して事業として発足させた、創業からあまり時間が経っていない企業のこと。

地域ボランティア通貨制度

本来無償の行為とされているボランティアを、その活動時間を単位として数値化し、その価値を将来交換できるように蓄積・管理していくものです。つまり、そこで時間単位に計数され蓄積され管理されるボランティア行為の価値（社会的労働価値）は、原則として、すべてが本来ならボランティアの胸の中で満足感（使命感や正義感、達成感）として消費される無償の余剰価値ということになります。地域通貨が通常の通

貨に準じてモノやサービスに対して機能するものとすれば、ボランティア通貨はその名前に象徴させるように、比較として行為（活動）自体を取引するものと考えられます。

【ま】

メンタルケア

心的・精神的な面での世話、治療やサポートなどのこと。

【や】

U J I ターン

- ・ Uターン⇒出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地に戻ること。
- ・ Jターン⇒出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地の近隣地域に戻ること。
- ・ Iターン⇒出身地にかかわらず、住みたい地域を選択し移り住むこと。

要介護状態

身体上又は精神上の障がいがある、入浴、排泄、食事などの日常生活においての基本的な動作の全部又は一部について、継続して常時介護を要すると見込まれる状態。

要支援状態

身体上又は精神上の障がいがある、入浴、排泄、食事などの日常生活においての基本的な動作の全部又は一部について、継続して常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化防止のための支援を必要と見込まれる状態。

【ら】

ライフステージ

人生の各生活段階で「年代」、「人生の節目」のことをいいますが、各年代や人生の節目は、それぞれ独立しているわけではありません。年代では、乳幼児期、児童期、思春期、青年期、壮年期、老年期があげられ、人生の節目としては、出生、学校卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職（引退）などがあります。

リサイクル（システム）

リサイクルは、循環型社会を形成する上で、不用品や産業廃棄物（ごみ）を資源として再び利用することで「再利用」や「再資源化」と概ね同じ意味になります。

リハビリテーション

傷病者や肢体不自由者（児）などの機能回復後の社会復帰を意味し、1910 年以降、医学的・職業的・教育的・社会的リハビリテーションの理念が提唱され、現在ではそれらの立場から、患者、障がい者（児）に対する全人間的アプローチを目的としています。

6 次産業化

農業を 1 次産業としてだけでなく、加工などの 2 次産業、さらにはサービスや販売などの 3 次産業まで含め、1 次から 3 次まで一体化した産業とし、農産物の付加価値を高め農業の可能性を広げようとするものです。

ロコモティブ症候群（運動器症候群）

骨、関節、筋肉や神経で構成される運動器の障害により「要介護になる」リスクの高い状態になることです。ロコモティブ症候群は、「メタボ」や「認知症」と並び、「健康寿命の短縮」、「ねたきりや要介護状態」の 3 大要因のひとつになっています。